



みんなでいいまちつくろうよ

社協活動のあらまし

地区社協活動のてびき



令和7年度版

社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

目 次

1	大垣市の概要	1
2	大垣市社会福祉協議会の概要	2
3	大垣市社会福祉協議会の組織	2
4	大垣市社会福祉協議会のあゆみ	4
5	大垣市社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画	9
6	大垣市社会福祉協議会の活動	11
7	地区社会福祉推進協議会	
(1)	地区社会福祉推進協議会とは	27
(2)	地区社協設立の経過	28
(3)	地区社協組織について	29
(4)	地区社協の活動	31
(5)	地区社協活動の進め方	35
(6)	地区社会福祉推進協議会活動計画策定及び評価事業	37
(7)	大垣市社会福祉協議会地区社協推進活動に対する助成要綱	39
(8)	福祉推進委員制度	41
(9)	ふれあい・いきいきサロン事業	48
(10)	あんしん見守りネットワーク事業	52
(11)	緊急連絡のてびき作成事業	59
(12)	地域支援ネットワーク委員会・小地域支援ネットワーク会議	62
(13)	食事サービス事業・高齢者を囲む会事業	64
(14)	地域防災力向上推進事業	71
(15)	生活支援事業	73
(16)	令和5年度地区社会福祉推進協議会 概要	85
8	地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会	87
9	認知症初期集中支援推進事業	88
10	大垣市総合在宅介護支援センター	88
11	日常生活自立支援事業	88

2	生活困窮者自立相談支援事業 大垣市生活支援相談センター.....	89
3	超短時間雇用創出事業.....	89
4	生活支援体制整備事業.....	89
5	在宅福祉サービス事業	
(1)	指定居宅介護支援事業所.....	90
(2)	特定障がい者相談支援事業所.....	90
(3)	訪問介護サービス.....	91
(4)	訪問看護サービス.....	92
(5)	通所介護サービス.....	93
6	障がい者福祉サービス	
(1)	障害者相談支援事業.....	94
(2)	障害者社会参加促進事業.....	95
(3)	障害者意思疎通支援事業.....	95
(4)	障害者就労相談支援事業.....	95
(5)	共同生活援助・短期入所.....	96
7	ボランティア活動.....	97
(1)	大垣市ボランティア市民活動支援センター.....	98
(2)	大垣市ボランティア連絡協議会.....	98
(3)	災害ボランティアセンター.....	100
(4)	ボランティア団体.....	101
8	福祉協力園・福祉協力校.....	101
9	指定管理施設	
(1)	障害福祉サービス事業所（かわなみ作業所）.....	105
(2)	大垣市総合福祉会館.....	106
(3)	大垣市老人福祉センター.....	106
(4)	上石津老人福祉センター悠楽苑.....	107
(5)	墨俣老人福祉センター.....	107

I 大垣市の概要

大垣市は日本列島のほぼ中央、濃尾平野の西北部に位置し、面積 206.52 平方キロメートル、人口は約 16 万人の岐阜県内第 2 の都市です。合併により飛び地になっており、東に墨俣地域、南西には上石津地域があります。世帯数は約 6 万 9 千世帯。

本市は、揖斐川水系の自噴帶にあり、古くから「水都」と呼ばれ、夏は冷たく、冬は暖かく感じる良質で豊富な地下水に恵まれ、市民生活はもとより、工業用水として最適であったため、大正初期から織維工業を中心に工場が誘致され、中部圏有数の内陸工業都市として発展を続けてきました。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

- 世帯数 70,170 世帯
- 人口 156,370 人
- 65 歳以上人口 44,215 人 (28.2%)
- 一人暮らし高齢者登録者数 2,789 人
- 民生児童委員数 367 人
- 福祉推進委員数 879 人
- 社会福祉施設等
 - 1 救護施設 1 ケ所
 - 2 老人福祉施設等
 - ・養護老人ホーム 1 ケ所
 - ・軽費老人ホーム 4 ケ所
 - ・老人福祉センター 4 カ所
 - ・地域福祉センター 4 ケ所
 - ・在宅介護支援センター 7 ケ所
 - ・地域包括支援センター 4 ケ所
 - ・介護老人福祉施設 10 ケ所
 - ・介護老人保健施設 4 ケ所
 - ・居宅介護支援事業所 47 ケ所
 - ・訪問介護事業所 59 ケ所
 - ・訪問入浴介護事業所 3 ケ所
 - ・訪問看護事業所 38 ケ所
 - ・通所介護事業所 (デイサービス) 40 ケ所
 - ・通所リハビリテーション事業所 (デイケア) 7 ケ所
 - ・短期入所生活介護事業所 21 ケ所
 - ・短期入所療養介護事業所 4 ケ所
 - ・福祉用具貸与事業所 11 ケ所
 - ・福祉用具販売事業所 10 ケ所
 - ・特定施設入所者生活介護 3 ケ所
 - ・地域密着型サービス
 - ア 認知症対応型通所介護 5 ケ所
 - イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 ケ所
 - ウ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 3 ケ所



エ 認知症対応型共同生活介護 21 ケ所

オ 小規模多機能型居宅介護 6 ケ所

カ 地域密着型通所介護事業所 18 ケ所

キ 看護小規模多機能型居宅介護 2 ケ所

3 障害者施設・事業所等

・指定障害福祉サービス事業者

・訪問系サービス 27 ケ所

・日中活動サービス

ア 生活介護 20 ケ所

イ 自立訓練 1 ケ所

ウ 就労移行支援 3 ケ所

エ 就労継続支援 A 型 11 ケ所

オ 就労継続支援 B 型 24 ケ所

・短期入所 14 ケ所

・共同生活援助 16 ケ所

・指定障害者支援施設 (入所) 2 ケ所

・地域密着型サービス

・指定一般・特定・障害児相談支援事業所 20 ケ所

・指定障害児通所支援事業所 31 ケ所

・障害者相談委託支援事業所 3 ケ所

・地域活動支援センター 2 ケ所

・障害者プール 1 ケ所

4 児童福祉施設

・助産施設 1 ケ所

・児童館 2 ケ所

5 保育園

・市立保育園 5 園

・私立保育園 8 園

・市立認定こども園 11 園

・私立認定こども園 7 園

7 小規模保育事業所 2 園

2 大垣市社会福祉協議会の概要

- 名 称 社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会
- 所在地 大垣市馬場町124（大垣市総合福祉会館）
TEL (0584) 78-8182 FAX (0584) 71-7533
- 設 立 昭和50年3月14日 社会福祉法人認可
(平成18年3月31日上石津町及び墨俣町と合併)
- 目 的 大垣市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定され「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として地域社会における福祉活動への住民の主体的な参加の促進、社会福祉を目的とする事業の連絡・調整等を行い、また、自ら事業を企画・実施することによって住民の福祉増進と福祉コミュニティの形成をはかることを目的とします。
- 財 源 財源として、公的施策の委託費の他、介護保険サービス等の事業収入、共同募金配分金、世帯単位による一般会員（年額300円以上）、特別会員（年額1,000円以上）、賛助会員（年額1,000円以上）、施設会員（通所施設 年額5,000円以上、入所施設 年額10,000円以上）及び一般寄付等があり、諸事業を運営・実施しています。

3 大垣市社会福祉協議会の組織

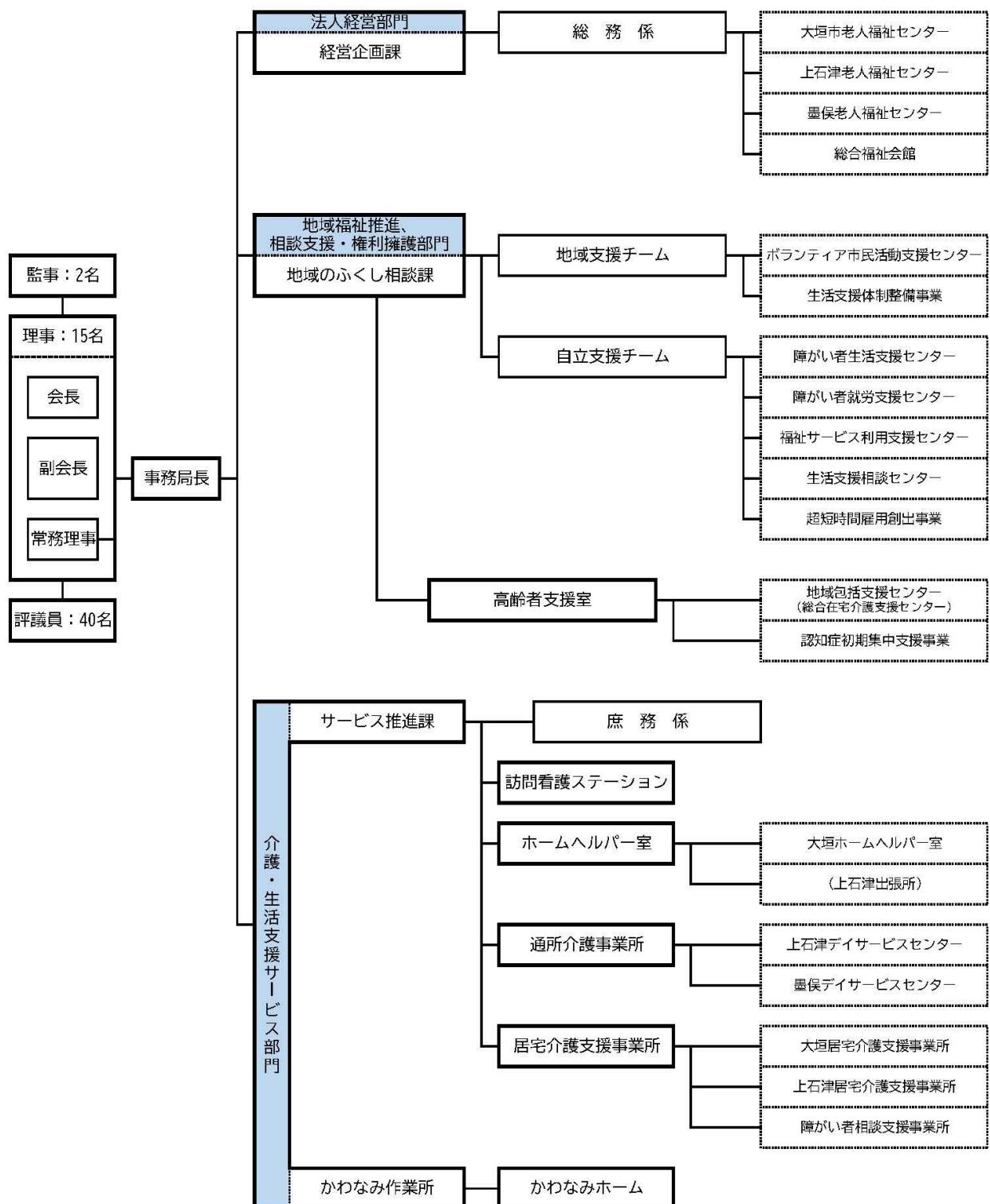
大垣市社会福祉協議会（以下、「社協」）は、基本的にはすべての市民によって支えられていますが、組織を運営していくうえで、地域の社会資源である自治会・地区社協、ボランティア団体、民生委員児童委員協議会をはじめ各種団体、医療・保健機関、行政など関係機関により構成されています。

組織は、業務執行機関として「理事（定数15～17名：現在数15名）」、職務執行の監査機関として「監事（2名）」、議決機関として「評議員（定数37～41名：現在数40名）」により運営されています。また、理事・監事・評議員による4つの専門部会（「総務部会」「地域部会」「事業運営部会」「ボランティア部会」）を設置し、事業強化を図っています。事業実施は、事務局をはじめ各所属で市の受託事業や介護保険事業、障がい者関係事業、指定管理施設の運営などを行っています。

〈 社 協 構 成 団 体 〉

自治会等 地域代表		福祉 ボランティア 団体等			社会福祉事業 を経営する 団体の役職員		当事者 団体		利用 者 の 家 族 代 表	関連分野団体			学識経験者 行政機関等	
連合自治会連絡協議会	地区社会福祉推進協議会連絡会	民生委員児童委員協議会	福祉推進委員連絡会	赤十字奉仕団	大垣市社会福祉事業団	私立保育園	障害者団体連絡協議会	母子父子寡婦福祉連合会	かわなみ作業所父母の会	医師会	歯科医師会	女性連合会	健康福祉部	小中校長会
		保護司会	子ども会育成連絡協議会	食生活改善協議会			かがやきクラブ大垣			薬剤師会	商工会議所		市民活動部	学識経験者

＜令和7年度 大垣市社会福祉協議会組織図＞



4 大垣市社会福祉協議会のあゆみ

年月	社協の動き
昭和 30 年 7 月	任意団体として発足 事務局を市役所厚生課に設置
昭和 50 年 3 月	社会福祉法人の認可を受け、事務局を市役所社会課に設置
4 月	老人福祉センターの管理運営を受託 法務局登記 生活資金（小口生活資金）貸付業務の開始
8 月	『大垣社協だより』第 1 号の発刊
11 月	社協会員規程及び会費徴収規程の制定
昭和 51 年 4 月	地区社協の設置開始
7 月	毎月第 1 日曜日を「福祉の日」と定める
12 月	在宅重度障害者激励訪問の実施
昭和 52 年 2 月	第 1 回子どもの意見を聞く会の開催
4 月	事務局に福祉活動専門員を配置
7 月	大垣市ボランティアセンターの設置
9 月	在宅ねたきり老人等激励訪問の実施
昭和 53 年 4 月	福祉協力校岐阜県社会福祉協議会指定校の実施（2 校） 専任事務局長の配置
6 月	第 1 回ボランティア養成講座の開催
昭和 54 年 4 月	障害者かわなみ小規模授産所の管理運営を受託
昭和 55 年 4 月	福祉協力校大垣市社会福祉協議会指定校の実施
9 月	『緊急連絡のてびき』作成・配布
10 月	第 1 回ボランティアスクールの開講
11 月	ひとり暮らし老人食事サービス事業の開始
昭和 56 年 3 月	地区社協を全 18 地区に設置
7 月	第 1 回心身障害児療育キャンプの開催
9 月	第 1 回ふれあいコンサートの開催
昭和 57 年 4 月	福祉基金の設置
昭和 58 年 4 月	福祉のまちづくり推進事業（県社協指定）の実施 かわなみ作業所の管理運営を受託
8 月	老人福祉講座の開催
昭和 59 年 2 月	住民の福祉意識調査の実施 第 1 回ボランティア交流会の開催
6 月	在宅ひとり暮らし老人・ねたきり老人調査の実施
昭和 60 年 4 月	老人、障害者、心身障害児ホームヘルパー派遣事業を受託 福祉のまちづくりモデル地区の指定（見守りネットワーク事業の強化）
8 月	総合福祉会館管理運営の受託
昭和 61 年 4 月	ボラントピア事業（厚生省モデル指定）の実施 福祉ボランティアのまちづくり推進協議会の設立

年月	社協の動き
昭和 61 年 4 月	在宅福祉サービスネットワークモデル地区の指定開始
5 月	第 1 回クリーンアップおおがき水門川清掃の実施
8 月	第 1 回ボランティアフェスティバルの開催 ボランティア活動推進大会の開催 ボランティアのまちづくり推進都市憲章の発表
12 月	地区社協による歳末訪問事業の実施
昭和 62 年 1 月	ボランティア活動振興基金の設置
4 月	福祉教育協力校大垣市社会福祉協議会指定校の拡大（保育園、幼稚園、高校）
7 月	大垣市福祉バスの運行管理の受託
昭和 63 年 4 月	ふれあいお話テレホン開始
昭和 63 年 6 月	地区社協ひとり暮らし老人を囲む会の実施
平成元年 4 月	障害者ガイドヘルパー事業の運営を受託
8 月	第 1 回サマーワークキャンプの実施
平成 2 年 4 月	ボランティアコーディネーターの配置 重度身体障害者デイサービス事業の運営を受託
平成 3 年 7 月	ふれあいのまちづくり事業（厚生省モデル指定）の実施 ふれあい福祉センターの設置
9 月	第 1 回介護講習会の開催
12 月	福祉協力員の設置
平成 4 年 1 月	在宅重度障害者ふとん乾燥事業の開始
平成 5 年 4 月	ホームヘルパー養成研修 3 級課程の開催
平成 6 年 4 月	中川ふれあいセンターの管理運営を受託 かわなみ作業所分場の管理運営を受託 障害者移動入浴介護サービス事業の開始
平成 7 年 7 月	24 時間巡回型ホームヘルプサービス事業を受託
8 月	大垣市社会福祉協議会法人化 20 周年記念社会福祉大会の開催及び記念誌発行
平成 8 年 4 月	高齢者介護支援相談センターの開設
7 月	大垣市老人訪問看護ステーションの開設
10 月	障害者時間延長型ホームヘルプサービス事業を受託
平成 9 年 4 月	身体障害者訪問入浴事業を受託 障害者生活支援事業を受託 コミュニティママ子育てサポート事業を受託
平成 10 年 4 月	総合（基幹型）在宅介護支援センター事業を受託
平成 11 年 4 月	障害者社会参加促進事業を受託 障害者介護等サービス体制整備事業を受託
10 月	地域福祉権利擁護事業（基幹型）を受託
平成 12 年 4 月	介護保険制度の施行に伴い、居宅介護支援事業所、居宅介護サービス事業所（訪問介護、訪問入浴、訪問看護ステーション）の指定を受け、介護保険サービスを開始 生きがい活動支援通所事業、高齢者自立生活支援事業を受託

年月	社協の動き
平成13年 4月	福祉協力員から福祉推進委員に名称変更
平成14年 4月	ふれあい・いきいきサロン事業の開始 精神障害者ホームヘルパー派遣事業の開始
7月	大垣市災害ボランティアセンター設置（荒崎地区）
平成15年 4月	障害者支援費制度の施行に伴い、居宅介護事業所の指定を受けて、身体障がい者（児）・知的障がい者（児）に対して支援費サービスを開始
5月	介護予防教室『はじめの一歩』開催
平成16年 3月	ホームヘルパー室、居宅介護支援事業所が島田洋行ビルに移転
4月	地区社会福祉推進協議会活動計画策定モデル指定事業を開始 (4年計画で18地区)
10月	第1次地域福祉活動計画の策定
平成17年 3月	福祉の館 デイサービス長沢の開設
4月	西濃圏域1市2町社会福祉協議会合併協議会の設立
8月	大垣市社会福祉協議会法人化30周年記念社会福祉大会の開催及び記念誌発行
10月	大垣市ボランティア連絡協議会の設立
平成18年 3月	第1次経営改革計画
3月	新大垣市社会福祉協議会誕生（上石津町及び墨俣町社会福祉協議会と合併）
4月	指定管理施設の受託（第1期／平成18年度～21年度） 8施設 大垣市総合福祉会館・中川ふれあいセンター・かわなみ作業所・大垣市、上石津、墨俣老人福祉センター・上石津、墨俣デイサービスセンター 地域包括支援センター事業の運営（3エリア）を受託
5月	福祉の館 デイサービス青野の開設
6月	福祉の館 デイサービス池尻の開設
平成19年 12月	在宅福祉サービス事業の拠点として土地・建物（基本財産）を今宿に取得、開設 ホームヘルパー室、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問入浴事業所が在宅福祉サービスステーションに移転
平成20年 3月	大垣市と災害ボランティアセンターの設置等に関する協定調印
4月	あんしん見守りネットワークモデル指定事業を開始（3年計画で20地区） ファミリーサポートセンター事業を受託
9月	福祉の館 デイサービス下山の開設
平成21年 1月	岐阜経済大学連携協力に関する協定調印
3月	第2次地域福祉活動計画策定
4月	地区福祉推進委員連絡会の設置
10月	子育て応援カフェ事業「とらいあんぐる」の開設
平成22年 4月	指定管理施設の受託（第2期／平成22年度～25年度） 7施設 障害者就労相談支援事業を受託 障害児放課後等支援事業を受託 大垣市と非常災害時における施設への災害時要援護者受け入れに関する協定調印 (上石津・墨俣老人福祉センター、上石津・墨俣デイサービスセンター) 地域支え合いの体制作り事業（地区社協拠点整備事業）

年月	社協の動き
平成 23 年 4 月	地域支援ネットワーク委員会モデル指定事業開始（3 年計画で 20 地区） 地域支え合いの体制作り事業（地区社協拠点整備事業）
10 月	中部学院大学並びに中部学院大学短期大学部と包括的連携に関する協定調印
平成 24 年 4 月	共同生活援助 かわなみホームの開設
9 月	大垣市災害ボランティアセンター設置（上石津地区）
10 月	生活支援（買い物支援）サービスの開始
平成 25 年 4 月	障がい者相談支援事業所の開設
9 月	見守り関係事業所との見守り協定調印
平成 26 年 3 月	第 3 次地域福祉活動計画策定 第 2 次経営改革計画策定
4 月	指定管理施設の受託（第 3 期/平成 26 年度～30 年度、かわなみ作業所のみ平成 26 年度～35 年度） 7 施設 西濃地域成年後見支援センターの開設 第 2 次地区社協活動計画策定モデル事業開始（3 年計画で 20 地区） 災害時要援護者個別支援計画作成事業を受託（3 年計画） 災害ボランティアコーディネーター（防災士）の地域組織化事業の開始 社会福祉法人会計基準（新会計基準）に移行 エンゼルサポーター事業の受託
10 月	法人化 40 周年記念事業実行委員会設置 ボランティア活動支援センターマスコットキャラクター「あいちゃん」着ぐるみ誕生
11 月	見守り関係事業所と見守り協定調印
平成 27 年 1 月	福祉の館 デイサービス長沢の閉所 墨俣居宅介護支援事業所の閉所 地区防災士連絡会の設置
4 月	生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業を受託 災害時要援護者避難訓練事業を開始（2 年計画で 20 地区） みんなで支え合いバンク事業の開始
平成 27 年 8 月	大垣市社会福祉協議会法人化 40 周年記念社会福祉大会の開催及び記念誌の発行
平成 28 年 1 月	福祉の館 デイサービス池尻の閉所
2 月	福祉の館 デイサービス下山の閉所
4 月	認知症初期集中支援推進事業の受託 生活支援体制整備事業の受託 上石津地域生活支援活動拠点事業 お散歩カフェ「ときの華」の開設
平成 29 年 2 月	学習支援サポーター養成講座の開始
4 月	災害時要援護者支援体制推進事業の開始
6 月	三城地区生活支援活動拠点事業 お散歩カフェ「オレンジ」の開設
10 月	宇留生地区生活支援活動拠点事業 お散歩カフェ「うるおい」の開設 綾里地区生活支援活動拠点事業 お散歩カフェ「あやの」の開設
平成 30 年 4 月	災害時要援護者支援体制推進事業から地域防災力向上推進事業に名称を変更

年月	社協の動き
平成 30 年 4 月	共同生活援助第 2 かわなみホーム（定員 10 名および短期入所定員 2 名）の開設
平成 31 年 3 月	第 4 次地域福祉活動計画策定 第 3 次経営改革計画策定
4 月	訪問入浴サービス室 閉所 ファミリーサポートセンター事業 受託の廃止 上石津ホームヘルパー室をホームヘルパー室（大垣）へ統合 指定管理施設の受託（第 4 期/令和元年度～令和 5 年度） 7 施設
令和元年 4 月	東地区生活支援活動拠点事業 お散歩カフェ「東」の開設
令和 2 年 3 月	上石津地域生活支援活動拠点事業 お散歩カフェ「ときの華」の閉所
令和 3 年 4 月	生活困窮者自立支援法に基づく、就労準備支援事業・家計改善支援事業を受託 子育て応援事業の開始
7 月	大垣市と公益財団法人大垣青年会議所と災害時における協力体制に関する協定を締結
令和 4 年 3 月	三城地区生活支援活動拠点事業 お散歩カフェ「オレンジ」の閉所
4 月	「法人経営部門」「地域福祉推進・相談支援・権利擁護部門」「介護・生活支援サービス部門」の 3 部門で事務局体制を整備 地域のふくし相談課創設 包括的・重層的相談支援体制の構築 大垣市と大垣西ロータリークラブと災害時における協力体制に関する協定を締結
8 月	大垣市社協 SDGs 宣言・SDGs 協定
令和 5 年 9 月	居場所「い～ばしょ」づくり事業の開始
令和 6 年 3 月	第 5 次地域福祉活動計画策定 第 4 次中期経営計画策定
4 月	指定管理施設の受託（第 5 期/令和 6 年度～令和 10 年度） 7 施設
7 月	大垣市とマックスバリュ東海と高齢者等の買い物支援と地域の見守り活動推進に関する協定を締結
10 月	まちライブラリー「カワノホトリ」の開始 募金百貨店プロジェクトの開始
12 月	第 1 回共同募金チャリティゴルフ大会の開催
令和 7 年 1 月	テーマを 3 つに分けた寄付プロジェクトの立ち上げ 「ブックオフキモチ。」「買取大吉モノ募金」新しい応援のカタチの開設
3 月	福祉の館デイサービス青野の閉所 大垣市とライオンズクラブ国際協会 334-B 地区第 1 R 第 2 Z と災害時における協力体制に関する協定を締結
4 月	超短時間雇用創出事業の受託
6 月	50 周年記念チャリティゴルフ大会の開催
8 月	大垣市社会福祉協議会法人化 50 周年記念社会福祉大会の開催及び記念誌の発行

5 大垣市社会福祉協議会 第5次地域福祉活動計画

●地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉活動をすすめるにあたっての方向性や目標、協働するための方法を定めた計画で、社会福祉協議会が事務局となって策定するものです。また、住民や社会福祉協議会、福祉関係団体等との協働により策定されることから、民間の福祉活動をすすめるための自発的な計画として位置づけられています。

●第5次地域福祉活動計画策定の目的

大垣市社会福祉協議会（以下「市社協」）は、令和元年度から令和5年度までの期間、地域福祉を総合的・計画的に取り組むための行動計画として、「市社協第4次地域福祉活動計画 みんなでいいまちつくろうよ」（以下「第4次活動計画」）を策定し、実施目標・実施方法を持って各種事業に取り組んできました。

第4次活動計画に沿って実施した事業を評価し（見直し）、市社協の今後のあるべき姿、目指すべき方向性を、地域住民や関係専門機関の意見を聞きながら、また、「大垣市地域福祉計画」（以下「市計画」）との連携も視野に入れ、住民主体の地域福祉をより一層推進するために、その方向性を示唆した市社協第5次地域福祉活動計画（以下「第5次活動計画」）を策定しました。

●第5次活動計画策定の経過

本計画を策定するにあたっては、住民参加の原則のもと、地区社会福祉推進協議会（以下「地区社協」）、福祉関係団体、行政機関の代表者で構成された「地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、その研究を進める専門部会（総務部会・地域部会・ボランティア部会・事業運営部会）を4つ位置づけました。策定委員会及び専門部会において第4次活動計画の実施状況について課題を分析し、第5次活動計画案の検討を行いました。

また、令和4年度には、20地区で地域住民の方々に本計画の趣旨を伝え、20地区社協で懇談会を実施し、自治会関係者、民生委員・児童委員、福祉推進委員等、多くの地域住民の方に参加いただきました。

●第5次活動計画の期間

第5次活動計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、社会環境等の変化に対応し、必要が生じた場合にはその都度見直しを行います。

第5次活動計画の基本目標・基本方針・行動目標

基本目標 くらし支える、支えあう

～あなたもわたしも 安心して暮らせる このまちのために～

基本方針 5つの「C」

- Catch 「受け止める」 地域・住民ニーズを把握 そこから新たな地域づくりへ
- Connect 「つながり」 地域社会のつながりを大切に 孤独・孤立の防止、解消を
- Charm 「魅力的に」 魅力的な地域活動を展開 それらを魅力的に発信する
- Change 「変革」 新時代に適応した 柔軟な変革を
- Challenge 「挑戦」 新たなターゲットに向けた 挑戦的な取り組みを

行動目標

- ① くらしを支える重層的な見守りネットワークの充実
 - イ くらしを支える重層的見守り活動“見守りミルフィーユ”的充実
 - ロ だれかとつながり元気になれる“居場所づくり”的推進
 - ハ 地域福祉の担い手づくり、担い手支援
- ② 必ずつながる相談支援体制の確立
 - イ 専門職同士が円滑につながりあう包括的相談体制の確立 “のりしろの紡ぎ合い”
 - ロ 地域支援も 個別支援も “地域に飛び出し困境ごとをキャッチ”
 - ハ “つなげる専門職” 大垣版コミュニティソーシャルワーカーの確立
- ③ つながる ひろがる 福祉共育
 - イ みんなの福祉共育
 - ロ 学校と福祉共育① 福祉共育モデル校の選定
 - ハ 学校と福祉共育② 福祉協力校助成内容の見直しとマニュアルの充実
- ④ ボランティア・市民活動の力で地域を支える
 - イ ボランティア市民活動支援センターの充実
 - ロ 大垣市ボランティア連絡協議会の再構築
- ⑤ 未来を生きる子どもたちの“今”を支える
 - イ 子どもの貧困に寄り添う支援の検討
 - ロ 子どもの居場所づくりを支える取り組み
 - ハ 子育て世帯の生活を支える取り組み
- ⑥ 多様な担い手による地域福祉活動の推進
 - イ 大垣市社会福祉法人連携協議会による公益的な取り組みの充実
 - ロ 民間事業者等による見守り活動の充実
 - ハ 多様な担い手による地域福祉活動への参加
- ⑦ 地域活動の魅力を魅力的に発信する
 - イ 広報・情報発信の充実
 - ロ 動画・SNSを積極活用して魅力を発信
 - ハ 魅力的な広報は“人の顔が見える”
- ⑧ 新時代に対応する地区社協活動の充実と変革
 - イ 第3次地区社協活動計画の策定
 - ロ 新時代の地区社協活動を協議する場の設置
 - ハ 新時代に対応した効果的な助成金交付の検討
- ⑨ 地域福祉の旗振り役 社会福祉協議会の発展・強化
 - イ 第4次中期経営計画に基づいた社会福祉協議会の発展・強化

※第5次活動計画の詳細は市社協ホームページにて閲覧可能です。

6 大垣市社会福祉協議会の活動

【基本方針】

今年は、大垣市社会福祉協議会が発足してから50年目となります。住民の皆様の暖かいご支援・ご協力により地域福祉活動や介護保険・障がい者サービス事業を中心とした福祉サービスの適切な運営と質の向上に努めてまいりました。50周年はこれまでの軌跡を振り返り、これからの中の未来を描く節目のときであります。

さて、私たちを取り巻く社会では、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などを背景に、地域の人間関係が希薄になり、社会的孤立や孤独の問題がますます深刻になってきています。また、生活困窮の問題が拡大するとともに、地域における様々な福祉活動が困難になっている中、孤立・孤独の問題が顕在化し、様々な課題を複合的に抱える世帯も増えています。このような状況の中で、従来の制度ごとや縦割り的な福祉サービスの提供では適切な支援は難しく、包括的な支援を行うことが大きな課題となっています。

法人化50周年を契機に、こうした課題解決に向けて、これまで培ってきた経験を生かし、地域の方々をはじめ多様な主体と協働しながら様々な福祉課題を抱える方々の暮らしを横断的に支える取組を進めることが必要です。

そこで、令和6年度にスタートした『第5次地域福祉活動計画』と『第4次中期経営計画』（両計画、令和6年～10年度）に基づき、誰もが安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とし、20地区社会福祉推進協議会をはじめとした行政・関係機関・団体との連携を密にして地域福祉の推進を進めています。

とりわけ、生活が不安定になり、様々な悩みを抱える世帯が増えていることを鑑み、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的・重層的相談支援体制を構築し、本会の地域包括支援センター、障害者生活及び就労支援センター、福祉サービス利用援助事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者等自立支援事業、認知症初期集中支援事業等がワンチームとなって相談支援機能の充実を図り対応していきます。更に、多様な組織・関係者と連携・協働（多機関協働）を強化し、アウトリーチ等を通じた継続的支援を進め解決に向かっていきます。

併せて、高齢者・障がい者への在宅サービス事業や指定管理施設（令和6年～10年度）の運営についても、質の良いサービスを提供し、市民から信頼させる活動の展開を図るとともに安定的な活動の基盤となる財源の確保と人材育成にしっかりと取り組むとともに、法令順守や組織ガバナンスを絶えず意識しながら事業運営に努めます。

令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」は甚大な被害を発生させました。大規模災害が発生した時に、「災害への対応力」が求められます。その対応力を高めるために、他市社会福祉協議会や市内支援団体との協定を進め、災害ボランティアセンターの機能強化をします。

法人化から50年、新たな課題にも果敢にチャレンジし、社協としての役割をしっかりと果たしていくことが大切であると考えております。令和4年8月11日に公表した「SDGs宣言」が意図する「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現にも繋がるもので、本会オリジナルとして、「SDGsチャレンジ（目標・ゴールに向けた取組み）」を各セクションで設定し、新たな取組みにも着手していきます。更に、法人化50年に際し、「職員の行動指針」を公表し、地域住民の生活を支える福祉分野のエッセンシャルワーカー（人々が生活する上で欠かせない業務に従事する労働者）の組織体として、創意工夫を重ねて事業を展開してまいります。

【SDGs 宣言】



大垣市社会福祉協議会 SDGs宣言



大垣市社会福祉協議会は、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、持続可能な社会の実現に向けた積極的な取り組みを行ってまいります。

2022年8月11日　社会福祉法人大垣市社会福祉協議会

- SDGs達成に向けた取り組み -

『みんなでいいまちつくろうよ』を基本理念に、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指して、次の取り組みを積極的に行います。

地域で互いに助け合い 支え合うまちづくり

- ・多様性を認め合い、「その人らしく」いられる居場所づくり
- ・安心で良質な福祉サービスの提供
- ・災害時における支援体制の強化

関連するゴール



相談支援活動と 関係機関等連携の強化

- ・多職種・他機関連携の強化と体制づくり
- ・地域や専門職機関等と連携・協働した包括的な支援体制の構築

関連するゴール



法人の基盤強化と組織運営

- ・働きがいのある働きやすい職場づくり
- ・健康経営の推進
- ・業務のICT化による業務効率改善と環境負荷低減

関連するゴール



【使命・経営理念】

大垣市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすこと

ができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とします。

この使命を達成するために、大垣市社会福祉協議会の事業は次の理念に基づき展開します。

1 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現します。

2 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるための自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現します。

3 地域に根ざした総合的・包括的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動(インフォーマルな支援や活動を含む。)と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ包括的に展開される支援体制を整備します。

4 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取組への挑戦

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦します。

5 地域課題の解決に向けた公益的取組の実践

地域共生社会の実現に向けて、福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域づくりの支援対し、積極的に貢献していきます。

6 持続可能で責任ある自律した組織運営

地域福祉を推進する中核的な団体として、社協がその役割を十分發揮できるよう、ガバナンスを高め、組織の理念、目的、目標、体制、規範を整え、組織基盤や財政基盤をより強化し自律した経営を推進します。

【基本方針】

大垣市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- ② 住民参加・協働を徹底します。
- ③ 適切に事業評価を行い、効率的・効果的な組織経営を行います。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

【重点目標】

1 社協基盤の強化の推進

各種の社協事業を効果的に実施するために、経営執行機関としての理事会、議決機関である評議員会、また、事業を円滑で民主的に遂行するための専門部会といった法人組織運営体制の強化を図ります。また、独自の業務を推進していくために、自主財源を確保し、安定した財政基盤の確立、指定管理施設の適切な運営体制の構築を目的とした経営委員会の設置等、組織機構の再編に努めます。

また、地域に開かれた組織として、住民への情報開示とアカウンタビリティ（説明責任）を果すほか、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に実施し、必要に応じ外部評価を導入します。

- 地域福祉活動計画行動目標 地域福祉の旗振り役 社会福祉協議会の発展・強化

2 福祉のまちづくりの推進

地域福祉活動計画に沿い、住民同士が支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活ができるまちづくりをめざして、20地区社会福祉推進協議会と連携・協働しながら、地域福祉活動を活性化し、地域での重層的な支え合いネットワークづくりを推進します。

- 地域福祉活動計画行動目標 くらしを支える重層的な見守りネットワークの充実
- 地域福祉活動計画行動目標 未来を生きる子どもたちの“今”を支え
- 地域福祉活動計画行動目標 多様な担い手による地域福祉活動の推進
- 地域福祉活動計画行動目標 新時代に対応する地区社協活動の充実と変革

3 ボランティア・市民活動の推進

誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティアセンター機能の充実を図り、活動のきっかけづくり、人材の養成・研修、相談・支援、情報提供などの事業を推進します。

- 地域福祉活動計画行動目標 ボランティア・市民活動の力で地域を支える

4 福祉共育、啓発・交流の推進

ともに生きる地域社会の実現を目指して、家庭・学校・地域が一体となった福祉共育の機会をつくるとともに、地域での交流や福祉啓発の場を設けて、住民への福祉の理解と関心を高め、地域福祉活動の活性化を図ります。

- 地域福祉活動計画行動目標 つながる ひろがる 福祉共育

5 情報提供・相談体制、福祉課題の把握の推進

住民が必要な時に、適切に情報を得ることができるように、さまざまな方法で情報提供を行います。また、生活に関わる複雑・多様化した課題を把握し、それに応じた地域福祉活動や福祉サービスなどの支援を適切に結びつけることができるように、総合的な相談体制の充実を図ります。

- 地域福祉活動計画行動目標 必ずつながる相談支援体制の確立
- 地域福祉活動計画行動目標 地域活動の魅力を魅力的に発信する

6 在宅福祉サービスの推進

住民の自立した生活を支えるために、必要なサービスを必要なときに利用できる質の高いサービスの提供を推進します。また、関係機関が連携し、サービス調整を図りながら、総合的なケア体制の充実を図ります。

第4期中期経営計画（令和6年度～10年度）の基本目標と重点項目

【基本目標】 SMART（スマート）

【重点項目】 5つの重点項目

① Sustainable（持続可能な組織運営）

本会事業活動を持続可能なものにするため、適正な収益を確保し安定的な財務基盤を確立する必要があります。法人事業を計画的、効率的に行うと共に、法人の経営状況と財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理を行います。

② Manpower（福祉人材）

法人の使命や経営理念に即し目指す職員像の明確化を図り、トータル的な人材マネジメント、人員、研修計画の整備、人事考課制度の運用を行います。また、働き甲斐のある、魅力ある職場づくりを目指し、働き方改革の推進や労働管理、職員の安全と健康に配慮し、長く安心して働く職場環境を目指します。

③ Advocate（擁護 専門性の高いサービス）

本会が運営、経営する様々な福祉サービスに対し、良質かつ安全・安心な福祉サービスの提供と利用満足度向上のため、継続的な質の高いサービス提供に向けた取組みを行います。

④ Reform（改革 革新・新たな挑戦）

社会情勢の変化等により突発的、また新たに発生する状況や課題に対し柔軟に対応するため、法人、職員、地域住民が協働し、ニューノーマルな提供体制づくりを目指します。

職員や地域住民の新たな挑戦への思いに対し、その思いに添い、法人として迅速に対応できる（後押しつける）環境、体制づくりを目指します。

⑤ Trust（信頼 高い発信力と信頼）

地域の多様なニーズに対し、幅広く迅速な対応に向け、社会福祉法人の責務を果たすため、公益的な取組みを推進します。大垣市社会福祉協議会が行う事業、経営状況に関する情報の公表について、様々な媒体を通して適正、確実に行い、透明性の高い法人運営を確立します。

地域福祉活動計画（令和6年度～10年度）の基本目標基本方針

【基本目標】 くらし支える、支えあう

～あなたもわたしも 安心して暮らせる このまちのために～

【基本方針】 5つの『C』

①受け止め／CATCH

～住民・地域ニーズを把握 そこから新たな地域づくりへ～

②つながり／CONNECT

～地域社会のつながりを大切に 孤立・孤独の防止、解消を～

③魅 力 的／CHARM

～魅力的な地域活動を展開 それらを魅力的に発信～

④変 革／CHANGE

～新時代に適応した 柔軟な変革を～

⑤挑 戦／CHALLENGE

【行動目標】 基本目標を達成するために9つの行動目標をかかげ、住み慣れた地域・住み続けたい地域で安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

① くらしを支える重層的な見守りネットワークの充実

② 必ずつながる相談支援体制の確立

③ つながる ひろがる 福祉共育

④ ボランティア・市民活動の力で地域を支える

⑤ 未来を生きる子どもたちの"今"を支える

⑥ 多様な担い手による地域福祉活動

⑦ 地域の魅力を魅力的に発信する

⑧ 新時代に対応した地区社協活動の充実と変革

⑨ 地域福祉の旗振り役 大垣市社会福祉協議会の発展・強化

～新たなターゲットに向けた 挑戦的な取り組みを～

【各部会事業内容】

I 総務部会

(I) 組織体制の強化 （社会福祉協議会の発展・強化）

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑨

ア 理事会、評議員会、専門部会の機能強化

本会の組織運営をはじめ、事業計画・予算及び事業報告・決算等運営全般の審議を行うとともに、各機関間（理事会、評議員会、監査）の相互牽制機能（ガバナンス）の強化に努めます。

イ 正副会長会の開催

法人運営の重要事項や業務執行等について、必要に応じ正副会長会を開催します。

ウ コンプライアンス管理体制の強化

法令等遵守、不祥事の未然防止対策を講じ、信頼性の高い経営を目指します。

エ リスク管理体制の強化 【新規】

リスク把握と分析により未然・再発防止策を図ります。職員のリスク管理意識の向

上に努めます。また、災害対策体制への強化を図ります。

オ 苦情解決管理体制の強化

本会が提供する福祉サービスに係るご利用者等からの苦情管理体制整備と強化を図ります。

カ 社会福祉法人地域公益実践推進事業

社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」の推進を図ります。

地域課題の解決策の一助となるよう「大垣市社会福祉法人連携協議会」の事務局機能を担い、加盟法人との連携・協働、情報を共有し、新たな取り組みや仕組みの構築を図ります。

キ 職員育成の充実

職員の資質向上を目的とし、人員計画・研修計画に基づき階級別、課題別、職域に係る研修及び全職員を対象とした研修を実施します。

幅広く知識の習得を図る機会提供を目的とし、他機関が実施する外部研修への計画的な職員派遣を行います。

(2) 財政基盤の強化

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑨

ア 住民会員、会費制度の強化

魅力ある社協を目指し、関係機関と連携して社協活動の PR に努め、住民会員、賛助会員等への理解を求めるとともに、会員の増員を図ります。

イ 積立金・基金の拡大

安定した組織経営を目指し、社協独自の自主財源の確保に努めます。

基金及び積立金規程に基づき、種類や目的を明確にし、計画的な積立を実施します。

ウ 財源確保の体制整備

公益的な事業への運用等、資産運用について研究を行うとともに、目的、計画に沿った効果的な資金運用を図ります。

資産の運用に関する基本方針及び資産運用規程に基づき、計画的な運用を図ります。

エ 共同募金・歳末助け合い運動の推進

岐阜県共同募金会大垣市支会が実施する共同募金・歳末たすけあい運動に協力し、共同募金活動の PR による募金への理解に努め、募金活動の拡大を図ります。

「戸別募金」「法人募金」「学校・職域募金」「街頭募金」「イベント募金（チャリティーゴルフ大会）」「募金百貨店プロジェクト」を実施します。

オ 資金調達への取組み

地域福祉の推進、社会的課題の効率的な解決を目的とした寄付（寄付つき商品事業等）、ファンドレイジング（資金調達）の推進を図ります。資金調達の取組みに対する具体策を示し、また、職員への意識づけとした職員研修を実施します。

(3) 指定管理施設の運営管理

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑨

第5期（令和6年度から令和 10 年度）指定管理者として、7 施設（総合福祉会館、大垣市・上石津・墨俣老人福祉センター、上石津・墨俣デイサービスセンター、かわなみ作業所）の適正な管理・運営に努めます。また、市民の皆様が利用しやすい施設を目指し、施設機能への理解と利用者ニーズの充足を第一としたサービス提供を行います。

(4) 広報活動の強化（地域活動の魅力を魅力的に発信する広報）

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑦

ア 大垣市社会福祉大会

福祉功労者の表彰及び福祉講演により、福祉の啓発を図ります。

〈8月9日（土）：大垣市情報工房〉

イ 社協だよりの発行（年6回、発行月：4,6,7,9,12,1月の各15日発行、全戸配布）

本会事業を多くの市民に理解していただくため、全戸配布による「社協だより」を発行し、本会事業や地区社協の事業・活動を中心に情報発信に努めます。より見やすく親しまれる「社協だより」を目指し、紙面（内容等）について検討します。

ボランティアグループ（音訳奉仕グループつばくろ、大垣点訳グループ愛盲会）の協力を得て、視覚障がい者向けの広報活動を行います。

ウ インターネットを活用した広報活動の充実

ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信等を通して、事業情報等を公開し、透明性の確保に取り組むとともに最新情報を発信します。

エ 広告掲載事業

広告主となる企業等による地域貢献活動の支援と、社協の地域福祉活動の財源確保を目的に、社協の発行する広報物（社協だより・ウェブサイト）に有料広告を掲載します。社協賛助会員及び施設会員を対象に募集し、審査を経て掲載します。

オ 法人化50周年記念事業（新規）

法人化50年の節目の年として、式典開催〈8月9日（土）：大垣市情報工房〉及び記念誌作成等を行いこれまでの活動報告や今後の行動目標を示し啓発していきます。

(5) 介護・障がい福祉サービス事業の経営

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑨

ア 居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）による相談支援、また介護（予防含む）サービス計画を作成し、質の高いケアマネジメントを行います。

（事業所（本会自主事業））

① 大垣市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

② 大垣市社会福祉協議会 上石津居宅介護支援事業所

イ 障がい者特定相談支援事業

障害福祉サービスをご利用となられる障がい者（児）の方とともに、援助方針やサービス内容等について検討し、サービス等利用計画の作成、管理によるケアマネジメントを行います。

（事業所（本会自主事業））

① 大垣市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所（特定相談支援）

② 大垣市社会福祉協議会 障がい児相談支援事業所（障害児相談支援）

ウ 訪問介護事業

高齢者、障がい者、母子家庭等に対し健康新生活が継続できるよう、ホームヘルパーが日常生活の自立支援を行います。

（事業所（本会自主事業））

① 大垣市社会福祉協議会 ホームヘルパー室

エ 訪問看護事業

病気やけがにより在宅での療養が必要な方とその家族の方が、地域社会で安心して療養生活が送れるよう、主治医の指示のもと、医療処置及び医療機器（カテーテル、チューブ等）の管理、内服・注射の管理、心身の状態についての相談など 24 時間対応体制で訪問看護サービスを提供します。

医療的ケア児に対し、学校へ訪問し医療処置の介助、看護ケアを提供します。

日常生活の自立と機能維持を目指し、理学療法士・作業療法士によるリハビリテーションを実施します。

((事業所（本会自主事業）))

① 大垣市訪問看護ステーション

オ 通所介護事業

介護が必要な高齢の方に対し、日常生活支援に加え、仲間とふれあうことで社会的孤立感の解消や創作活動、機能訓練を通じた心身の機能の維持を図ります。また、利用者家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的とし、質の高い通所介護サービスを提供します。

((事業所（指定管理施設）))

① 大垣市 上石津デイサービスセンター

② 大垣市 墨俣デイサービスセンター

カ 障がい者サービス 生活介護事業・就労継続支援 B型事業

生活介護事業において、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、身辺の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の支援を行います。

就労継続支援 B型事業において、就労に繋げるための生産活動を提供するとともに、一般就労等に向けて知識、技術の向上が図れるよう支援を行います。

((事業所（指定管理施設）))

① 大垣市立かわなみ作業所

キ 障がい者サービス 共同生活援助（グループホーム）事業

かわなみ作業所のご利用者で、地域での共同生活を希望する方や、在宅生活が困難な方に対し、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ及び食事介助等、日常生活上の支援を行うグループホームを運営します。

((事業所（本会自主事業）))

① かわなみホーム

ク 障がい者サービス 短期入所（ショートステイ）事業

居宅において介護を行っている方の病気、その他の理由により介護を行うことが困難な場合、また、ご本人の宿泊体験利用等を理由とし、短期間利用いただき、入浴・排泄及び食事介助等、日常生活上の必要な支援を行います。

((事業所（本会自主事業）))

① かわなみホーム

ケ 老人福祉センター運営事業

地域の高齢者の方に対し、健康増進・入浴・教養の向上及びレクリエーション並びに各種相談の場として、総合的な利用を供与する目的で運営します。

((事業所（指定管理施設）))

- ① 大垣市老人福祉センター
- ② 大垣市上石津老人福祉センター
- ③ 大垣市墨俣老人福祉センター

コ 福祉会館運営事業

広く市民の皆様の福祉活動の拠点として、また、福祉向上に寄与することを目的として総合福祉会館を運営します。

(事業所（指定管理施設）)

- ① 大垣市総合福祉会館

サ 福祉バス運営事業（市受託事業）

市内福祉団体等の社会参加活動支援を目的として、福祉バスの利用運営を実施します。

2 地域部会

(1) 重層的な見守りネットワークの充実

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ①

ア あんしん見守りネットワーク事業の推進

自治会を単位として自治会長、民生児童委員、福祉推進委員が連携をとり、誰もが孤立することなく安心して生活できるよう、ふれあいいきいきサロン、食事サービスなどの地域活動の充実や見守り対象者への声かけや情報共有の為の見守り会議等を実施し、見守り活動を推進しながら、あんしん見守りネットワークの構築を図ります。

イ 地域支援ネットワーク委員会の支援

地域で支援を必要とする方が、住み慣れた地域で安心して継続した生活を営むことができるよう、地区社協単位での体制整備を支援します。

ウ 見守り関係事業所との協定事業

(ア) 市内の見守り関係事業所（新聞販売店、郵便局、医療機関、金融機関、宅配業者等と見守り活動について連携協定を行い、KMK（子ども・高齢者、見守り、声掛け）協定を締結した大垣警察署と連携し、異変の早期発見と活動の強化に向けて推進を図ります。見守り事業所の中で、メール配信登録事業所には、隨時対応した事例を情報提供し情報の共有化を図ります。

(イ) 見守りに関する情報共有を目的に見守り関係事業所代表者会議を開催します。

エ 緊急連絡のてびきの作成

民生児童委員の協力を得て、ひとり暮らし高齢者等の緊急時（災害等）に備えて、緊急連絡のてびきを作成します。

オ 食事サービス・高齢者を囲む会の支援

(ア) 各地区食事サービス・高齢者を囲む会の支援

各地区で実施する食事サービス事業、高齢者を囲む会を支援します。

(イ) 食事サービスボランティア代表者会議及び研修会の開催

食事サービスボランティア代表者等を対象に代表者会議を開催します。また、ボランティアの資質向上と食品衛生管理の徹底（岐阜県西濃保健所指導）を目的に研修会を開催します。

カ 生活支援体制整備事業（市受託事業）

介護保険法に基づき生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の充実を図ります。

(ア) 多職種・多団体との連携

地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります。

(イ) 地域で支え合う仕組みづくりを推進する活動・会議・研修等への参加

地域支援ネットワーク会議や研修会等へ参加し活動や事業の啓発をします。

(ウ) 生活支援活動団体等の関係者のネットワーク構築

支え合いの会など生活支援団体等の把握、団体との連携を図ります。

(エ) 地域課題の把握、サービス開発、マッチング

地域課題を把握し、サービスの開発、社会資源の把握を行います。

(オ) 社会福祉法人連携協議会に関する取り組み

法人連携協議会の事務局として活動を支援します。

(2)「居場所づくり」の支援支援

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ①

ア ふれあい・いきいきサロン活動の支援

(ア) 20地区社協主催「ふれあい・いきいきサロン」の設置、運営の推進

ふれあい・いきいきサロン活動に助成し、地域での憩いの場作りを支援します。

また参加者が楽しんでいただけるようにサロン貸出備品の充実を図ります。

(イ) ふれあい・いきいきサロン活動推進研修会の開催

各地区社協と協働し、サロン活動の充実に向けた研修会を実施します。

(ウ) 買い物支援事業

高齢者の生活課題（買い物支援）の解決のため、ふれあい・いきいきサロン活動の一環として、綾里、青墓、上石津地区で事業を実施します。

イ お散歩カフェの支援

地区社協で実施される、地域住民が気軽に集まり相談できる場「お散歩カフェ」の活動を支援します。

a お散歩カフェ「うるおい」 宇留生地区 宇留生地区センター修明館

b お散歩カフェ「あやの」 綾里地区 綾野公民館・綾里地区センター

c おしゃべり広場「東」 東地区 東地区センター

(3) 地域福祉の担い手づくり、担い手支援

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ①

ア 福祉推進委員の設置と活動支援

地域福祉活動の向上を目的に福祉推進委員を設置します。また福祉推進委員等の研修や連携・交流の機会を設け支援します。

(ア) 福祉推進委員連絡会等の開催

(イ) 各地区福祉推進委員研修会の支援

(ウ) 福祉推進委員向け情報誌「ねっとわーく！」の作成（年2回）

(エ) 研修会（「ふれあいのまちづくり推進大会（仮）」）を開催します。

(4) 地区社協活動の充実

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑧

ア 地区社協活動の支援（地区社協メニュー事業の実施）

(ア) 地区社協活動推進に対する相談支援

(イ) 「地区社協推進活動に対する助成要綱」に基づく事業への支援

(ウ) 地区社協活動計画の評価と進捗状況の把握

20地区社協で作成された地区社協活動計画に基づき、展開されている事業の

評価をもとに進捗状況を把握し、事業実施の支援をします。

(エ) 第3次地区社協活動計画の策定の推進・支援

各地区における第3次地区社協活動計画策定を推進・支援します。

イ 地区社協連絡会の開催

(ア) 各地区代表者との連絡調整を図るため、地区社協連絡会を開催します。

(イ) 地区社協活動や助成金について協議する場を設置します。

ウ 地区社協のてびき等の作成

地区社協活動の周知・活性化のため「みんなでいいまちつくろうよ 地区社協活動のてびき・社協活動のあらまし」を作成します。また、活用の幅を広げるため、てびき等のデジタル版を作成します。

エ 地域防災力向上推進事業

地区社協及び地区防災士会と連携した要援護者避難支援を含む避難訓練や防災意識向上のための訓練、知識を深める研修会等を実施し、地域防災力向上の推進を図ります。

また、大垣市地区防災士連絡会を開催し、各地区代表者との連絡調整を図ります。

(5) つなげる専門職 コミュニティソーシャルワーカー (CSW) ※の確立

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ②

ア コミュニティソーシャルワーカーとして以下のような機能・役割を担います。

- ① 地区の状況や個別ニーズを把握・分析し、地域課題を明確にする機能
- ② 地域住民による地域福祉課題の解決を支援する機能
- ③ 制度の狭間にある相談を受け止め、支援する機能
- ④ 包括的な相談支援体制を築くための紡ぎ役として機能など

※コミュニティソーシャルワーカーとは

制度の狭間の問題など個別の課題に対応し、地域の課題として共有する場を設け、課題提起し、新たな支援対策を検討協議する専門職です。地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけ、新たなサービスの開発や、公的制度との調整などを行います。

3 事業運営部会事業

(イ) 包括的相談体制（必ずつながる相談支援体制）の推進

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ②

ア 地域包括支援センター事業（市受託）

市から受託した中央、西、東・墨俣、上石津エリアを対象に高齢者を支える総合相談窓口として、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を行います。

- (ア) 総合相談・支援業務の実施
- (イ) 高齢者等の虐待防止・早期発見・権利擁護事業の実施
- (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施
- (エ) 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）の実施
- (オ) 指定介護予防支援事業の実施

イ 認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」が認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮せるよう相談支援を行います。また、認知症予防（脳活）教室を開催します。

ウ 在宅介護支援センター事業

地域支援事業における介護予防事業を実施します。

介護予防教室の開催（大垣地区月3回実施。墨俣・上石津地区月1回実施）

エ 障がい者生活支援センター事業（市受託）

在宅で生活している障がい者に対して、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、介護相談及び情報の提供などを総合的に行います。

また、障がい者の社会参加を促進するための事業を実施します。

（ア）ピアカウンセラーの配置（大垣・墨俣・上石津地区）

（イ）講習会（手話、点訳、音訳）の開催

（ウ）教室（グランドゴルフ、絵画教室等）の開催

（エ）障害者意思疎通支援事業

（手話通訳者等派遣事業、要約筆記者等派遣事業）の実施

オ 障がい者就労支援センター事業（市受託）

就労を希望する障がい者の就労支援等を行います。また、関係機関との連絡調整や必要な支援を行うことで障がい者の社会参加の促進を図り、自立した日常生活を営むことができるよう相談支援を行います。

カ 福祉サービス利用支援センター事業（県社協受託）

高齢者、障がい者等で判断能力が不十分な方の権利擁護についての相談支援を行い、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助・書類等預かりサービス・日常的金銭管理サービスを行います。

キ 生活支援相談センター事業（市受託）

生活困窮者に対し、早期の段階で総合的な相談に応じ、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立など本人の状況に応じた自立を目指し、包括的、継続的支援を実施します。就労準備支援事業・家計支援事業と一体的に運営し、相談者に寄り添う支援を実施します。

また、生きづらさを抱える相談者に対し、居場所づくりの支援を実施します。（居場所「い～ばしょ」づくり事業・まちライブラリー「カワノホトリ」事業）

ク 「みんなで支え合いバンク」事業

市民の皆様や企業等から提供された食料品等をお預かりし、生活にお困りの方や子ども食堂等に提供します。

ケ 生活福祉資金貸付事業（実施主体：県社協）

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行います。また、コロナ特例貸付を受けた世帯に対するフォローアップ支援を行います。

コ 超短時間雇用創出事業（市受託・新規）

障がいや疾患、メンタルヘルス、ひきこもりなど福祉的課題を抱え、長時間働くことが困難な方を対象に、週1回15分から、一般の企業等で働くワークスタイルを実現する新たな雇用・労働モデル、超短時間雇用の推進を図ります。

サ 外出支援サービス事業（市受託）

上石津地区において、要支援または要介護と認定された60歳以上の在宅の高齢者で、一般的の交通機関を利用することが困難な方に対し、移送専用車輌により指定の医療機関への送迎サービスを実施します。移動支援事業（外出支援サービス）

(2) 多様な担い手による地域福祉活動の推進

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑥

ア 大垣市社会福祉法人連携協議会による公益的な取り組みの充実

市内の社会福祉法人が連携・協働し、地域における公益的な取り組みを実施します。
「大垣市社会福祉法人連携協議会」の事務局を担います。

イ 福祉団体等の活動支援

民生児童委員協議会、保護司会、かがやきクラブ大垣、身体障害者福祉協会大垣支部、大垣市手をつなぐ親の会、大垣市母子父子寡婦福祉連合会、介護者の会等への活動支援を行います。

4 ボランティア部会事業

(1) ボランティア市民活動支援センターの充実

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ④

ア ボランティア市民活動支援センターの役割と機能の明確化

ボランティア市民活動支援センターの役割と機能を明確化し、地域住民にとって分かりやすく、見えやすいセンターを整備します。

(ア) ボランティア活動の支援

ボランティアの支援と地域福祉活動の支援を連動させ、地域のニーズに応えられるボランティア活動を支援します。

a ボランティアに関する情報提供・相談対応の充実

SNSや情報誌を活用してボランティア活動の紹介や情報提供を行うとともに、ボランティアに関する相談に応じます。

b ボランティア活動のマッチング機能の充実

ボランティア登録を充実させ、マッチング機能を強化します。

c ボランティア活動の支援の充実

ボランティア保険の加入促進や助成金の情報提供を行い活動を支援します。

d ボランティア交流会の開催 [3月]

交流会の開催により、ボランティア活動に関する情報交換や協働のきっかけづくりとともに、ボランティア活動の啓発を図ります。

(イ) 災害ボランティアセンターの体制整備

関係機関との平時からの顔の見える関係づくりと、設置に向けた備えや訓練を強化し、災害時の支援活動につながる体制を整備します。

a 関係機関との連携の強化

平時からの顔の見える関係づくりと連携を目的とした会議に参加します。

b 研修の実施

直近に発生した災害現場での事例に基づき、災害ボランティアセンターの役割や機能を中心とした研修を実施します。

c 災害時における連携協定の締結（新規）

災害時に救援活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、他市町社協や各種団体と連携協定を締結します。

(ウ) 大垣市ボランティア連絡協議会の支援

大垣市ボランティア連絡協議会とその加入団体が、より主体的かつ自発的に取り組める体制づくりの支援をします。

a 役員会・各部会の充実と事業開催に伴う連携・協力

(エ) 福祉ふれあいボランティアフェスティバルへの協力

「誰もが住みよい福祉のまちづくり」を目的として開催される福祉ふれあいボランティアフェスティバルへの協力を図ります。

(2) つながる ひろがる 福祉共育^{ともいく}

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ③

ア みんなの福祉共育

地域のニーズや時代の流れに合わせて、子どもから大人まで幅広い世代の方々が福祉・ボランティアに興味を持ち楽しむことができる取り組みを実践し、共に育ち、支え合える地域づくりにつながる講座を開催します。

(ア) こどもの学校 [8月]

小・中学生を対象に、夏休みの子どもの居場所を兼ね、ボランティアと一緒に学びのある楽しい時間を過ごします。

(イ) おとの学校① 子どもの居場所サポーター講座 [7、8月]

子どもが安心して過ごせる「第三の居場所」である学習支援や子どもの居場所について学び体験します。

(ウ) おとの学校② 親子で学ぶ防災教室 [9月]

親子で災害・防災について楽しく考える機会を持ち、防災に対する意識の向上と地域について考えます。

(エ) おとの学校③ コーヒーの淹れ方講座 [10月]

コーヒーの淹れ方を学び、講座を通して新たな生きがいづくりや人との繋がり、社会参加の場を提供します。

(オ) おとの学校④ 親子福祉共育教室 [1月]

親子での福祉体験を通して、様々な『ふくし』を感じられる場を提供します。

イ 学校と福祉共育

(ア) 福祉協力校支援事業

a 社会福祉への理解と関心を深めるため、市内の保育園・こども園・幼稚園・小・中・高等学校等を福祉協力園・福祉協力校に指定し、積極的活動への助成を行います。

b 福祉学習への講師派遣、協力、体験グッズ等の貸し出しを行います。

c 福祉共育への理解と、情報共有を図るため、各学校の担当教諭を対象に、福祉協力校連絡会を開催します。

(イ) 福祉共育事業

a 学校での福祉学習において、学校だけの取り組みに留まらず、地域の方や地域の企業、当事者団体やボランティア団体等の協力を得て、子どもたちの具体

的学びにつながるプログラムを提供し実践します。

b 地域と協働して地域活動に参加したい学校、学校と協働して地域活動をしたい地域をつなぐ『地域と学校コラボサポート』を周知し、併せて日常生活の中で自分の住む地域に関心を持ち行動する『子ども福祉委員』を啓発します。

(ウ) 高校生歳末清掃活動 [12月]

高校生ボランティアによる歳末清掃活動を実施します。

(エ) 子どもの意見を聞く会 [2月]

市内小学校の子どもたちが、社会福祉について日ごろ考えていることや実践していることを発表します。

(3) 子育て応援事業

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑤

ア 子ども食堂運営団体サポート事業（新規）

子ども食堂運営団体の支援をします。

イ 子育て応援事業（ひとり親世帯対象）

昨今の物価高騰等に伴い大きな影響を受けているひとり親世帯に対し食の支援をします。

ウ 子どもの貧困に寄り添う支援事業（支え合いバンク）

子育て世帯の相談対応や食料等支援を通じた子どもの成長への支援をします。

7 地区社会福祉推進協議会

(1) 地区社会福祉推進協議会とは

1) 地区社協活動の目的と意義

(目的) 地域を拠点とする各種団体、住民の自主的な活動は、明るいまちづくりの基本となるものです。

住民組織と各種団体で組織された地区社協活動は、おもいやりの心、ふれあいの心を育てる「福祉の心」を柱とした地域づくりと、地域住民福祉活動の推進を図ることに目的があります。

(意義) 地域での行事は各種団体・住民が連携し実施されていますが、地域における住民の要望は、社会情勢の変化とともに多様化し、今日ほど住民同士の助け合いが求められている時はいません。

こうした状況の中で、地区社協活動は地域住民の積極的な活動を促進し、福祉の輪が地域のすみずみまで拡がることに意義があります。



2) 地区社協活動をすすめる基本姿勢

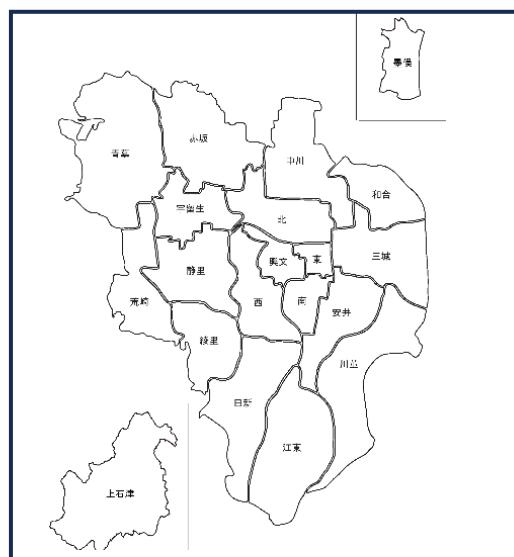
- ① 住民福祉活動の創造……………福祉が与えられるものにとどまることなく、住民の福祉について、自ら考え、創り出し、協議企画し活動します。
- ② 住民参加のボランティア活動………地区社協活動が特定の人々による活動とならないよう広範囲の住民、各種団体の参加協力を得て積極的な地域住民福祉活動の実践の場とします。
- ③ 調査・研究の活動……………地域における住民福祉の向上のための問題提起の場であり、協議する場です。

(2) 地区社協設立の経過

設立年月日			地区名							
昭和51年	4月	8日	綾里地区	社会福祉	推進	協議	会			
	6月	4日	興文地区	社会福祉	推進	協議	会			
	7月	7日	南地区	社会福祉	推進	協議	会			
	8月	27日	静里地区	社会福祉	推進	協議	会			
	9月	21日	西地区	社会福祉	推進	協議	会			
昭和52年	4月	10日	北地区	社会福祉	推進	協議	会			
	8月	10日	青墓校区	社会福祉	推進	協議	会			
	8月	12日	赤坂地区	社会福祉	推進	協議	会			
昭和53年	4月	1日	宇留生地区	社会福祉	推進	協議	会			
	5月	24日	和合地区	社会福祉	推進	協議	会			
	8月	5日	東地区	社会福祉	推進	協議	会			
昭和55年	7月	10日	荒崎地区	社会福祉	推進	協議	会			
	8月	7日	江東地区	社会福祉	推進	協議	会			
	9月	24日	川並地区	社会福祉	推進	協議	会			
昭和56年	1月	27日	中川地区	社会福祉	推進	協議	会			
	3月	9日	三城地区	社会福祉	推進	協議	会			
	3月	14日	安井地区	社会福祉	推進	協議	会			
	3月	27日	日新地区	社会福祉	推進	協議	会			
平成18年	4月	1日	上石津地区	社会福祉	推進	協議	会			
	5月	18日	墨俣地区	社会福祉	推進	協議	会			

各小学校区を1単位として、昭和56年までに、18の地区社会福祉推進協議会ができあがりました。平成18年3月31日の合併にともない上石津地区社会福祉推進協議会、墨俣地区社会福祉推進協議会が設立されました。

20地区社協の連絡・調整のために「地区社協連絡会」を開催し、相互の意見交換を行っています。連絡会は、各地区2名の協議員で構成されています。



福祉のまちはみんなの力で

(3) 地区社協組織について

① 地区社協とは

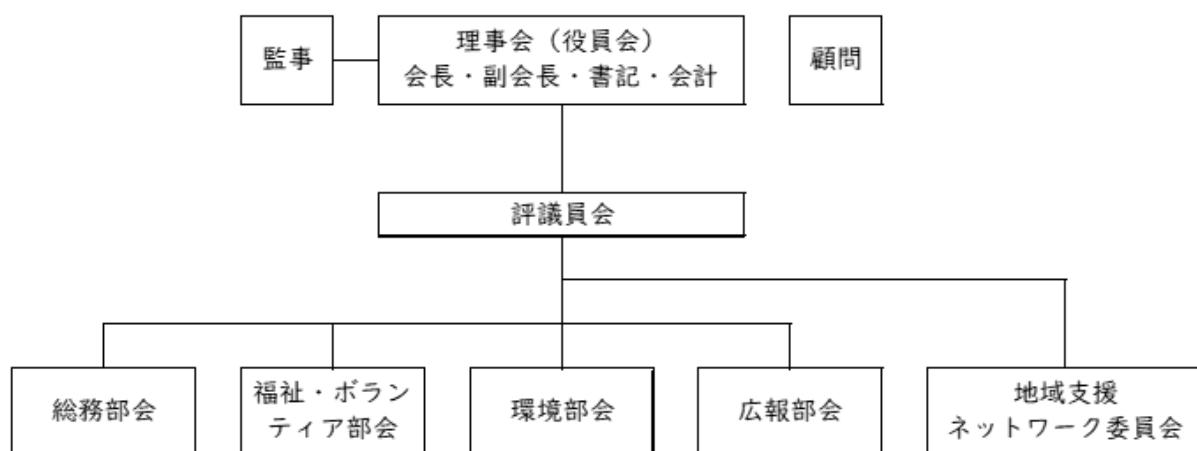
自治会組織を中心に、民生・児童委員協議会、婦人会（女性部）、交通安全協会など地域内にある団体で構成されています。

これは、基本的な組織図ですが、地区の地域性や状況もさまざまであり、地域にあった組織づくりが重要です。

また、構成メンバーもできる限り幅広い範囲から、そして活動に十分反映できるメンバーを選出することが大切です。

部会は、役員会や評議員会の機能を一層強化し住民の主体的な福祉活動を促すものです。

○地区社協の組織図（モデル）



○地区社協の構成団体（モデル）

自	民	婦	老	食	体	子	青	交	社	小	中	小	中	赤	消	保	身	福	地	地	地	地区で活動しているその他団体	
治	生	人	人	人	人	ど	少	通	会	学	中	学	中	十		護	体	祉	区	区	区		
・	児	童	人	人	人	も	年	安	教	学	小	学	大	字	防	司	障	推	防	セ	ン	タ	
委	童	委	性	人	人	会	育	全	育	校	中	校	大	奉			がい	進	災	タ	ー		
議	委	員	性	人	人	会	育	協	育	校	小	校	大	仕			者	委	連	士	ー		
会	會	會	部	會	會	會	成	協	協	A	A	A	團	團			福	員	災	士	ー		
																	祉	連	連	士	ー		

2) 各部会の役割と構成

	担当事務	部長 副部長	部員
総務部会	○文書処理 ○会議の招集 ○財務 ○団体間連絡調整 等	部員より 互選	○小・中学校○保育園○農協支所○自治会○地区センター○地元議員
福祉(ボランティア) 部会	○高齢者・児童・障がい者等の福祉に関すること ○健康増進に関すること ○ふれあい・交流に関すること 等	部員より 互選	○体育振興会○民生児童委員○婦人会(女性部)○保護司会○身障協会○母子父子寡婦福祉連合会○老人クラブ○遺族会○食生活改善○赤十字奉仕団○農協婦人部○地元福祉施設○自治会○福祉推進委員○子ども会連絡協議会 等
環境部会	○青少年の健全育成に関すること ○美化活動に関すること ○交通安全・減災と防災力に関すること ○明るい社会づくりに関すること 等	部員より 互選	○青少年育成推進員会 ○自治会○幼・小・中PTA○保育園保護者会○農事改良組合○農業委員○商店街組合○交通安全協会○消防団○警察駐在所○防災士会○女性防火クラブ 等
広報部会	○広報に関すること ○福祉意識の高揚 ○情報の収集に関するこ 等	部員より 互選	○社会教育推進員 ○各部会長 等
地域支援 ネットワーク 委員会	○支援を必要とする人のニーズを把握 ○地域で実施しているあんしん見守りネットワーク事業の推進 ○支援を必要とする人をもれなくカバーする体制づくり ○困難ケース等を総合的に受け止め、支援するための体制整備や、困難ケースの解決方策の検討や情報共有	部員より 互選	○地区社協会長、副会長、会計 ○各専門部会長 ○民生児童委員会長 ○福祉推進委員代表 ○防災士会 等

ワンポイントアドバイス

- ◇各地区社協会長または副会長（役員）が各部会の相談役となって会運営を補助・援助していく体制づくりも一つの手段です。
- ◇各地区社協の要綱に上記各部会の設置について明記する必要があります。



地区社協運動会

(4) 地区社協の活動

1) 地区社協活動をすすめるまでの基本目標

「福祉のまちづくり」を地区社協活動の中で展開していくには、(1) 地区社協を強化する事業 (2) 福祉の心を育てる事業 (3) 福祉の輪を広げる事業の3本柱と協力体制・役割分担を目的とした部会（委員会）の設置が望まれます。

2) 地区社協活動の3本柱

第1の柱 地区社協を強化する事業〔基盤強化事業〕

ねらい…地区社協をより効果的に運営するには、地域諸団体が役割分担をもち、推進することが望されます。そのためには各部会（委員会）を設置し相互の調整を通して、組織的な運営ができることと広く住民の合意を得る機会をもつことが地区社協の基盤を強化することにつながります。

第2の柱 福祉の心を育てる事業〔福祉教育事業・啓発事業〕

ねらい…福祉のまちづくりの基本となるのは、福祉に対する理解が深まることがあります。この気風が地域に根付くには、住民の福祉教育の振興が望れます。

第3の柱 福祉の輪を広げる事業

〔生きがいふれあい事業・保健体育事業・環境美化事業・交通安全事業〕

ねらい…福祉のまちづくり事業は、大きく2つに分類できます。ひとつは、具体的な福祉課題をかかえた人への直接援助活動と、もうひとつは、地域住民全体のふれあい交流活動です。この2つの活動が相まって福祉の輪が広がっていきます。

3) 地区社協活動の3本柱と部会・委員会の分担

地区社協活動の3本柱の各々の内容・ねらいを部会・委員会にふさわしく分担すると、次のような担当が考えられます。

- 総務部会（委員会）…基盤強化事業
- 福祉・ボランティア部会（委員会）…生きがいふれあい事業、保健体育事業
- 環境部会（委員会）…環境美化事業、交通安全事業、減災と防災力向上を図る事業
- 広報部会（委員会）…啓発事業、福祉教育事業
- 地域支援ネットワーク委員会…あんしん見守りネットワーク事業推進

4) 地区社協活動の3本柱にそった事業の組み立て内容（モデル）

3本柱	事業区分	事 業 名	事 業 内 容	担当部会	実施日
地区 社協を 強化する 事業	基盤強化 事業	1.各部会・委員会の開催 2.地区社協福祉大会への開催 3.市社協との懇談会	○各部会・委員会の招集 ○講演・映画・活動状況の報告 ○地区功労者の表彰・体験発表 ○当該地区社協の課題・市社協への要望等	総務部会 (委員会)	〇年3~4回 〇年1回 〇年1回
育てる 事業 福祉の心を	啓発事業	1.地区社協だよりの発行 2.各種行事の案内チラシ 3.福祉情報の把握	○地区社協だよりの発行 ○各種行事の案内チラシ ○住民意識調査等の実施	広報部会 (委員会)	〇年1~2回 〇隨時 〇年1回
	福祉教育 事業	1.福祉研修会・懇談会・ミニ集会	○研修・質疑応答		〇年1~2回
福祉 の輪 を 広 げ る 事 業	生きがい ふれあい 事 業	1.高齢者向き家庭料理講習会 2.食事サービス 3.介護予防教室 4.ねたきり・一人暮らし高齢者の訪問 5.三世代ふれあい広場 6.三世代意見交換会 7.オアシス運動 8.敬老会 9.歩け歩け大会 10.あんしん見守りネットワーク活動 11.盆踊り 12.生活支援活動 13.ふれあい・いきいきサロン	○料理講習 ○会食又は配食方式 ○介護予防の講習会 ○訪問活動・ボランティア発掘 ○各種コーナー ○意見の交流 ○あいさつ運動の提唱 ○高齢者との交流 ○地内の名勝旧跡のたずね歩き ○要援護者の訪問援助活動 ○地区あげての盆おどり大会 ○生活支援講座 ○気軽に楽しいふれあいの場づくり	福祉 (ボラン ティア) 部会 (委員会)	〇年1回 〇月1~4回 〇年1回 〇年間 〇年1回 〇年1回 〇年間 〇年1回 〇年1回 〇年間 〇年1回 〇年1回 〇年2回 〇年4回以上
		1.住民運動会 2.スポーツ交流会	○地区あげての運動会 ○生きがい・ふれあいを目的としたスポーツ大会		〇年1回 〇年1回
		1.ゴミを減らす運動 2.地域清掃活動 3.青少年の健全育成 4.地域ぐるみの花づくり運動 5.災害時要援護者避難訓練事業	○一声運動の展開 ○家庭の日を中心に清掃活動の推進 ○公園・スーパー・ゲームセンターの巡回 ○町内花壇づくり ○要援護者一時避難場所訓練		〇年間 〇毎月 〇週1回 〇年間 〇毎月5日
		1.子どもと高齢者を交通事故から 守る運動 2.交通ルール・マナーの啓発	○交差点・集合場所等での指導 ○交通法令講習会・交通安全 ボランティアの発掘		〇年1回

誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをめざして

地区社協活動



部会・委員の開催

諸事業の計画・実施等
について協議



福祉大会の開催

功労者の表彰、体験発表
講演などの実施

第1の柱

地区社協を強化する事業



福祉推進委員研修

小地域における住民参加型
の地域福祉活動を推進する
為の研修会の開催



地区社協だよりの発行

地区社協活動を住民に
知らせるため発行

第2の柱

福祉の心を育てる事業

地区社協活動の3本柱

第1の柱 地区社協を強化する事業

第2の柱 福祉の心を育てる事業

第3の柱 福祉の輪を広げる事業



食事サービス事業

食事の配食を通して、
安否確認と交流



いきいきサロン

身近な場所で高齢者等とボランティアがともに運営する気軽で楽しい仲間づくり

第3の柱

福祉の輪を広げる事業



ネットワークづくり

安心して生活できるよう
見守り活動を実施



三世代ふれあい

高齢者等と子供の催し物を通しての交流や昔の遊びを教わったり、子供たちの活動発表など

(5) 地区社協活動の進め方

I) 基本的な活動の進め方

☆1 地域住民が抱えている福祉課題を明らかにする

地域内でどのような福祉課題があるのか、地域住民や当事者、各関係団体等との話し合いの中から、明らかにしていきます。

必要に応じて、福祉課題の把握のための調査を行いその結果を分析し、具体的な活動方法を決めていきます。

【福祉ニーズ把握】



☆2 福祉課題を地域住民へ投げかける

明らかにされた課題を整理して、地区社協だよりやチラシ等で地域住民に啓発し、理解と協力を求めて、共感の輪を広げていきます。

【住民の共通認識】



☆3 取り組む活動計画を立てる

住民自身が最も解決を望んでいるもの等を整理し、解決するための計画をたてます。住民や各種団体との連携を持って、部会・委員会・実行委員会を組織し、行事名・行事内容・日程・予算・役割分担・PR方法・市社協等への協力依頼事項等を検討します。

【計画立案・協力体制づくり】

★4 計画に基づいて実施

市社協はもとより、各種福祉団体や福祉施設、ボランティアなど、社会資源を活用しながら進めていきます。必要に応じて、行政などへ働きかけをしましょう。

住民が自分の問題として積極的に参加できる工夫をすることが必要です。

【実践活動】



★5 実施後の反省

当初の計画がどの程度達成できたか、あるいは問題点や今後の課題はどうかなど十分な話し合いをしましょう。

【評価】



ワンポイントアドバイス

- ◇進め方の中で、いずれの段階においても十分な「話し合い」と積極的な「協力体制」、そして、広く住民に周知するための「広報活動」が必要です。
- ◇地区社協の会長や特定の人達・団体で、社協事業を進めないように、理事会、部会等でよく話し合ってください。

(6) 地区社会福祉推進協議会活動計画策定及び評価事業

I) 策定の目的

大垣市では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民参加の大垣市地域福祉計画が策定されています。その地域福祉計画と連携・協働するため大垣市社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定しています。また、20地区社協においては、地区の地域福祉活動に関する計画として、地区社会福祉推進協議会活動計画（地区社協活動計画）が策定されています。

地区社協は地域福祉計画の中の基本目標に掲げられている「人と人との支え合うぬくもりのまちづくり」において位置づけられています。また、地区社協活動計画は、市社協の地域福祉活動計画の行動目標である「新時代に対応する地区社協活動の充実と変革」のなかで位置付けられています。

3者の計画は、地区社協と行政、市社協が協働することにより、地域での福祉課題を明らかにし、問題の解決を図る仕組みをつくることを目的としています。

【地区社協活動計画策定の流れ】

①地域住民の抱えている福祉課題の明確化

地域内にどのような福祉課題があるのか、地域住民や自治会長・民生児童委員・福祉推進委員、地区社協の構成団体などによる懇談会やアンケートを実施し、把握します。



②福祉課題の共有と地域への投げかけ

懇談会やアンケートから明らかにされた課題を分析し、整理します。懇談会に参加した方や地区社協の構成団体をはじめ、地域住民間において課題の共有を図ります。



③目標や具体的な取り組みの検討・活動の策定

優先順位や重点となることを考慮しながら、計画の理念や基本目標、活動の方向性を定めます。また、課題の解決に向けた活動について検討します。

これまでの活動を振り返りながら、地域住民や地区社協の構成団体との連携により課題の解決に取り組めるよう活動を設定します。



④計画の啓発

地区的研修会などで地区社協活動計画を周知し理解を深めます。また、パンフレットなどを作成し、地域住民に周知するなど広報の方法を検討します。



⑤計画の推進

計画は、地区社協が主体となり、地域住民や各関係機関が連携し、推進します。必要に応じ、地区社協の各部会や委員会、実行委員会を強化したり、事業や予算、役割の見直しをします。市社協は地区社協と連携を図りながら、地区社協活動計画の推進を支援します。

2) 地区社協活動計画の事業評価について

各地区社協では、地区社協活動計画に基づき事業が実施されていますが、その事業実施の日常的かつ継続的な点検及び評価が必要です。点検及び評価をすることで、事業を見直すきっかけになります。また、新たな課題に対する新規事業の掘り起こしにもつながります。毎年年度末に、各地区社協活動計画の進捗状況を評価し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の評価につなげています。

3) 地区社協活動計画策定モデル事業について

地区社協活動計画は、平成16年から平成19年にかけて、第1次地区社会福祉推進協議会活動計画を、平成26年から平成28年にかけて、第2次地区社会福祉推進協議会活動計画を策定しました。策定後は「ふれあいのまちづくり推進大会」において取り組みについて報告を行いました。社会状況の変化や計画の進捗状況により、定期的に計画の更新を行っています。

【第1次地区社協活動計画策定の経過】

計画策定年度	地区社協	
平成16年度	宇留生地区社会福祉推進協議会	青墓校区社会福祉推進協議会
平成17年度	北地区社会福祉推進協議会 安井地区社会福祉推進協議会	江東地区社会福祉推進協議会 中川地区社会福祉推進協議会
平成18年度	東地区社会福祉推進協議会 南地区社会福祉推進協議会 日新地区社会福祉推進協議会	綾里地区社会福祉推進協議会 上石津地区社会福祉推進協議会 墨俣地区社会福祉推進協議会
平成19年度	興文地区社会福祉推進協議会 西地区社会福祉推進協議会 静里地区社会福祉推進協議会 三城地区社会福祉推進協議会	川並校下社会福祉推進協議会 和合地区社会福祉推進協議会 荒崎地区社会福祉推進協議会 赤坂地区社会福祉推進協議会

【第2次地区社協活動計画策定の経過】

計画策定年度	地区社協	
平成26年度	東地区社会福祉推進協議会 北地区社会福祉推進協議会 宇留生地区社会福祉推進協議会	綾里地区社会福祉推進協議会 中川地区社会福祉推進協議会 墨俣地区社会福祉推進協議会
平成27年度	南地区社会福祉推進協議会 日新地区社会福祉推進協議会 川並校下社会福祉推進協議会 和合地区社会福祉推進協議会	荒崎地区社会福祉推進協議会 青墓校区社会福祉推進協議会 上石津地区社会福祉推進協議会
平成28年度	興文地区社会福祉推進協議会 西地区社会福祉推進協議会 安井地区社会福祉推進協議会 静里地区社会福祉推進協議会	江東地区社会福祉推進協議会 三城地区社会福祉推進協議会 赤坂地区社会福祉推進協議会

(7) 大垣市社会福祉協議会地区社協推進活動に対する助成要綱

(目的)

地区社協の活動を充実強化するため、適正な地区社協主催事業に対して、市社協は当該年度の予算の範囲内において、各基準による助成を行う。

(内容及び基準)

〈一般会費からの助成事業〉

1 事業活動補助金（様式1、2）

- ・当該年度の市社協会費納入額の75%を支給する。但し、前期（概ね5月中旬に支給）は、前年度会費納入額の30%分を支給し、後期（概ね12月下旬に支給）に、その当該年度の会費納入額の75%を算出し、前期支給額との差額分を後期補助金として支給する。

（注）地区社協主催による各事業の基本的な財源であることから、各団体への配分は避けること。

- ・次の事業に活用してください。

①連絡調整費 各種団体との通信費・会議費など。

②印刷費 地区社協主催による各事業の住民向け啓発チラシ代。

　　福祉大会におけるパンフレット代

　　注）地区社協が主催であること。共催、後援は該当しない。

③地区社協が発行する『社協だより』

④三世代交流事業

⑤地区社会福祉大会

⑥敬老会

⑦福祉推進委員研修会（懇談会）

⑧高齢者を囲む会

⑨ふれあい・いきいきサロン

⑩歳末友愛訪問

⑪その他の地区社協事業

2 福祉推進委員研修会（懇談会）に対する補助（様式3）

- ・地区社協で実施される福祉推進委員の研修（懇談会）に対して参加者1人あたり100円を支給する。（年2回まで）

3 モデル指定事業に対する補助（様式4）

- ・モデル指定した地区社協に対して、年30,000円を支給する。

4 地域防災力向上推進事業に対する補助（様式8）

- ・災害時要援護者支援体制の継続的推進を図り、更に地域防災力向上の推進を高めることを目的とした事業に1地区社協あたり年30,000円を支給する。

<共同募金、歳末募金からの助成事業>

5 歳末友愛訪問事業に対する補助（様式5）

- ・在宅のひとり暮らし高齢者（77歳以上）・寝たきり高齢者・障がい者等に対し、地区社協事業として実施される友愛訪問活動に支給（概ね11月～12月）する。
(訪問世帯数×750円)

なお、寝たきり高齢者については、介護度が要介護4・要介護5の方を対象とする。
障がい者については、20歳以上の在宅の障がい者で施設などを利用していない方とする。

6 食事サービス事業

- ・地区社協で実施される在宅のひとり暮らし高齢者等の食事サービス事業に必要な材料費等の一部を支給する。

7 高齢者を囲む会に対する補助（様式6）

- ・地区社協で実施される高齢者を囲む会に参加の70歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者とボランティアに、材料費とし1人あたり500円を支給する。（年2回まで）また、地域の実状に合わせ、開催場所を細分化しての実施も認める。

8 ふれあい・いきいきサロンに対する補助（様式7）

- ・地区社協が主催するサロンに対して、1サロンあたり年10,000円を支給（概ね11月～12月）する。ただし、年4回以上実施し、必ず11月～1月に1回実施すること。

（附則）

- ・昭和56年4月1日施行
- ・平成14年4月1日一部改正
- ・平成16年4月1日一部改正
- ・平成17年4月1日一部改正
- ・平成18年4月1日改正
- ・平成19年4月1日一部改正
- ・平成20年4月1日一部改正
- ・平成21年4月1日一部改正
- ・平成22年4月1日一部改正
- ・平成23年4月1日一部改正
- ・平成24年4月1日一部改正
- ・平成26年4月1日一部改正
- ・平成30年4月1日一部改正

(8) 福祉推進委員制度

福祉推進委員制度は、平成3年12月に地域において生活されている高齢者世帯（高齢者夫婦のみ世帯、寝たきり高齢者、認知症の高齢者を抱えている世帯、ひとり暮らし世帯）の人々が地域において安心して暮らせるための地域づくりの役割を担っていただくために設置された制度です。制度設立当初は「福祉協力員」という名称でスタートし、1自治会に1人の設置でしたが、地域に根付いた活動が認められ平成13年度からは「福祉推進委員」と名称を変更し、50世帯に1人設置されています。自治会長の推薦で任期を2年1期とし、市社協会長と地区社協会長の連名で委嘱を行います。福祉推進委員は、自治会長・民生児童委員などと協働し活動をすすめ、地域住民のよき相談相手となると共に、地域の社会福祉活動のために積極的に参加していただき、地域福祉の向上に寄与していただくものです。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるために、見守り活動や住民福祉ニーズの発見・連絡や地域で連携を図っていただくなど、その役割は重要視されています。

福祉推進委員の推移

期	年度	設置 自治会数	福祉推進 委員	期	年度	設置 自治会数	福祉推進 委員
1	H3~4	410	442	10	H21~22	499	847
2	H5~6	418	450	11	H23~24	494	858
3	H7~8	424	532	12	H25~26	493	874
4	H9~10	428	593	13	H27~28	498	896
5	H11~12	428	637	14	H29~30	496	892
6	H13~14	430	674	15	R1~2	494	890
7	H15~16	433	696	16	R3~4	480	888
8	H17~18	432	733	17	R5~6	476	879
9	H19~20	498	841	18	R7~8	471	871

各地区福祉推進委員数任期（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

地区社協名	推進委員数	地区社協名	推進委員数	地区社協名	推進委員数
興文	57	宇留生	45	三城	46
東	37	静里	41	荒崎	33
西	65	綾里	27	赤坂	50
南	34	江東	39	青墓	39
北	95	川並	22	上石津	48
日新	31	中川	71	墨俣	30
安井	37	和合	24	合計	871

福祉推進委員の役割

福祉推進委員の役割

1) 住民の福祉ニーズの発見・連絡

住民の福祉ニーズを発見し、その内容を自治会長・民生児童委員へ連絡する

2) ネットワーク活動（対象者への住民相互の助け合い活動）への参加・協力

3) 地区社協活動への参加・協力

民生児童委員の役割

1) 福祉推進委員から報告された福祉ニーズの点検のための対象者の世帯調査活動が必要な場合、福祉推進委員に調査協力を依頼

2) 自治会長との連携

調査後、自治会内で解決できるものについては、自治会長と相談のうえ対応していく

3) 行政機関・市社協との連携

調査後、自治会内で解決できないものについては、行政機関・市社協と相談のうえ対応していく

4) 対象者の了解

援助内容・方法は事前に本人の了解を得る

5) ネットワーク活動への参加・協力

6) 地区社協活動への参加・協力

自治会長の役割

1) 住民への周知を図る

助け合い活動について住民への協力を依頼する

2) 民生児童委員・福祉推進委員との連携

3) ネットワーク活動展開の上でのよき支援者、理解者

**ネットワーク活動は、ふれあいのある
町内づくりに大きく貢献するものです。**



福祉推進委員の主な活動

①ひとり暮らし高齢者等の見守り



自治会長や民生児童委員、その他地域の人々と協力し、地域で暮らすひとり暮らし高齢者等の見守りを行います。

②ふれあい・いきいきサロン



高齢者が気軽に集まり、楽しく過ごせる場である「ふれあい・いきいきサロン」の運営・支援を行います。

③地区社協活動の参加・協力



地区社協が実施する各事業に参加・協力します。
写真は「高齢者を囲む会」の様子です。

④福祉推進委員研修会



年に一度の全体研修「ふれあいのまちづくり推進大会」や地区ごとに開催される研修会で福祉推進委員の活動について学びます。

まずは地域の福祉課題に目を向けることから始めていただき、自治会長や民生児童等と協力しながら自分のできる範囲で活動を進めてください。

地域における助けあい活動のすすめ方

1) 住民の福祉ニーズ発見のポイント

- ① 住民の皆さんと連携をはかってください。

福祉推進委員さんといえど福祉ニーズの発見には限界があります。自治会長さんをはじめ、町内の各種団体役員さんとの連携を密にし、対象者（援助を必要とする人）の発見に努めてください。

- ② 福祉課題に大いに興味をもってください。

最近ではマスコミで随分と福祉課題が報道されています。そういった福祉課題に大いに興味をもってください。そのことを通し、地域の福祉課題を把握する力（心）が養われます。

2) プライバシーを守る申し合わせ事項

- ① 人には誰でも他人には知られたくない秘密（プライバシー）があります。こうしたことを、よく理解した態度、姿勢で相手の方に接することで、お互いの信頼関係が育ちます。

- ② 福祉推進委員の活動は、住民の方が困っている問題を発見し、相談にのり民生児童委員に連絡をし、手助けをする助けあいの活動です。したがって、援助の必要のない方の情報を、根掘り、葉掘り聞き出すことは避け、必要最小限のこととにとどめてください。

- ③ 活動上知り得た情報は、問題を解決することのみに活用し、他の目的には使わないでください。

福祉推進委員活動の推移

平成14年度より18地区社協から各地区の代表・副代表が集まり各地区相互の連携、情報交換を目的に『福祉推進委員連絡会』を開催しています。合併により平成18年度からは20地区が連絡会のメンバーとなり年に2回連絡会を行っています。

平成20年度からは連絡会の中に「いきいきサロン部会」「災害救援部会」「見守りネット部会」の三部会を設置し、きめ細かな地域福祉活動を推進しています。

また平成21年度には、岐阜県社協の「福祉コミュニティ構築推進事業支え合う団体づくり支援事業」により、全20地区社協が「地区福祉推進委員連絡会」として各地区で福祉推進委員の組織化を行い、地区社協組織の中での位置づけを明らかにし、各地域での活動のより一層の強化を図っています。地区ごとに開催される福祉推進委員研修会（三者研修会・サロン研修会）で活動について学んでいます。

大垣市社会福祉協議会

福祉推進委員設置規則

(設 置)

第1条 大垣市社会福祉協議会は、20地区社協と協力し地域住民の福祉ニーズ、情報を把握するために福祉推進委員を設置する。

(福祉推進委員の資格)

第2条 福祉推進委員は、社会福祉に关心があり、理解と熱意のある住民の中から自治会長が推薦し、大垣市社会福祉協議会長、地区社会福祉推進協議会長が委嘱する。

(任 務)

第3条 福祉推進委員は、地域住民と共に福祉のまちづくりを推進するため、民生児童委員等と協働し、次の任務を行うものとする。

- (1) 担当地域の実情の把握と住民の福祉ニーズを正確にとらえ福祉の増進につとめる。
- (2) 担当地域におけるネットワークづくりにつとめる。
- (3) その他、地域福祉に必要とされる事業への参加、協力。

(任 期)

第4条 福祉推進委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充によって就任した福祉推進委員の任期は前任者の残任期間とする。

(選出基準数)

第5条 福祉推進委員の選出基準数は、1自治会につき概ね50世帯あたり1名とする。但し、自治会の実状に合わせて複数を選出することができる。

(秘密保持)

第6条 福祉推進委員は正当な理由なく、活動上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(附 則)

- ・この規則は平成3年12月14日施行する。
- ・この規則は平成13年4月1日施行する。
- ・この規則は平成15年2月27日施行する。
- ・この規則は平成18年4月1日施行する。
- ・この規則は平成23年4月1日施行する。

大垣市社会福祉協議会 福祉推進委員連絡会設置要綱

(目的)

第1条 この要項は、大垣市社会福祉協議会福祉推進委員設置規則により委嘱をうけた福祉推進委員の活動を円滑にし、地区社会福祉推進協議会（以下「地区社協」という）、市社会福祉協議会（以下「市社協」という）活動との連携を強化するため福祉推進委員連絡会（以下「連絡会」という）を設置し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 連絡会は、各地区社協から選任をうけた、地区代表福祉推進委員により構成する。
2 その他、連絡会長が認める者も参加できるものとする。

(役員)

第3条 連絡会に会長1名、副会長1名をおく。
2 会長、副会長は、地区代表福祉推進委員の互選とする。
3 会長は連絡会を代表し、会務を総括する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(任期)

第4条 会長、副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第5条 連絡会は、福祉推進委員の活動が円滑に進められるように、次の事項を実施する。
(1) 福祉推進委員の資質の向上にむけた、情報の伝達
(2) 各市社協行事に対する、啓発及び参加協力の呼びかけ
(3) 地域におけるさまざまな福祉活動の支援
(4) その他必要とされる事項

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、市社協事務局による。

(その他)

附 則 この要項は平成14年4月1日から施行する。
ただし第4条第1項の任期は、初年度に限り平成15年3月31日までとする。
附 則 この要項は平成15年4月1日から施行する。
附 則 この要項は平成20年4月1日から施行する。
附 則 この要項は平成21年4月1日から施行する。
附 則 この要項は令和7年4月1日から施行する。
附 則 この要項は令和7年6月1日から施行する。

地区社会福祉推進協議会福祉推進委員連絡会規約（モデル）

（名 称）

第1条 本会は、〇〇地区福祉推進委員連絡会という。

（組 織）

第2条 本会は、自治会長が推薦し、大垣市社会福祉協議会長と〇〇地区社会福祉推進協議会長が委嘱する福祉推進委員をもって組織する。

（目 的）

第3条 本会は、〇〇地区福祉推進委員相互の連絡・連携を密にし、地域住民とともに福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、自治会長、民生児童委員等と協働し次の事業を行う。

- ①地域の実情を把握し、住民の福祉ニーズを的確にとらえ福祉の増進に務める。
- ②地域における助け合いネットワークづくりに努める。
- ③その他、地域福祉の実現に必要とされる事業への参加、協力。

（事務局）

第5条 本会は、事務局を〇〇地区社会福祉推進協議会事務局内（〇〇地区センター内）に置く。

（役 員）

第6条 本会に、会長1名・副会長1名・会計1名・書記1名を置き、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会計は本会の会計を処理する。
- 4 書記は会議、研修会等の議事をとる。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

（総 会）

第9条 総会は年1回開催し、会長が召集し基本的な事項を審議し決定する。

- 2 必要な場合は、臨時総会を開催することができる。

（会 計）

第10条 本会の会計は、地区社協補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（規約の改正）

第11条 規約の改正は、総会の出席者の過半数をもって行うものとする。

（附 則）

- ・この規約は平成21年4月1日から施行する。

(9) ふれあい・いきいきサロン事業

●ふれあい・いきいきサロンとは？

ふれあい・いきいきサロンの目的は、高齢者が地域の人々との交流を通じて、閉じこもりを予防し、生きがいづくりができることです。自治会ごとに公民館（集会所）、個人宅等を活用して、茶話会やレクリエーションなどを行っています。地区社協が主体となり、「地域の集いの場」をつくっています。

●ふれあい・いきいきサロンの効果

①楽しく、社会参加、孤立感をなくす

サロンは参加者一人一人が主役となって自分たちで作るもので、喜びが生まれ、生きがいや社会参加意欲が高まります。また、近所に知り合いが増えるので、日常でも声をかけ合い、あたたかな交流が生まれます。

②閉じこもりを予防する

歩いて行ける範囲にサロンがあれば、気軽に出かけることができます。仲間と過ごすことが楽しくなり、外出するようになります。また、サロンの仲間に会うため、身だしなみにも気を配るようになり、生活にメリハリが生まれます。

③無理なく体を動かせる

歩いてサロンに出かけるだけでも、家の中で過ごしているのとは大きく違います。また、サロンで体操などをして体を動かすと、より効果が生まれます。

④身近な地域でボランティア活動ができる

高齢の方々の笑顔や、地域の子どもたちの成長と出会えます。いちばん身近な地域で、ボランティア活動を楽しむことができます。

⑤地域の福祉力を向上する

サロンの参加者の会話から、日ごろの心配ごとや見守りが必要な方の存在がわかることがあります。地域の福祉課題を発見し、解決のために関係機関と協力するなど、地域の福祉力向上につながります。

●ふれあい・いきいきサロンの運営

◎サロンの担い手は？

サロンは地域の方々みんなで自発的に運営するものです。自治会、民生児童委員、福祉推進委員、老人クラブ、女性部等、さまざまな団体が協力して運営を行います。また、サロンの参加者は「利用者」でもあり、「運営の担い手」でもあります。積極的にサロン運営に協力してもらいましょう。

◎開催場所は？

サロンを作っても、遠い場所にあると参加することが難しいです。歩いていける身近な場所で、誰でも気軽に集まれる場所を選びましょう。

【会場の例】公民館、自治会館、集会所、お寺、社務所、福祉施設、保育園、空き家など

◎内容は？

参加者がサロンに来る目的は、健康のため、学習のため、おしゃべりをするためなどさまざまです。必ず「何かをしないといけない」というものではありません。おしゃべりや茶話会だけでも立派なサロンです。また、気軽に参加できる100円喫茶サロンも年々増えています。

◎開催回数は？

開催回数に決まりはありませんが、年4回以上実施するサロンに、歳末たすけあい募金の配分金を財源として市社協から年間1万円を助成しています。参加者の生活の一部になるよう、定期的な開催が望ましいです。



【喫茶式サロン】



【健康体操で体を動かします】

●ふれあい・いきいきサロンの設置状況

平成14年にモデル事業として18地区社協で35ヶ所を指定して始まったふれあい・いきいきサロン活動ですが、令和7年4月現在、20地区社協324自治会主催で223ヶ所に設置されています。

市社協補助金対象サロン

【令和7年4月1日現在】

地区名	サロン設置数	サロンを実施している自治会の数	<参考>自治会数	地区名	サロン設置数	サロンを実施している自治会の数	<参考>自治会数
興文	5	6	54	江東	12	13	19
東	8	14	28	川並	8	10	10
西	18	20	29	中川	18	18	19
南	7	10	28	和合	7	7	8
北	17	31	55	三城	8	21	37
日新	13	14	16	荒崎	9	12	12
安井	9	11	21	赤坂	15	20	22
宇留生	6	26	26	青墓	13	13	13
静里	14	14	14	上石津	21	29	40
綾里	6	14	15	墨俣	9	21	22
合計				合計	223	324	488

大垣市社会福祉協議会 ふれあいいきいきサロン事業 実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、身近な地域において、高齢者をはじめとする当事者の人々とボランティアとが協働し、気軽に立ち寄れる地域の集いの場「ふれあいいきいきサロン」（以下、「サロン」という。）を開設することで、地域住民の孤立感の解消、地域の見守り並びに閉じこもり予防、介護予防、健康維持・向上を図る活動を推進し、地域における福祉コミュニティの形成に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、大垣市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）及び地区社会福祉推進協議会（以下、「地区社協」という。）が主催し、実施主体は、自治会長、民生委員、福祉推進委員等の住民がボランティアとなって、地域福祉活動に積極的に取り組む自治会等とする。

(事業内容)

第3条 地域の方々が気軽に集まり、楽しく過ごせるよう、地域の状況に合わせて参加者とボランティアが協働して、次に掲げる事業を企画・実施する。

- (1) 茶話会、座談会
- (2) レクリエーション（歌、ゲームなど）
- (3) 健康づくり（健康相談、血圧チェック、健康体操など）
- (4) 季節の行事（花見、夏祭りなど）
- (5) その他、参加者の希望や思いを大切にし、参加者が主体となる活動等

(対象者)

第4条 サロンの対象者は、65歳以上の高齢者を基本とするが、障がい者、子ども等も対象とするなど、地域の実情に合わせて実施する。ただし、障がい者のみ、子供のみ等の高齢者を含まない子育てサロン等は、この要綱に定めるサロンとはしない。

(助成要件)

第5条 市社協が助成するサロンは、次に掲げるすべての要件を満たすサロンとする。

- (1) 年間4回以上実施していること。ただし、災害等やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 11月から1月の期間に1回以上実施していること。
- (3) 地区社協が主催であること。
- (4) 高齢者（65歳以上）が参加していること。
- (5) 1自治会につき、1サロンまでとする。ただし、次に掲げるすべての要件を満たす場合、
1自治会につき、複数のサロンを認めるものとする。
 - ア 当該自治会に既存するサロンと会場（住所地）が異なるサロンを実施する場合。
 - イ 当該自治会に既存するサロンと主で運営するボランティア（代表者）が異なるサロンを実施する場合。

ウ 当該自治会に既存するサロンの参加者と異なる参加者が中心となって実施する場合。

(サロン実施計画)

第6条 助成対象となるサロンは、別に定める「ふれあいいきいきサロン計画書」に所定事項を記入し、地区社協会長に提出する。

(助成申請及び請求手続き)

第7条 市社協は地区社協を通じて各サロンへ助成を行うため、地区社協は別に定める「ふれあいいきいきサロンに対する補助金申請書（様式7）」「ふれあいいきいきサロンに対する補助金請求書（様式7－2）」「ふれあいいきいきサロン地区別実施計画書」に所定事項を記入し、市社協の指定する期日までに提出する。

(助成金額)

第8条 市社協の「地区社協推進活動に対する助成要綱」に基づき、助成金額は1サロンあたり年間1万円とする。

(サロン実績報告、事業計画)

第9条 助成金の交付を受けたサロンは、当該年度の事業完了後、市社協の指定する期日までに別に定める「ふれあいいきいきサロン報告書」に所定事項を記入し、地区社協会長に提出する。

(サロン支援の実施)

第10条 市社協は、サロンに対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 助成金の交付
- (2) 実施・運営に必要な情報提供
- (3) 活動に必要な知識、技術を習得するための講習会や研修会等の企画・実施
- (4) レクリエーショングッズ等の貸し出し
- (5) 講師等の調整
- (6) その他、事業を推進する上で必要と考えられる支援

(その他)

第11条 その他特別な場合は、各地区社協会長と協議し、市社協会長が決定するものとする。

附則 この要綱は、平成22年 9月16日から施行する。

この要綱は、令和2年 4月1日から施行する。

(10) あんしん見守りネットワーク事業

●目的

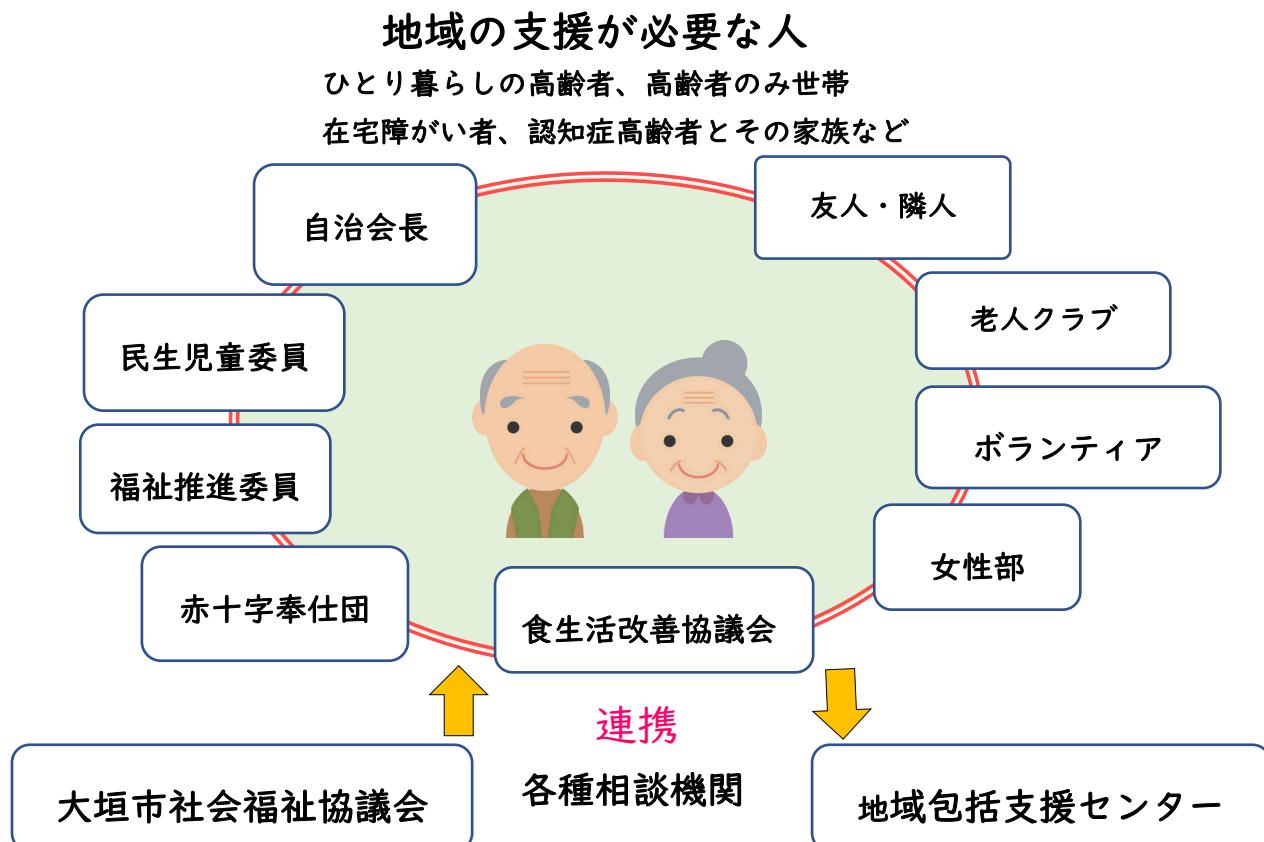
市社協では「地域福祉活動計画」に基づき地区社協と協働し、地域での福祉課題を明らかにし、問題の解決を図る仕組みづくりをすすめるため、平成16年度から平成19年度にかけて、全地区社協で「地区社協活動計画」を策定しました。多くの地区社協では身近な課題に対応するため「地域での見守りネットワーク活動」や「災害に備えた地域づくり」が重点目標に掲げられました。それらを地区社協ごとに推進し、安心・安全のまちづくりをすすめ、地域で生活に不安を抱える高齢者や障がいの方などが、できる限り住み慣れた地域で、安心して生活し続けることができる体制をつくり、地域での支え合い活動をすすめることを目的とします。

●あんしん見守りネットワーク事業とは

「あんしん見守りネットワーク事業」とは、地区社協を基盤に自治会を単位として、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がいの方、虚弱な方など住み慣れた地域で生活し続けることに不安がある方や、日ごろの声かけなどによって元気に生活していただける方などを対象に、その地域住民が一体となり、見守りや話し相手など地域の人たちでできることを行い、だれもが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるまちづくりをすすめようとするものです。

●あんしん見守りネットワーク事業の対象者

この事業の対象者は年齢の制限や、世帯状況による制限はありません。高齢者や障がい者などで、本人や家族が地域での日常生活や災害時の避難などに不安や心配がある方が対象となります。



●あんしん見守りネットワークの実施経過

平成20年度から平成22年度にかけて、全地区社協をモデル指定し、「あんしん見守りネットワーク事業」を実施しました。

【地区社協あんしん見守りネットワーク事業の取り組み経過】

モデル実施年度	地区社協
平成20年度	東地区社会福祉推進協議会・北地区社会福祉推進協議会 宇留生地区社会福祉推進協議会・中川地区社会福祉推進協議会 青墓校区社会福祉推進協議会・墨俣地区社会福祉推進協議会 上石津地区社会福祉推進協議会
平成21年度	南地区社会福祉推進協議会・日新地区社会福祉推進協議会 綾里地区社会福祉推進協議会・江東地区社会福祉推進協議会 三城地区社会福祉推進協議会・和合地区社会福祉推進協議会 赤坂地区社会福祉推進協議会
平成22年度	興文地区社会福祉推進協議会・西地区社会福祉推進協議会 安井地区社会福祉推進協議会・静里地区社会福祉推進協議会 川並校下社会福祉推進協議会・荒崎地区社会福祉推進協議会

●あんしん見守りネットワークの現状

現在各地区社協において、自治会単位で見守りネットワーク活動が展開されています。

【令和7年4月1日現在】

地区名	見守り 対象者数	見守り会議 実施 自治会数	<参考> 自治会数	地区名	見守り 対象者数	見守り会議 実施 自治会数	<参考> 自治会数
興文	190	5	54	江東	139	4	19
東	247	14	28	川並	74	2	10
西	255	19	29	中川	271	19	19
南	210	15	28	和合	106	6	8
北	379	47	55	三城	278	13	37
日新	139	5	16	荒崎	212	7	12
安井	208	8	21	赤坂	276	22	22
宇留生	402	22	26	青墓	151	11	13
静里	198	14	14	上石津	735	21	40
綾里	92	3	15	墨俣	146	22	22
				合計	4,708	279	488

あんしん見守りネットワーク事業の基本的な進め方

① 「あんしん見守りネットワーク事業」の概要を理解しましょう

地区社協の総会や、各種団体の会議などで市社協の職員が事業の概要を説明します。

また、各種団体への協力をお願いします。

② 推進母体を決めましょう

地区社協の中で中心的に事業をすすめていただく母体を決めましょう。

例えば、福祉部会、ボランティア部会、運営委員会(新設する)などです。

③ 活動母体を決めましょう

実際に見守りを行う単位を決めましょう。

自治会単位や半単位、民生児童委員の担当エリア単位など、それぞれ地域の状況に合わせて活動しましょう。

④ 地域で気がかりな方について話し合いましょう

ひとり暮らし、高齢者世帯、障がい者の方、虚弱な方など住みなれた地域で生活し続けることに不安がある方や、日ごろの声かけなどによって元気に生活していただけの方などを思い浮かべてください。

また、気がかりな方(見守りの対象者)についての生活状況など情報を収集しましょう。

⑤ 見守りが必要かどうか検討しましょう

見守りネットワーク事業について、本人に説明をして本人の状況と意向を確認しながら、見守りが必要かどうか活動母体で考えましょう。

⑥ 見守りが出来る方を探しましょう

本人の希望を聞きながら、メンバーを決めましょう。定期的な見守りができる体制をつくりましょう。

自治会長、民生児童委員、福祉推進委員などの役員の方だけではなく、隣人や友人、婦人会、女性部、赤十字奉仕団、食生活改善協議会、ボランティア、場合によっては商店やサロンなどメンバーを見守る場所を考えましょう。

⑦ 見守りの方法について話しあいましょう

見守りの方法や頻度など、本人さんの意向を踏まえて考えましょう。

《見守りの方法》

回覧板の声かけ、消灯、点灯の確認、新聞受けの確認、災害時の避難方法の確認、週に1回程度の訪問、食事サービスの配達・回収など

⑧ 見守りをはじめましょう

見守りを行い、気がかりなことがあれば民生児童委員、市社協事務局、地域包括支援センターなどへ連絡してください。

⑨ 定期的に話し合いをしましょう

状況を確認するためにも、見守り隊で定期的な話し合いをしましょう。

⑩ 活動を継続しましょう

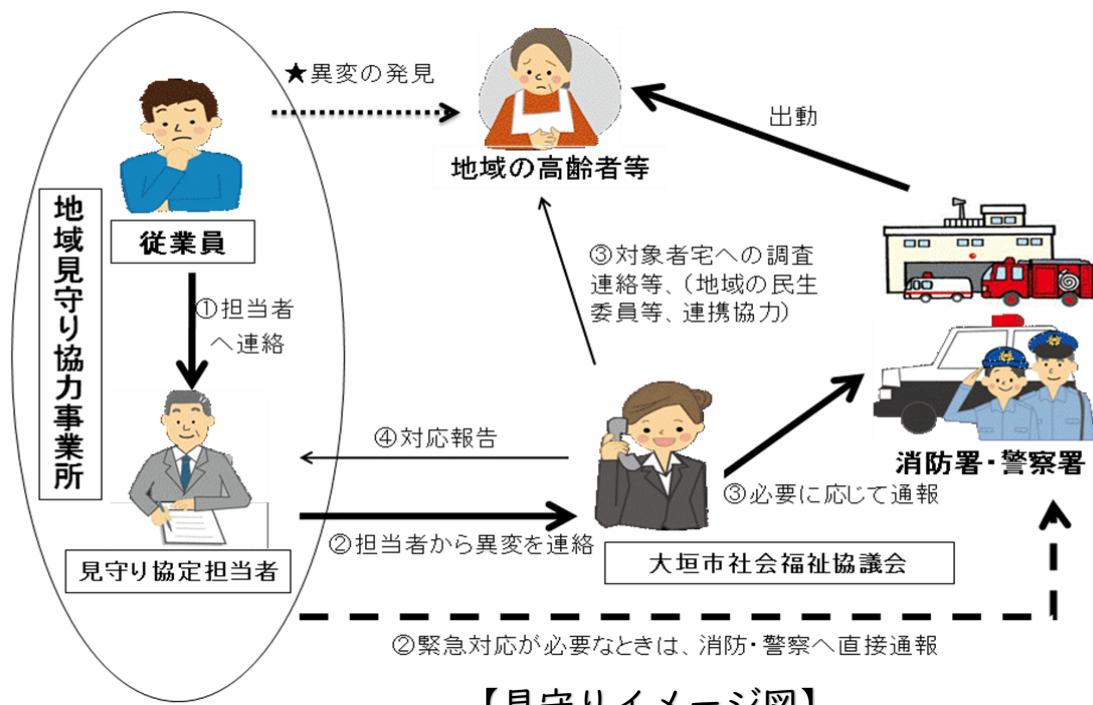
自然な形で長く続けられる方法を考えながら、活動を継続しましょう。

● 「あんしん見守りネットワーク事業」見守り関係事業所との協定事業

○概要

「誰もができる限り住み慣れた地域で、安心して生活し続けることができる体制をつくり、地域での支え合い活動をすすめること」を目指して、地域住民だけでなく、日常業務の中で見守りに関係するさまざまな事業所の皆様と連携した見守り活動のネットワークを築くことを目的に、平成25年度より『「あんしん見守りネットワーク事業」見守り協定』を推進しています。当初は26事業所との協定からスタートしました。現在は72事業所と協定を結んでいます。

協力いただける企業・事業所を対象に地域見守り協力事業所として登録をし、気になる世帯の発見（安否確認や生活の異変の察知）と市社協へ連絡をいただくことで、ひとり暮らし 高齢者等のより重層的な見守りネットワークを構築します。



【見守りイメージ図】

新聞販売店から、連絡が入った例

市内の新聞販売店から「一人暮らしの80代の方で、新聞や郵便がたまっている」と市社協に連絡がありました。

市社協から地元の自治会長さんに連絡してみると、日頃から地域で見守っている方とわかり、市外に住む息子さんと連絡がとれ、3日前から息子さんのお宅に泊まりに行ってみえたことがわかりました。

無事の確認がとれ、新聞販売店さんも、地域の方もほっとされました。



宅配業者から、連絡が入った例

市内の宅配業者から「宅配に訪問したら、応対された高齢女性がケガをされている。どうしたらよいか」と市社協に連絡がありました。業者の方にはその場で救急車の手配をしてもらいました。市社協で家族に連絡がとれ、救急搬送されたことを伝えました。大事に至らず、早く発見、対応ができました。



- 株式会社 大垣共立銀行 本店営業部
- 大垣西濃信用金庫
- 西美濃農業協同組合
- 日本郵便株式会社 大垣郵便局
- ゆうちょ銀行 大垣店
- 生活協同組合コープぎふ
- 岐阜ヤクルト株式会社
- 北垣新聞店
- 藤井新聞店
- 大垣中川大橋新聞店
- 大迫新聞店
- 中日新聞 高田上石津専売店 川瀬新聞店
- 中日新聞 大垣西部専売店 ほらい新聞店
- 中日新聞 大垣駅西専売店 大橋新聞店
- 中日新聞 大垣東部専売店 平林新聞店
- 中日新聞 大垣専売所 株式会社ひらばやし
- 山北新聞販売店
- 直井新聞店
- 有限会社 石川新聞店
- 有限会社 小林新聞店
- 有限会社 大橋新聞舗
- 株式会社 桐山新聞店
- ヤマト運輸株式会社 岐阜主管支店
- 明治安田生命保険相互会社 岐阜支社
- あかお墨俣店
- 岐阜近鉄タクシー株式会社
- スイトラベル株式会社
- 大垣タクシー株式会社
- 中部交通株式会社
- 株式会社 十六銀行
- ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
- 株式会社 大丸
- ASA 大垣東部
- 読売センター 大垣西部
- 読売センター 大垣安八
- CAFE MARUKAN
- 岐阜信用金庫
- YC 読売センター 大垣北部
- ファミリーマート 大垣熊野町店
- 桑原石油店
- 有限会社 山口屋
- 株式会社 大和商事
- まごころ弁当 西濃店
- おしどりフーズ
- 八百久商店
- 桑原食料品店
- 株式会社 デリカスイト
- ワタミ株式会社 岐阜大垣営業所
- 中日本高速道路株式会社 名古屋支店
羽島保全・サービスセンター
- アイセイ薬局 大垣南店
- アイセイ薬局 大垣赤坂新田店
- 吉田食料品店
- 大垣ガス株式会社
- アルフレッサ株式会社
- ケーエストレーディング有限会社
- アンシンク株式会社
- 小川防災株式会社
- 大垣管材株式会社
- 有限会社 西濃防災
- 株式会社 メモリアホールディングス
- 株式会社 石山商店
- 株式会社 大垣ケーブルテレビ
- 特定非営利活動法人 清爽力
- 株式会社 ショクブン
- 株式会社 スズケン 大垣支店
- アルファクラブ株式会社
- 坪井自動車钣金有限会社
- 株式会社 シニアライフクリエイト
- 株式会社 アスピカ
- マックスバリュ東海株式会社
- 株式会社富士薬品岐阜営業所

大垣市社会福祉協議会 「見守り関係事業所との協定」事業 実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、見守り関係事業所と連携し、あんしん見守りネットワーク活動を進め、早期に異変を発見した場合の緊急連絡体制を確立し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、大垣市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と見守り関係事業所が実施するものとする。

(事業内容)

第3条 この事業は、大垣市内の見守り関係事業所に見守り活動に参加していただき、見守り関係事業所協定を結ぶことにより、見守りネットワークの構築と緊急時の連携を図るものとする。

(対象者)

第4条 この事業の協定に関する見守り関係事業所とは市内にある新聞販売店、郵便局、医療機関、金融機関、宅配事業所、社協賛助会費協力事業所等で「あんしん見守りネットワーク活動」に理解と協力をいただける事業所とする。

(実施方法)

第5条 この事業は、市社協が作成した協定書に従い、見守り関係事業所との協定により実施するもの。具体的には、見守り関係事業所の従業員が日常業務の範囲内で異変を発見した場合、事業所内の担当者に連絡し、担当者から市社協に連絡を行なうものとする。市社協は、連携機関と協力し実態把握を行ない、対応の結果を事業所に報告する。

(事業の適切な推進)

第6条 市社協は、年に1回、見守り関係事業所代表者会議を開催し、情報交換を行う。また、緊急時等は隨時早期に対応を行ない、見守り関係事業所、関係機関と連携を図る。

(その他)

第7条 その他特別な場合は、協定締結事業所と協議し、市社協会長が決定するものとする。

附則 この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

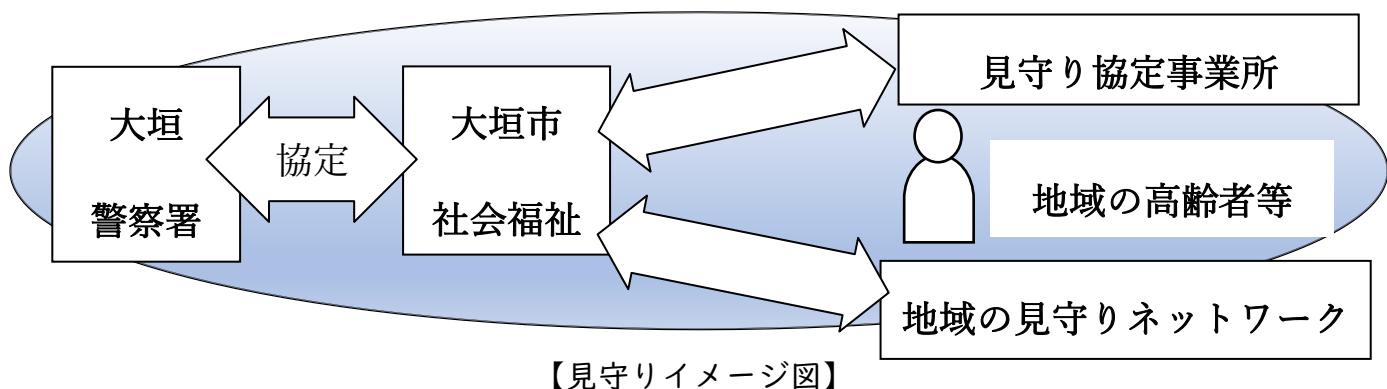
●高齢者総合安全対策 K（高齢者・子ども）M（見守り）K（声掛け）協定

○概要

年々認知症を患う高齢者が当事者となる行方不明事案や、保護者取扱い、高齢者による振込め詐欺の被害、交通事故等は増加の一途をたどっています。高齢者が「安全で安心して暮らせるまちづくり」を確立するため、大垣警察署と大垣市・神戸町・輪之内町・安八町の4社会福祉協議会とが連携を深め、本協定を締結しました。

この協定は、市社協と「あんしん見守りネットワーク事業」協定を結んでいる事業所との連携をさらに強化するものでもあります。

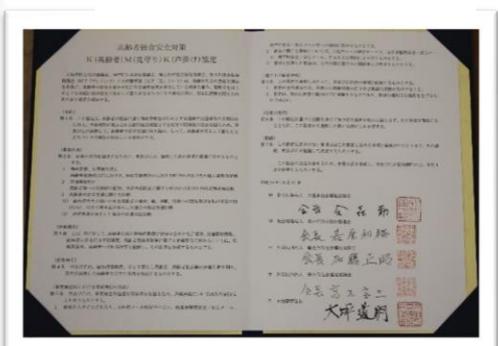
事業所等 ⇄ 市社協 ⇄ 警察署 の連携をさらに深め、高齢者等の異変の早期発見、対応、または予防のできる体制づくりをすすめております。



○協定調印式



平成30年12月27日(木)
大垣警察署にて「K(高齢者、
子ども)M(見守り)K(声
掛け)協定」を締結しました。
※平成29年度からはじめたこの協定は、平成30年度
に新たに「子ども」に対する
見守り、声掛け体制の強化の
ため再締結されました。



市社協と見守り協定を結んでいる事業所に「KMKプロジェクト実施中」のぼり旗が掲げられています。

(II) 緊急連絡のてびき作成事業

1 「緊急連絡のてびき」とは

昭和55年から、緊急時に本人及び地域の方々が素早く対応することができるよう、また、地域での支援体制を構築することを目的に、ひとり暮らし高齢者を対象とした「緊急連絡のてびき」を作成しています。

民生児童委員の協力を得て、ひとり暮らし高齢者の把握を行い、昭和55年当時の大垣市内のひとり暮らし高齢者約500人、全ての方を対象に作成をしました。

令和7年4月現在、大垣市内のひとり暮らし高齢者台帳登録者数は2,789人と当時の5.6倍の人数となりました。時代が移り変わる中でも緊急連絡のてびきは、本人及び地域の重要な支援情報の一つとして活用されています。

2 「緊急連絡のてびき」の現状

対象者は基本的にはひとり暮らし高齢者ですが、障がい者や高齢者夫婦、地域の方々が気になる人等、対象者の拡大をみせています。令和7年3月現在の作成総数は3,830件です。平成20年度から平成2年度にかけて、地区社会福祉推進協議会においてモデル指定事業として取り組んだ「あんしん見守りネットワーク事業」や、平成26年度から平成28年度にかけて、災害時に速やかに避難できるよう必要な情報の追加やてびき作成者を対象とした避難訓練の実施など、災害時支援にも役立てています。

地区社協別「緊急連絡のてびき」作成数一覧

【令和7年4月1日現在】

地区名	自治会数	てびき 対象者数	地区名	自治会数	てびき 対象者数
興文	54	188	江東	19	153
東	28	169	川並	10	64
西	29	313	中川	19	288
南	28	210	和合	8	95
北	55	434	三城	37	273
日新	16	124	荒崎	12	155
安井	21	188	赤坂	22	282
宇留生	26	219	青墓	13	147
静里	14	194	上石津	40	177
綾里	15	51	墨俣	22	106
			合計	488	3,830

3 ひとり暮らし高齢者台帳、災害時要援護者台帳、緊急連絡のてびき、災害時個別

避難計画の登録について

平成23年4月より、従来は別々の様式で申請が必要であった「ひとり暮らし高齢者台帳（市）」「災害時要援護者台帳（市）」「緊急連絡のてびき（市社協）」の3様式を、平成29年4月には、さらに「災害時個別避難計画（市）」も統合し、緊急時から災害時まで幅広く情報共有を図ることが可能となりました。

※ひとり暮らし高齢者台帳とは？

ひとり暮らし高齢者を的確に把握するとともに、緊急時の対応や各種サービスを受けていただくななど、ひとり暮らし高齢者の福祉の向上を図ることを目的としています。

※災害時要援護者台帳とは？

災害時に自力で避難することが困難な方の情報を、あらかじめ自治会、民生・児童委員、警察署、消防署にお渡しし、災害時の地域における避難支援等のサポートに役立てることを目的としています。

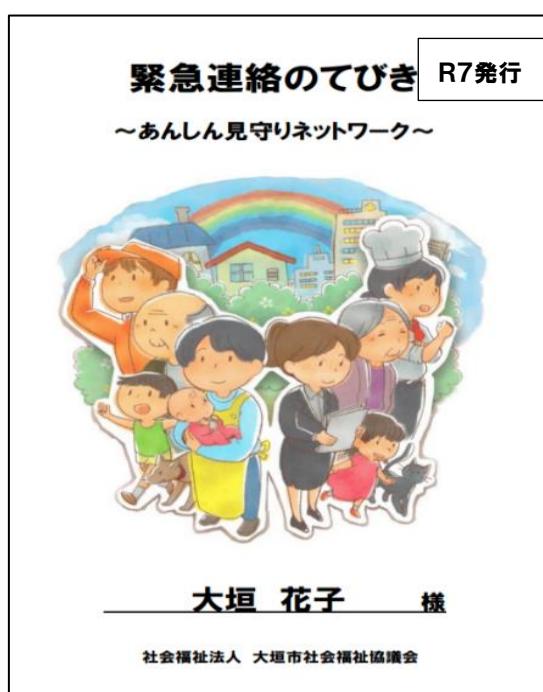
※災害時個別避難計画

災害時要援護者台帳に登録された方を対象に、さらに個別避難計画を作成し、災害時に速やかに避難・対応できることを目的としています。

【緊急連絡のてびき】

「緊急連絡のてびき」はA4サイズの用紙を2つ折りにした状態（左図）に紐を付けて、民生児童委員を通じて対象者の方々に配付をしています。

対象者の方々は電話機の近くなどに保管をしています。



【緊急連絡のてびきを開いた状態】

緊急連絡のてびきを開くと、ご家族などの連絡先、自治会長、民生児童委員、福祉推進委員等、地域の方々の連絡先も記載しています。

氏名 ^②		住 所・電 話 ^③				興文 地区社協 ^④	
フリガナ ^①	オオガキ ハナコ ^②	大垣市馬場町 124 ^③				78-8181 090-0000-0000 ^④	
生年月日 ^① 昭和 8 年 8 月 8 日 ^②		電話番号 ^③				見守り方法 ^④	緊急時及び災害時 ^⑤
家族 友人 支援者 等 ^①	長男 ^②	大垣 太郎 ^③	00-0000 090-0000-0000 ^④	大垣市○○町○-00 ^⑤	声 ^⑥	声 ^⑥	
	長女 ^②	大垣 花実 ^③	00-0000 090-0000-0000 ^④	大垣市△△町○-00-0 ^⑤	声 ^⑥	声 ^⑥	
	隣人 ^②	西澤 次郎 ^③	00-0000 ^④	大垣市馬場町○○○ ^⑤	声かけ ^⑥	支援者 ^⑦	
	隣人 ^②	岐阜 三朗 ^③	00-0000 ^④	大垣市馬場町○○○-○ ^⑤	声かけ ^⑥	支援者 ^⑦	
	⑥ ^①	⑥ ^②	⑥ ^③	⑥ ^④	⑥ ^⑤	⑥ ^⑥	
	自治会長 ^②	自治 守 ^③	00-0000 ^④	大垣市馬場町○○○ ^⑤	声かけ ^⑥	支援者 ^⑦	
民生児童委員 ^②	民生 四郎 ^③	00-0000 ^④	大垣市馬場町○○○-○ ^⑤	声かけ ^⑥	支援者 ^⑦		
福祉推進委員 ^①	推進 A 子 ^②	00-0000 ^③	大垣市馬場町○○○ ^④	声かけ ^⑤	支援者 ^⑥		
	推進 B 子 ^②	00-0000 ^③	大垣市馬場町○○○ ^④	声かけ ^⑤	支援者 ^⑥		
	⑥ ^①	⑥ ^②	⑥ ^③	⑥ ^④	⑥ ^⑤	⑥ ^⑥	
	⑥ ^①	⑥ ^②	⑥ ^③	⑥ ^④	⑥ ^⑤	⑥ ^⑥	
	⑥ ^①	⑥ ^②	⑥ ^③	⑥ ^④	⑥ ^⑤	⑥ ^⑥	
	居住状況 ^①	普段いる部屋 ^②	南側 リビング ^③	居住状況 ^④	寝室の場所 ^⑤	北側 和室 ^⑥	
	災害発生時の 記憶点 ^①	足が苦いため、杖や車椅子を使用している。支援をお願いします。 ^②		避難所での 記憶点 ^③	支険床等に疲れません。イス等が必要です。 ^④		

*記載した内容については、町内での見守り活動及び緊急時以外には使用しません。

作成日 令和 7 年 4 月 1 日 【区分】ひとり暮らし^①

裏面には、かかりつけ医院や、ケアマネジャー、緊急避難所なども記載しております。

《その他連絡先》 ^①				
かかりつけ医院 ^②	担当 ^③	電話番号 ^④	緊急連絡のてびき R7発行 ^⑤ ～あんしん見守りネットワーク～ ^⑥	
	麻酔 ^③	診療科 ^③		医師 ^③
	○○医師 ^③	麻酔外科 ^③		○○ ^③
要介護度 ^②	要支援 ^③	△△内科 ^③	△△ ^③	00-0000 ^④
看守介護支援事業所 ^②	□□看守介護支援事業所 ^③	□□ ^③	00-0000 ^④	
	○○デイサービスセンター ^③	○○ ^③	00-0000 ^④	
	【利用曜日】月、金 ^③			
介護保険等事業所 ^② (訪問介護、通所介護等) ^③	□□訪問介護事業所 ^③	□□ ^③	00-0000 ^④	
	【利用曜日】火、木 ^③			
	【利用曜日】 ^③			
総合相談窓口 ^②	地域包括支援センター・大垣市社会福祉協議会 ^③	77-2255 ^④	～あんしん見守りネットワーク～ ^⑤ 	
消防署 ^②	⑥ ^③	119 ^④		
警察署 ^②	⑥ ^③	110 ^④		
大垣市役所 ^②	社会福祉課・高齢福祉課 ^③	81-4111 ^④		
大垣市社会福祉協議会 ^②	地域のふくし相談課 ^③	78-8181 ^④		
一時避難場所 ^② (避難場所が危険な場合は) ^③	○○公園 ^③			
※一時避難場所が危険な場合もあります。状況を見て避難をしてください。 ^④				
※お薦手帳を活用することで、緊急時や災害時に、既往歴や自分の薬の情報を正確に伝えることができます。 ^⑤				

大垣 花子 様^①

社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会^②

(12) 地域支援ネットワーク委員会・小地域支援ネットワーク会議

●趣旨

少子高齢化が急速に進行する中、各地域では高齢者や児童への虐待や孤立死の問題、消費者被害の問題、災害時の要援護者支援の問題などの生活課題が顕在化してきており、地域のつながり（ネットワーク）の再構築が課題となっています。

また、平成20年度から平成22年度に「あんしん見守りネットワークモデル事業」を各地区社協にて実施し、継続して小地域での見守り活動が行われています。地域では解決できない課題もあり、住民と専門職との連携の場が必要となっています。

大垣市社協では地区社協と連携し、誰もが地域から孤立することなく住み慣れた地域で継続し、安心した生活をいとなむことができるよう地域支援ネットワーク委員会・小地域支援ネットワーク会議の開催を支援しています。

【地域支援ネットワーク委員会】

地域支援ネットワーク委員会は、3～4ヶ月に1回開催し、地区社協関係者と専門職機関の連携の場とします。また、地域ニーズの把握や情報交換、困難ケースの解決方法の検討や情報共有を行います。

○役割

- ・支援を必要とする人のニーズを把握
- ・地域で実施しているあんしん見守りネットワーク事業の推進
- ・支援を必要とする人をもれなくカバーする体制づくり
- ・困難ケース等を総合的に受け止め、支援するための体制整備や、困難ケースの解決方策の検討や情報共有

○構成メンバー

ア. 地域のネットワーク関係者

地区社協会長・副会長、会計、各専門部会長、民生児童委員会長、福祉推進委員代表など地区社協の構成団体

イ. 専門機関のネットワーク関係者

市社協地域のふくし相談課

地域包括支援センター

保健センターなど

（地域の実情に応じて）

行政

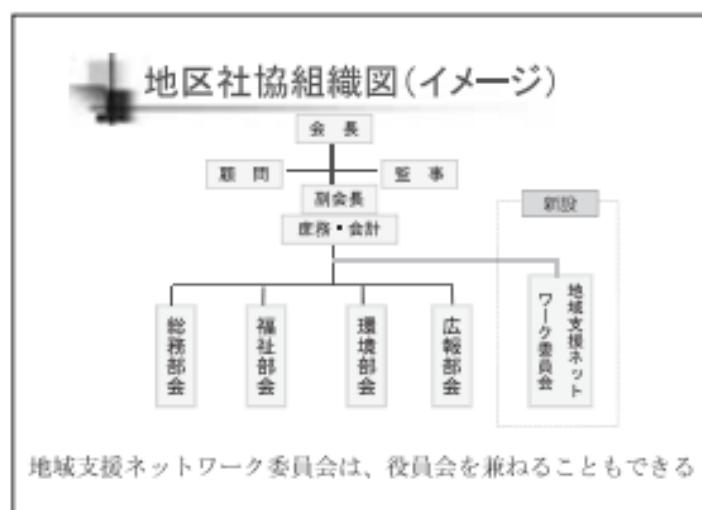
消防署

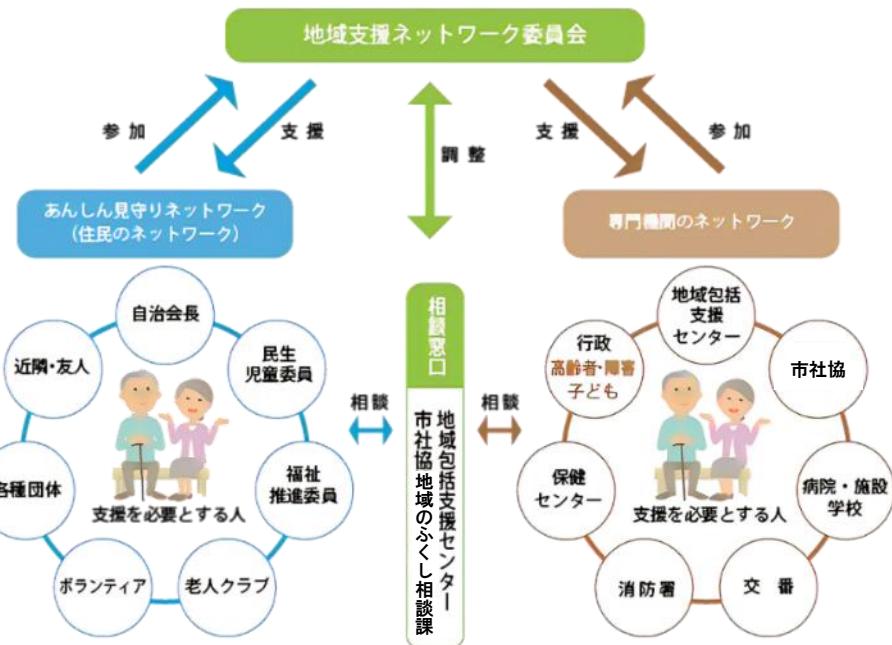
警察署

学校

病院施設などの

専門機関が参加





○地域支援ネットワーク委員会の設置の経過

平成23年度から平成25年度にかけて、全地区社協をモデル指定し、「地域支援ネットワーク委員会」の設置を行いました。設置後は「ふれあいのまちづくり推進大会」において取り組みについて報告を行いました。各地区社協では状況に応じ委員会が開催されています。

モデル実施年度	地区社協	
平成23年度	日新地区社会福祉協議会 宇留生地区社会福祉協議会 綾里地区社会福祉協議会	青墓校区社会福祉協議会 上石津地区社会福祉協議会 墨俣地区社会福祉協議会
平成24年度	東地区社会福祉協議会 北地区社会福祉虚偽会 川並地区社会福祉協議会	和合地区社会福祉協議会 三城地区社会福祉協議会 赤坂地区社会福祉協議会
平成25年度	興文地区社会福祉協議会 西地区社会福祉協議会 南地区社会福祉協議会 安井地区社会福祉協議会	静里地区社会福祉協議会 江東地区社会福祉協議会 中川地区社会福祉協議会 荒崎地区社会福祉協議会

【小地域支援ネットワーク会議（見守り会議）】

小地域支援ネットワーク会議は、各自治会内で見守りなど支援を必要としている人に対して、個別の具体的な課題解決を図ることを目的にしています。

会議は必要に応じて関係するメンバーを招集します。定期的に開催することから、日頃の情報共有を図り、緊急時や異変の早期発見・早期対応につなげます。

○構成メンバー

自治会長、民生児童委員、福祉推進委員、近隣の方、市社協、地域包括支援センター、保健センターなど



(13) 食事サービス事業・高齢者を囲む会事業

食事サービス事業

～ 笑顔を届ける ふれあい・みまもり活動 ～

食事サービス事業は、地域住民の助け合い・ふれあい活動の一環として、地域での支援体制をつくることを目的に実施しています。ひとり暮らし高齢者の方などを対象に、地区社協のボランティア（民生児童委員、福祉推進委員、赤十字奉仕団、婦人会（女性部）、食生活改善協議会など）が中心となって、手作りのお弁当を配達します。利用希望の調査は、民生児童委員が中心となって進めています。高齢者世帯や障がい者の方についても、地区社協の判断で必要に応じて提供しています。

昭和55年にモデル地区として興文地区で開始され、令和6年4月現在、市内14地区社協（15ヶ所）で行っています。墨俣地区では、大垣桜高等学校の生徒と協働して年に2回ランチサービスを行っています。

この事業は赤い羽根共同募金の配分金を受けて実施しています。利用者にも1食200円を負担していただき、材料費の一部にあてています。



ボランティアさんによる調理

ランチジャーにつめて、あたたかいお弁当をお届けしています

高齢者を囲む会事業

～ みんな笑顔 ふれあい交流活動 ～

高齢者を囲む会は、地域のひとり暮らし高齢者とボランティアがふれあい、交流の輪を広げることを目的に、各地区社協主催で年に1～2回開催しています。地区センターなどの公共施設を利用し、手作りのお弁当などを囲んで会食を行います。地区によっては、食事をしながら地域の園児との交流や演芸鑑賞などをを行い、楽しいひと時を過ごします。

昭和63年に3地区（北、宇留生、赤坂）で始まり、平成24年度からは市内全20地区で実施しています。（興文、宇留生、安井、川並、赤坂、墨俣は年に2回開催）

この事業は赤い羽根共同募金の配分金を受けて実施しています。『大垣市社会福祉協議会地区社協推進活動に対する助成要綱』に基づき、参加人数に応じて1人あたり500円を地区社協へ助成しています。



高齢者を囲む会の様子

各地区食事サービス実施状況表

【令和7年4月1日現在】

NO	地区名	事業開始日	利用者数	ボランティア数	場所	実施形式	開催数
1	興文	S55.1.10			総合福祉社会館	夕食・配食	休止中
2	北	S56.9.24			大垣市青年の家	夕食・配食	休止中
3	西	S56.11.13	22	42	西地区センター	夕食・配食	月4回
4	中川	S56.11.19	23	70	中川地区センター	夕食・配食	月4回
5	三城	S56.12.2	16	61	三城地区センター	夕食・配食	月4回
6	南	S58.9.13			総合福祉社会館	夕食・配食	休止中
7	安井	S59.4.19	8	53	安井地区センター	購入弁当	月2回
8	東	60.11.19			平野学園	夕食・配食	休止中
9	静里	S61.4.7	7	8	西部研修センター	購入弁当	月1回
10	日新	S62.6.13			日新地区センター	昼食・配食	休止中
11	宇留生	S62.11.25	17	94	宇留生地区センター	夕食・配食	月2回
12	赤坂東	H2.5.25	6	64	赤坂東地区センター	夕食・配食	月2回
13	和合	H2.9.16	12	78	和合地区センター	昼食・配食	月2回
14	赤坂中	H4.9.25	8	32	赤坂地区センター	夕食・配食	月1回
15	青墓	H5.3.18	16	13	青墓地区センター	購入弁当	月2回
16	荒崎	H6.4.21			荒崎地区センター	購入弁当	休止中
17	上石津	H18.5.25	24	26	上石津老人福祉センター	夕食・配食	月1回
18	墨俣	H18.5.25	23	50	墨俣老人福祉センター	昼食・配食	月2回
19	綾里	H20.10.15	8	39	綾里地区センター	夕食・配食	月1回
20	江東	H22.4.25	15	63	江東地区センター	夕食・配食	月1回
21	川並	H23.10.20	14	44	川並地区センター	夕食・配食	月1回

※興文地区(R2.3~)、東地区(R2.3~)、南地区(H3.1.3~) 北地区(R2.4~)、日新地区(R5.11~)、荒崎地区(R6.8~)は休止中。

大垣市社会福祉協議会 ふれあい食事サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、近隣住民の助け合い及び相互扶助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等を対象に弁当を提供するふれあい型食事サービス事業(以下「食事サービス」という。)を実施することにより、対象者の安否確認、孤立感の解消等を図り、地域での見守り支援体制の構築やボランティア活動を推進することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、大垣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）及び地区社会福祉推進協議会（以下「地区社協」という。）とし、各地区社協においてこの事業の趣旨を理解し、ボランティア活動等に熱意を有する者で組織した食事サービスボランティアの協力を得て実施する。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）へ提供する食事の調理・購入に関すること。
- (2) 利用者への食事の配達（食器類の回収を含む。）及び費用の徴収に関すること。
- (3) 配達時における利用者の安否及び健康状態等の確認に関すること。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、大垣市内に住所を有する、概ね65歳以上の者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らし高齢者で、見守り活動の一環として事業の必要性を認める者。
- (2) 高齢者のみの世帯でいずれかが支援を必要とする世帯であって、事業の必要性を認める者。
- (3) 障がい者世帯（65歳未満の者を含む。）で事業の必要性を認める者。その他、地域の民生児童委員が適当と認めた者。

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、民生児童委員を通し、食事サービス利用申請書（様式第1号）を本会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(利用の決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を民生児童委員と審査し、民生児童委員を通し申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 利用者は、事業の実施に伴う原材料費等（以下「費用」という。）として、1食あたり200円を負担しなければならない。
- 2 費用は、利用者が直接食事サービスボランティアに支払うものとする。
- 3 地区社協（食事サービスボランティア）は、徴収した費用のうち、100円を本会に納入する。
- 但し、購入した食事により実施する場合は全額を地区社協に納入するものとする。

(利用の取消し)

- 第8条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利用の取消しをすることができる。
- (1) 第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者から辞退の申出があったとき。
- (3) 利用者が医療機関へ入院し、又は施設へ入所したとき。
- (4) 利用者が死亡したとき。
- (5) その他会長が利用することが適当でないと認めたとき。

(事業の助成金)

- 第9条 この事業を購入した食事により実施する地区社協に対し本会から助成金を交付するものとする。
- 2 この事業を購入した食事により実施する場合の助成金額は一人あたり1食300円を上限とし、月に4回を限度とする。

(助成金の用途)

- 第10条 交付された助成金は、配食する食事の購入費用に使用するものとする。

(助成金交付の申請)

- 第11条 助成を希望する地区社協は事業を実施した月の翌月20日までに、次に掲げる書類を本会に提出するものとする。
- (1) 助成金交付申請書（様式第2号）
- (2) 利用者の分かる書類
- (3) 食事を購入したことの分かる請求書や領収書の写し等

(助成金交付の決定・通知)

- 第12条 前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付を決定し助成金交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

(助成金交付の請求)

- 第13条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第4号）を本会に提出しなければならない。

(サービスの中止)

- 第14条 悪天候その他やむを得ない理由により、事業の実施が困難な場合、又は困難が予測される場合は、事業の実施を中止することができる。

(事故防止)

- 第15条 この事業の実施にあたり、食中毒等が生じないよう万全の対策を講じるとともに、調理を行う食事サービスボランティアを対象に、年1回、研修会を行い岐阜県西濃保健所による指導を受けるものとする。
- 2 前項の事故等に対処するため、ボランティア活動保険等に加入するものとする。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係） 大垣市社会福祉協議会 食事サービス申請書

年 月 日 調査

調査者氏名

地区名

地区

氏名				性別	男・女
住所	大垣市 町		家族構成	1、単身 2、高齢者世帯 3、その他()	
電話番号	-		生年月日	年 月 日(歳)	
担当民生委員	氏名: TEL: -				
健康状態	1、良好 2、普通 3、不調()				
家族・親族との交流	1、あり() 2、なし				
申請者	1、本人 2、民生委員 3、家族 4、その他()				
申請理由					
食事サービスの利用について	1、はじめて 2、以前に利用していた(いつごろ)				
食事サービス以外の配食サービスの利用について	①市の配食サービス 1、利用している 2、利用していない				
	②業者の配食サービス 1、利用している 2、利用していない				
	③その他の配食サービス 1、利用している 2、利用していない				
介護保険サービスの利用について	1、なし				
	2、あり[ヘルパー・ディサービス・その他()]				
地域行事の参加について	例:いきいきサロン・囲む会に参加など				
特記事項					

大垣市社会福祉協議会 高齢者を囲む会事業 実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域においてひとり暮らし高齢者とボランティア等が、会食を交えた交流会「高齢者を囲む会」を実施することにより、地域住民同士の交流、閉じこもり予防、ひとり暮らし高齢者の孤立感の解消を図り、地域における交流の場の提供とボランティア活動の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、各地区社会福祉推進協議会（以下「地区社協」という。）が主催となり、大垣市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が支援を行い実施する。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、地域ボランティアの手作り弁当等で、会食会を実施し住民同士の交流を行うものとする。ただし、会場の都合により、弁当を業者に発注することもできるものとする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者と地域のボランティアを基本とするが、地域の実情に合わせ地区社協役員等の参加を認めるものとする。

(助成要件)

第5条 地区社協が主催し、事業の目的を達成するものとする。

(助成申請及び請求手続き)

第6条 地区社協は事業実施後、（様式1、様式2、様式3）に所定の事項を記入し、市社協へ提出する。市社協は申請書に基づき、地区社協へ助成を行う。

(助成金額)

第7条 市社協は「地区社協推進活動に対する助成要綱」に基づき、食材料費として事業への参加者1人あたり500円を年2回まで助成する。

(事故補償)

第8条 参加者やボランティアを対象に万一に備え、社協行事傷害補償保険へ加入する。加入手続きについては、市社協事務局で行う。

(その他)

第9条 その他特別な場合は、各地区社協会長と協議し、市社協会長が決定するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(14) 地域防災力向上推進事業

○概要

近年の大震災や豪雨災害では、自力で避難することが困難であった高齢者や障がい者の方などが数多く犠牲となられました。そのような中、近隣同士の助け合いによって、災害が発生したその日のうちに、住民全ての安否確認を行い、多くの命を救うことができた自治体もあり、近隣住民同士の助け合いがとても重要なことが明らかになりました。

大垣市社会福祉協議会では地区社協と連携し、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等（災害時要援護者）の円滑で迅速な避難を確保するための支援体制を構築し、災害時要援護者の生命・身体を災害から守ることや地域支援ネットワーク委員会の活動の充実強化を目的に、平成26年度より災害時要援護者個別支援計画の作成、平成27年度より要援護者避難訓練や避難支援者向け研修会を実施してきました。地域防災力の向上、要援護者の支援体制の推進を図る為、地区社協及び地区防災士会と連携し、本事業に取り組みます。

○災害時要援護者個別支援計画とは

要援護者の方が速やかに避難できるように、地域の方の協力を得て、事前に作成する計画です。要援護者一人ひとりに対して、避難支援者や避難時に必要な情報を記載したものになります。この計画は災害対策基本法、大垣市地域防災計画にも位置付けられています。

○避難支援者とは

災害時に自らの安全や家族の安全を確保した後で、ご近所の助け合いとして要援護者の方の安否確認や情報伝達などをしていただく方のことです。まずは自分自身や家族の安全を確保し、可能な範囲で支援のご協力をお願いするものです。

災害時に支え合うには、日頃からの近所づきあいがなければ困難です。

いざという時に備えて、日頃からご近所との関係づくりに取り組みましょう。

日頃の見守り活動



ご近所との関係づくり

いざという時の支援



○目的・事業内容

地域防災活動の幅を広げ、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、「あんしん見守りネットワーク」の仕組みを活用し、地区防災士会と連携し、下記の事業を実施します。

・要援護者避難支援を含む避難訓練

(地区社協及び地区防災士会でモデル自治会等を設定します)

要援護者を対象とした自宅から一時避難場所への避難支援・避難誘導訓練

一時避難場所で安否確認、被災状況確認などの情報把握訓練

・防災意識向上の為の避難訓練及び防災訓練

・防災知識を深める研修会及び講習会

上記の事業を実施することで、災害時要援護者支援体制の構築、地域防災力の向上を図ります。

○要援護者避難支援を含む避難訓練の流れ



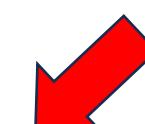
②近隣支援者による避難誘導支援
(車椅子や簡易担架等を活用)



①まずは自分の身の安全を確認してから避難。避難済みの確認。



③一時避難場所で安否確認や被災状況等の情報把握訓練



④防災士による講評や防災に関する豆知識等を学び、近隣支援者、地域防災力の向上を目指します。

(15)生活支援事業

①買い物支援

買い物に行くことが困難な高齢者および障がい者に対し、生活支援（買い物支援）サービス事業を実施しています。

サロン活動の一環として実施され、ふれあい交流の場となっています。

（実施地区：綾里・青墓・上石津）



買い物支援の様子

②生活支援活動拠点整備事業（お散歩カフェ）

大垣市社会福祉協議会では、地区社会福祉推進協議会と連携し、地域共生社会の実現に向けて、住民が気軽に集まる場として生活支援の拠点整備（お散歩カフェ）を推進しています。

「お散歩カフェ」は、地区センター、公民館、既存施設等を利用し、毎月定期的な開催をすることで、誰もがお散歩感覚で、立ち寄れるカフェです。身近な所で、気軽に相談できる窓口とコーヒーとお茶を飲みながら和気あいあいとした雰囲気の中で交流を深めます。

「お散歩カフェ」一覧表

名 称	うるおい	あやの	おしゃべり広場東
場 所	宇留生地区センター 修明館 (荒尾町 1438)	綾野公民館 (綾野 1-2700-7)	東地区センター (藤江町 6-207)
時 間	毎月第3土曜日 9時～12時	毎週水曜日 9時半～11時半	毎月第1・3土曜日 13時～15時
参 加 費	100円	100円	100円
活動の様子	お茶菓子の持ち込みは自由にできます。また生活支援活動に関する相談や受付も行っています。	畳の部屋でアットホームな雰囲気の会場です。催しを随時開催し、困り事等の相談も受付ています。	住民が気軽に集まる場を提供しています。また日常のちょっとした困り事の相談にも対応しています。
開設年	平成29年10月	平成29年10月	令和元年4月

**社会福祉法人大垣市社会福祉協議会
生活支援活動拠点整備事業「お散歩カフェ事業」事業実施要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障がいのある人、子育て中の親や子どもたちなどが、地域住民とともに気軽に集まり茶話会や趣味の活動、娯楽などを通して、生き甲斐をもって生活していくような仲間づくりや健康づくり、社会参加を促進するとともに、福祉・介護・医療の専門職と気軽に生活・福祉・介護等の相談が身近でできる拠点づくりを目的とする。

(実施主体)

第2条 生活支援活動拠点整備事業「お散歩カフェ事業」(以下、「お散歩カフェ」という)は、地区社会福祉推進協議会(以下、「地区社協」という。)が主体となり、大垣市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)と連携・協働のもと進めていくものとする。

2 市社協及び地区社協が認めた小地域の住民で組織された団体も実施主体とする。但し、趣味のサークル活動やクラブ活動など会員を限定し、その会員だけを対象とした活動のお散歩カフェは除く。

(事業内容)

第3条 お散歩カフェは、地域住民が気軽に集まり、「出会いと仲間づくり」「居場所・生きがいづくり」「健康の意識高揚」「情報共有と早期の対応」を目指して、参加者と実施主体の支援者が協働し、次に掲げる事業を企画・実施する。

- (1) 茶話会
- (2) レクリエーション、ゲーム、カラオケ、将棋・囲碁等
- (3) 健康体操・健康チェック、福祉・介護などの講話
- (4) 季節行事
- (5) 生活・福祉・介護等の相談
- (6) その他、参加者の希望に応じた催し

(参加者の範囲)

第4条 お散歩カフェの参加者は、地域住民とし、運営に協力する地域ボランティアを含むものとする。

(活動場所)

第5条 お散歩カフェの開催場所は、市の公共施設、公民館、集会場、空き店舗、空き家を利用して、気軽に集まることのできる場所を活用するものとする。

(運営)

第6条 お散歩カフェは自主運営とし、会則等に沿って活動する。

2 万が一の事故に備えて、大垣市ボランティア市民活動支援センター(市社協)でボランティア保険に加入するなど安全に留意する。

(助 成)

- 第7条 市社協は、お散歩カフェの開設に当たり、「岐阜県社会福祉協議会 地域福祉関係補助事業・助成事業」の「福祉コミュニティ構築推進支援事業 支え合いの場づくり支援事業」の助成金を申請する。但し、申請には自己資金として総事業費の二分の一が必要となる。
- 2 市社協は、地域の支え合い活動を推進するため、新たに設立するお散歩カフェの開設に当たり、「大垣市社会福祉協議会補助金等交付規則」及び「社会福祉団体助成事業補助金等交付要綱 第2条補助対象事業等」に基づき、助成を行う。

(禁止事項)

- 第8条 お散歩カフェで知り得た個人の秘密や情報を他に漏らしてはならない。
- 2 お散歩カフェを利用して、宗教活動や政治活動、物品の販売等商行為を行ってはならない。
- 3 お散歩カフェは、会員を特定するための会費を徴収してはならない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

③生活支援事業の啓発

高齢化社会に対応できるよう、支え合うしくみづくりの必要性や生活支援に対する理解や 推進のため、講座等を地域の実情に応じて展開します。



[生活支援講座の様子（安井）]



[検討委員会の様子（中川）]



[生活支援講座の様子（江東）]



[検討委員会の様子（和合）]

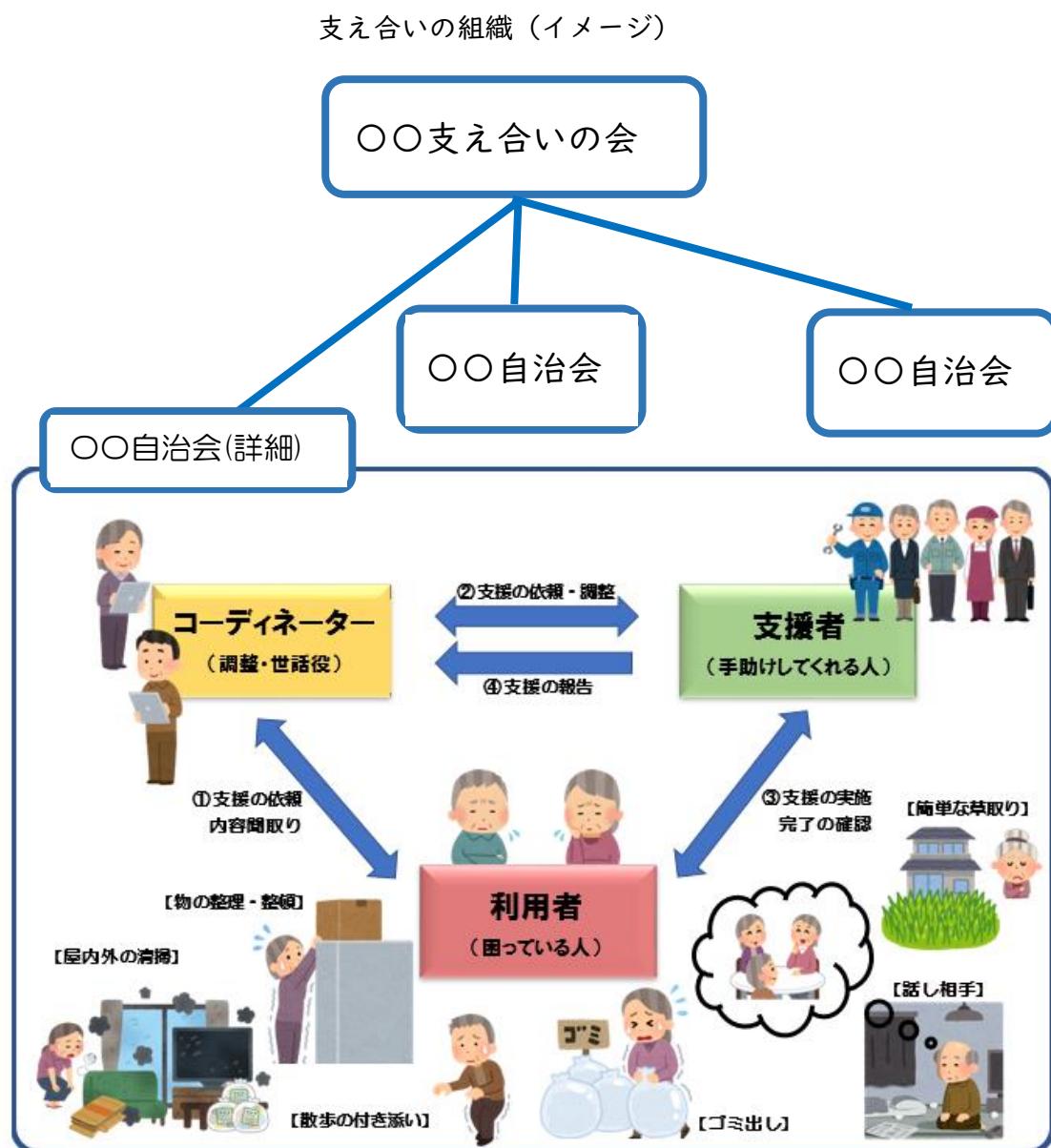
具体的な取り組み内容

- (1)地域住民相互の支え合うしくみづくりの啓発 . . . チラシ等によるPR
- (2)地域住民の抱えるニーズの把握 . . . アンケート調査等の実施
- (3)生活支援担い手養成 . . . 講座等の開催
- (4)支え合う団体づくり . . . 講座受講者や住民などで構成

※地域の方々と市社協（生活支援コーディネーター）とが相談しながら、地域に合った進め方と一緒に考えていきます。

④生活支援活動組織化

ごみ出しや電球の交換など、ちょっとした困りごとを住民相互の力で解決するため、生活支援活動を実施し、その力をもとに地域の「福祉力」を高めるため、地域での支え合いを下図のような体制で行えるよう組織化を図ります。



組織化された支え合いの会

NO	団体名	地区名	設立年月
1	すのまた支え合いの会	墨俣	平成 28 年 7 月
2	うるおい生活支援の会	宇留生	平成 29 年 10 月
3	青墓支え合いの会	青墓	平成 30 年 4 月
4	あらさき支え合いの会	荒崎	平成 30 年 6 月
5	東地区支え合いの会	東	平成 30 年 9 月
6	和合支え合いの会	和合	平成 31 年 4 月
7	中川地区支え合いの会	中川	令和元年 5 月

支え合いの会のチラシ

墨俣地区「すのまた支え愛の会」

支え合い・助け合いの活動に参加しませんか？

すのまた支え愛の会

すのまた支え愛の会って？
墨俣地区の皆さんのが手でやる、支えあつもつともした懇親ごとや手伝いなど、高齢者の方々からお手伝いします。ふれあいや交流の時間を大切にしながら、自分「でやることをして」「できることをしてもらう」との「支え合い」のループをつくる活動を行なっています。

こんな支え合いがあります

- ごみ出し
- 電球交換
- 話し相手
- 買い物支援
- ちょっとした草取り
- お手伝いの手

すのまた支え愛の会専用電話
☎ 090-9919-7890

受付時間／火・木曜日（祝日を除く）の午前9時～12時
事務局／墨俣老人福祉センター内
午後相談：午後3時までにご連絡ください。

宇留生地区「うるおい生活支援の会」

うるおい生活支援の会

宇留生地区の皆さんのが日常生活で抱えている、ちょっとした困りごとなどを宇留生地区の私たちがお手伝いします。自分ができないことは助けてもらいたい。自分で出来るることは人のお手伝いをしてもらいたい。の仕組みを作る会です。

お手伝いの内容

電球交換	ごみだし	花木の水やり
清掃、整理	衣類の修理	買い物等外出支援
代読	草取り	家庭菜園のお手伝い
調理	家具等の移動	話し相手

うるおい生活支援の会専用電話
☎ 090-8077-1184

問い合わせ先
又は、宇留生地区センター 0584-92-2383
受付……月曜日～土曜日（日・祝日を除く）9時～16時
事務局 大東市片町1438宇留生地区センター片町明館

荒崎地区「あらさき支え合いの会」

あなたも支え合い活動に参加しませんか？

あらさき支え合いの会

あなたが持つものと一緒に、一緒にやるからに買ひ物に行くってくれんやろか。

最近、我が家で重いものが持てなくなってきた…でも、もう少しで出しきらんやうだわ…。

お手伝いの内容

- 買い物支援
- ゴミ出し
- 話し相手

お手伝いは、自治会長がコーディネーターまで

お手伝いの内容

- 買い物支援
- ゴミ出し
- 話し相手

支援・利用会員募集中！

活動をめざしてくらまち農業会員の方々、お手伝いしてほしい活動を始めます。ぜひ、お手伝いください。

詳しくは裏面をご覧ください。

青墓地区「青墓支え合いの会」

青墓支え合いの会

「青墓支え合いの会」を知っていますか？
「ちょっとした悩み事や困りごと」のお手伝いをします。
触れ合いや交流の時間を大切にしながら、「できないこと」を手伝ってもらう「支え合い」の会です。

買い物代行 ゴミ出し 屋外の掃除・整理

大塚古墳 美濃国分寺の紅葉 青墓地区センター

お問い合わせは各自治会長まで

東地区「東地区支え合いの会」



和合地区「和合支えあいの会」



中川地区「中川地区支え合いの会のご案内」



〇〇支え合いの会規約（モデル）

（名 称）

第1条 本会は、「〇〇支え合いの会」と称します。

（目 的）

第2条 本会は、〇〇地区の高齢者の方などが抱える日常生活の困りごとに対し『、ちよっとしたお手伝い』を通じて、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援することと、その活動 を通して地区住民の意識醸成を図り、地域の支え合う

『福祉力』を高めていくことを目的とします。

（事務局）

第3条 本会は、〇〇〇〇〇〇〇〇内（大垣市〇〇町〇番地） 電話：〇－〇〇）
に事務局を置きます。

（事 業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、地区社会福祉推進協議会等と協働し、次の事業を行います。

- (1) 住民に活動のPRをし、生活支援活動に関わる人材を育成します。
- (2) 生活支援活動を実施します。
- (3) 生活支援コーディネーター（以下、コーディネーター）を配置し、依頼者と支援者との調整を行います。
- (4) 必要に応じ会員を招集し、会員間の交流を図ります。
- (5) その他、地区社協事業に協力し地域福祉活動事業を実施します。

（構 成）

第5条 本会は、会の目的に賛同する次の者で構成します。

- (1) 支援者は、支援会員として、「〇〇支え合いの会」会員登録票に登録した者とします。
- (2) 依頼者は、利用会員として、「〇〇支え合いの会」会員登録票に登録した者とします。
- (3) 会員登録は、本条1項2項のそれぞれに登録することができます。

（役 員）

第6条 本会に、会長1名・副会長2名・会計1名・書記1名を置きます。役員は代表者会議の互選により選出します。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とします。

（会 議）

第8条 本会の会議は、代表者会・役員会とします。

2 会長は、運営に関わる基本的な事項を審議し決定するため、年一回以上代表者会を開催します。会は、自治会長もしくは各自治会コーディネーター等で構成します。

3 役員会は会長が必要と認めたときに開催します。

4 代表者会及び役員会の議長は、会長が務めます。

(会 計)

第9条 本会の会計は、会費及び地区社協補助金、その他の収入をもって充てます。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(規約の改正)

第10条 規約の改正は、代表者会議の出席者の過半数の賛同をもって行うものとします。

附 則 この規約は令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行します。

〇〇支え合いの会 活動の手引き（モデル）

〇〇支え合いの会
事務局：〇〇〇〇〇〇〇内

◇活動の目的

本会は、〇〇地区の高齢者の方などが抱える日常生活の困りごとに対し、『ちょっとしたお手伝い』を通じて、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援することと、その活動を通して地区住民の意識醸成を図り、地域の支え合う『福祉力』を高めていくことを目的とします。

◇活動の内容

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------|
| ①屋内外の清掃 | ②物の整理・整頓 | ③ゴミ出し |
| ④電球などの交換 | ⑤家具の移動 | ⑥簡単な草取り |
| ⑦散歩・買い物など外出の付き添い | ⑧話し相手 | ⑨囲碁・将棋などの相手 |
| ⑩その他（要相談） | ※原則、1時間以内の活動とします。 | |

◇対象者について

〇〇地区の方で、活動の目的に賛同し、「〇〇支え合いの会」会員登録票【様式1】に登録された方です。支援者は「支援会員」、依頼者は「利用会員」といいます。

◇役割

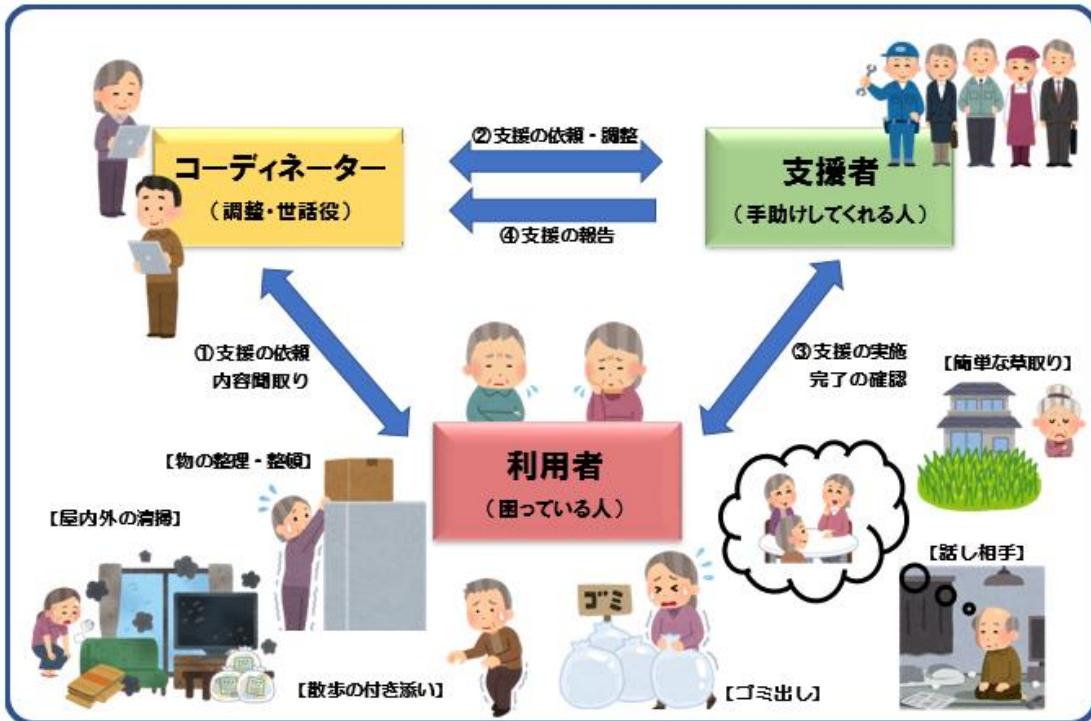
注) 後に記載の「◇活動のルール」もご参照ください。

- 生活支援（各自治会）コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）の役割
- ・利用会員の相談、依頼内容を確認し、必要な人数（支援会員）、必要なものなど（原則利用会員が用意）を検討します。
 - ・支援活動前に内容に応じ、事前に活動場所の状況を把握します。
 - ・各支援会員の活動を把握し、担当する支援会員を調整します。
 - ・必要に応じて、他の関係機関やサービスにつなげます。

○支援会員の役割

- ・自治会にある困りごとや悩みごとにできる範囲で応えます。
- ・気になることはコーディネーターに連絡してください。
- ・本活動の輪を広げるため、活動の紹介や各団体と協力します。

◇活動のイメージ



◇活動の心構え

- ・家族や隣人など、もともとある本人を取り巻く支え合いの関係を崩しません。
- ・会員がお互いに話し合い、協力して活動を行います。(定期的な検討・交流の開催)
- ・必要に応じ、市社協や関係機関などの専門職と連携します。
- ・活動中に知り得た情報については秘密保持に徹します。
- ・無理はせず、活動での悩みごとは、ひとりで抱えこまず会員等で共有します。
- ・活動は、ふれあい重視であり、作業優先ではありません。交流と信頼関係づくりを大切にします。その旨を会員が理解し、気持ち良い活動になるよう実施します。
- ・活動の要望については否定的にならず、まずは傾聴する姿勢で実施します。

◇活動のルール

- ・本人ができること、身内ができること、公的サービス、既存のサービス等で対応できるものは対象外とします。
- ・原則、自治会内での活動とし、調整が難しい場合は地区内での対応も行います。
- ・活動は原則、1時間以内とします。
- ・受付は原則、土・日曜日及び祝祭日を除く午前8時から午後8時とします。
- ・活動は原則、午前9時から午後4時とします。
- ・車による支援活動は行いません。
- ・危険を伴う活動はしません。(自然災害含む)
- ・保険に加入します。但し、車のトラブルは保険適用外です。
- ・屋内の活動は2名以上での対応とします。

◇活動にかかる料金

- ・活動は有償とします。また、活動に必要な物品等の費用は原則、利用会員の負担とします。
- ・利用会員は、事前に各自治会コーディネーターからチケット（10枚綴り1,000円）を購入します。
- ・支援会員1名につき、30分100円の料金が発生します。
- ・支払いはチケットで行い、活動は30分単位です。30分未満の活動は繰り上げとなります。
- ・移動をともなうお手伝いの場合（原則、徒歩及び自転車で対応できる距離）は、公共交通機関を利用します。その場合の交通費も利用会員が負担するものとします。

◇その他

活動については、代表者会議で定期的に話し合いを行います。

◇様式（別紙）

- ・○○支え合いの会規約
- ・○○支え合いの会 会員登録票・・・【様式1】
- ・○○支え合いの会 活動記録カード・・・【様式2】

○○支え合いの会 利用・活動の流れ

利用会員からの支援活動の依頼（コーディネーターによる受付）



コーディネーターによる活動内容の確認、会で対応可否及び支援会員の調整、利用会員への回答（【様式2】内、「活動依頼票」を記載）



支援活動実施



活動完了後、支援会員は【様式2】内、「活動確認票」に必要事項を記載、利用会員の捺印かサインをもらう。



支援会員はコーディネーターに活動完了の報告及び【様式2】を提出



事務局で【様式2】を保管

(16) 令和6年度地区社会福祉推進協議会 概要

(令和7年4月1日現在)

地区	概 要								
	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率	自治会数	民生児童委員	福祉推進委員	見守り対象者	緊急連絡のてびき
興文	8,640人	3,747世帯	2,261人	26.1%	54 自治会	21人	57人	190人	184人
東	4,841人	2,365世帯	1,723人	35.5%	28 自治会	20人	37人	247人	167人
西	11,902人	5,683世帯	3,564人	29.9%	29 自治会	26人	65人	255人	320人
南	5,026人	2,452世帯	1,816人	36.1%	28 自治会	21人	34人	210人	208人
北	15,352人	7,239世帯	4,274人	27.8%	55 自治会	37人	95人	379人	438人
日新	3,963人	1,738世帯	1,514人	38.2%	16 自治会	11人	31人	139人	123人
安井	13,948人	6,594世帯	3,150人	22.5%	21 自治会	25人	37人	208人	186人
宇留生	8,824人	3,889世帯	2,561人	29%	26 自治会	19人	45人	402人	219人
静里	7,256人	3,186世帯	2,053人	28.2%	14 自治会	13人	41人	198人	199人
綾里	2,908人	1,187世帯	1,030人	35.4%	15 自治会	6人	27人	92人	51人
江東	8,884人	4,057世帯	2,394人	26.9%	20 自治会	16人	39人	139人	151人
川並	3,128人	1,340世帯	1,104人	35.2%	10 自治会	9人	22人	74人	63人
中川	12,927人	5,698世帯	3,449人	26.6%	19 自治会	23人	71人	271人	289人
和合	5,723人	2,572世帯	1,385人	24.2%	8 自治会	13人	24人	106人	93人
三城	13,784人	5,992世帯	3,154人	22.8%	37 自治会	26人	46人	278人	272人
荒崎	5,743人	2,605世帯	1,634人	28.4%	12 自治会	15人	33人	212人	158人
赤坂	7,383人	3,024世帯	2,289人	31.0%	22 自治会	18人	50人	276人	287人
青墓	6,940人	2,911世帯	2,101人	30.2%	13 自治会	16人	39人	151人	146人
上石津	4,717人	1,948世帯	1,990人	42.1%	40 自治会	20人	48人	735人	178人
墨俣	4,599人	1,856世帯	1,396人	30.3%	22 自治会	11人	30人	146人	107人

※民生児童委員は、主任児童委員を含んだ人数を記載しています。

(令和7年4月1日現在)

地区	役員数・組織							令和6年度 総事業費 (予算)
	構成人数	設置部会（委員会）						
興文	27人	総務	福祉・ボランティア	環境	広報	地域支援ネットワーク	防災士ネットワーク	2,289,342円
東	53人	総務・広報	福祉	環境安全	スポーツ健康	地域支援ネットワーク		3,217,780円
西	73人	総務	福祉健康	環境	広報	ボランティア		5,624,835円
南	48人	総務	福祉・ボランティア	環境	広報	地域支援ネットワーク		3,132,000円
北	78人	総務	福祉・ボランティア	環境浄化	広報	地域支援ネットワーク		4,566,700円
日新	41人	総務	福祉	環境	地域支援	地域支援ネットワーク		2,075,625円
安井	38人	総務	福祉・ボランティア	環境	広報	地域支援ネットワーク		5,815,215円
宇留生	28人	総務	福祉	環境	広報	地域支援ネットワーク		4,106,600円
静里	38人	総合企画	生きいき	環境	広報	青少年育成	支援ネットワーク 推進静里会議	3,912,631円
綾里	43人	総務	福祉	文化啓発	まちづくり	健康づくり	地域支援ネットワーク	1,059,430円
江東	47人	総務・広報	福祉	環境	地域支援ネットワーク			3,111,000円
川並	38人	総務・広報	福祉・ボランティア	環境	地域支援ネットワーク			5,040,000円
中川	45人	総務	福祉	環境	広報	地域支援ネットワーク		5,373,085円
和合	56人	総務	福祉	環境	広報	地域支援ネットワーク		3,756,336円
三城	54人	総務	福祉	環境	広報	女性	地域支援ネットワーク	3,701,657円
荒崎	37人	総務	福祉 (ボランティア)	教育	広報	体育	地域支援ネットワーク	4,115,753円
赤坂	75人	総務	福祉	環境	広報	役員会	地域支援ネットワーク	4,312,400円
青墓	52人	総務	福祉	環境	広報	地域支援ネットワーク		4,281,758円
上石津	37人	総務	福祉	環境	広報	地域支援ネットワーク		2,200,000円
墨俣	50人	総務・広報	福祉	環境	地域支援ネットワーク			2,517,678円

※民生児童委員は、主任児童委員を含んだ人数を記載しています。

8 地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会

高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続しておくことができるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービスや多様な支援を提供することができる環境を整備していくために、包括的支援事業を地域において一体的に実施する中核的機関としての役割を果たします。

●事業内容

1. 総合相談支援

高齢者やその家族、地域住民の方などから、様々な相談を受けて、訪問・電話等の方法で、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスにつなぎます。

2. 権利擁護

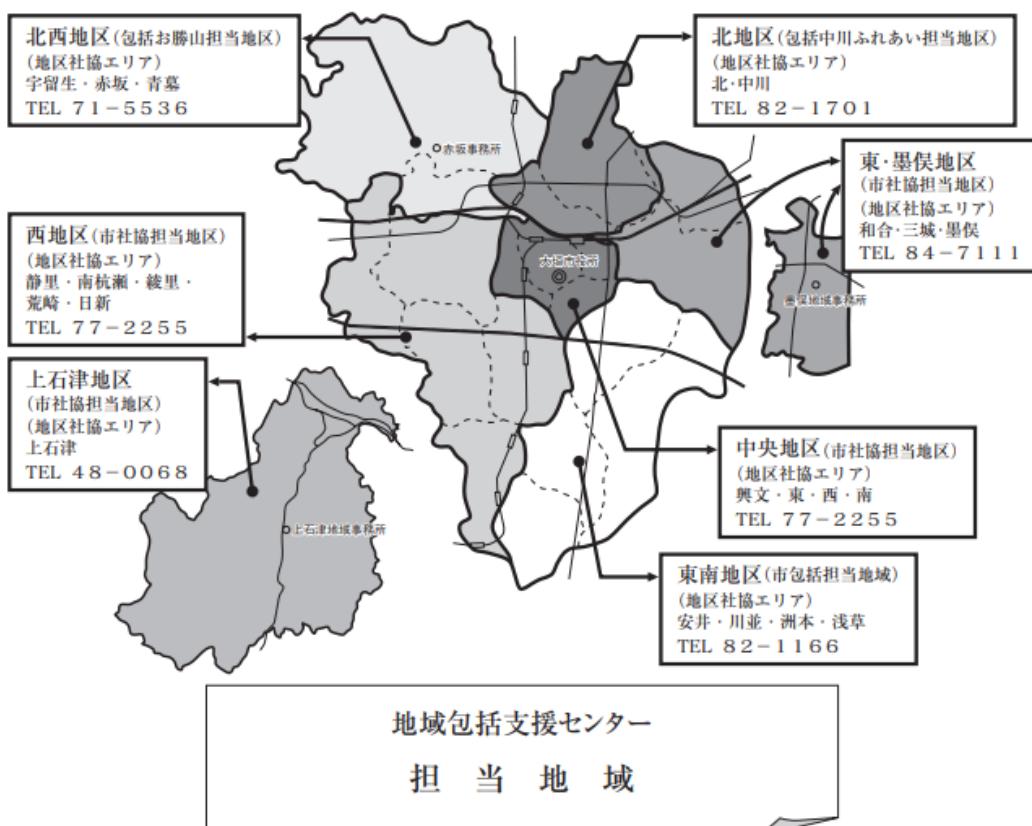
高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用などにより、高齢者の方々の権利を守ります。

3. 介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、自立した生活が送れるよう適切な介護予防サービスの利用等の支援をします。必要に応じて「介護予防サービス・支援計画表」を作成し、効果的なサービス実施のために評価を行います。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の方々の心身の状態やその変化に合わせて、とぎれることなく必要なサービスが提供できるように、ケアマネジャーへの支援や助言、医療機関や地域の関係機関との連携などを行います。



9 認知症初期集中支援推進事業 TEL：84-7555

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう に、医療と介護の専門職がチーム（認知症初期集中支援チーム）となり、認知症の人やその家族に 早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援を行います。

●活動内容

支援チームが認知症と疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、自立生活 のサポートを行います。本人、家族の気持ちを大切にし、地域の関係機関と連携、情報共有しながら一緒に支援していきます。

10 大垣市総合在宅介護支援センター TEL：77-2255

要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対して、在宅介護・生活支援・介護予防・日常生活等についての総合的な相談支援業務を行い、要援護高齢者等のニーズ に対応した各種の保健福祉サービスが総合的に利用できるよう関係機関と連絡調整し、自己決定の 支援をすることにより、高齢者等の自立ならびに生活の質の向上を図ります。

●事業内容

- 1 保健福祉サービスの情報提供、啓発
 - (1)介護予防教室「はじめの一歩」の開催

11 日常生活自立支援事業 TEL：75-0014

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で 安心して、自立した生活が送れるよう、お手伝いします。

ご利用にあたってはご本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助をはじめ、日常的金銭管 理サービス、書類等預かりサービスを通して日常生活をサポートします。

●事業内容

- 1 福祉サービス利用援助
- 2 日常的金銭管理サービス
- 3 書類等預かりサービス

●利用料

福祉サービス利用援助	1時間あたり
日常的金銭管理サービス	1,200円
書類等預かりサービス	1か月あたり
	500円

I 2 生活困窮者自立相談支援事業

大垣市生活支援相談センター TEL 75-0014

●目的

大垣市生活支援相談センターは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活の悩みや経済的な困りごとを抱えておられる方、困っているが、どこに相談してよいか分からぬ方の相談支援を目的としています。

●対象

大垣市在住で、経済的に不安定で、就労等による自立に向けた支援を希望される方。

※生活保護受給者は、この事業の支援対象にはなりません。

●内容

相談支援員が対応し、生活の悩みや経済的な困りごと、就労の相談に応じます。

継続的な支援が必要と判断した場合は、相談者の自立した生活に向け、ご希望を取り入れながら支援計画を作成します。

●開設場所・日時

場所：大垣市総合福祉会館 1階 大垣市社会福祉協議会

「大垣市生活支援相談センター」

日時：月曜日～金曜日 8：30～17：15

I 3 超短時間雇用創出事業【新規】

●目的

長時間働くことが困難な方を対象に、人手が不足している企業と短時間で働きたい求職者をマッチングし、新たな雇用・労働モデルを創出することを目的としています。

●対象

大垣市在住で、障がいやひきこもり、疾病、その他のさまざまな課題を抱え、長時間働くことが困難で短時間の就労を希望している方。

●開設場所・日時

場所：大垣市総合福祉会館 1階（大垣市馬場町 124）

日時：月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 8：30～17：15

TEL：75-0014 FAX：71-7533

I 4 生活支援体制整備事業

●生活支援コーディネーターの配置

介護保険法に基づき、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の充実と、生活支援サービスの提供体制の構築のため、「生活支援コーディネーター」を配置し、市区域、日常生活圏域／中学校区等における資源開発（サービスの創出等）、ネットワーク構築（関係機関の情報共有、サービス提供主体間の連携体制づくり等）を行います。

また、生活支援体制整備事業に向けて、多様な提供主体との定期的な情報共有・連携、協働による体制整備の推進を目的に「協議体」を設置します。

I 5 在宅福祉サービス事業

(1) 指定居宅介護支援事業所

大垣市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
大垣市今宿5-1-4
TEL: 75-3308

上石津居宅介護支援事業所
大垣市上石津町牧田4690-2
TEL: 48-0062



在宅福祉サービスの拠点

「在宅福祉サービスステーション」

●事業内容

1 要支援・要介護認定申請の代行

介護保険のサービスを受けるためには、大垣市に「要支援・要介護認定」の申請を行い、「要支援・要介護認定」を受ける必要があります。

居宅介護支援事業所では、ご希望により要支援・要介護認定申請の代行を行います。

2 介護（介護予防）サービス計画の作成

要介護認定者やご家族の希望を尊重して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅介護サービス事業者【訪問介護（ホームヘルパー派遣）、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）などを行っている事業者】と連絡調整し、介護（介護予防）サービスの利用計画をつくります。

介護支援専門員は、定期的に家庭を訪問し、継続した介護（介護予防）サービス計画を作成し、いろいろなご相談に応じます。

入所が必要となられた場合は介護保険施設等の紹介も行います。

●営業日

月～金（祝日・祭日、年末年始は除きます）

●営業時間 8:30～17:15

(2) 特定障がい者相談支援事業所

（指定特定相談支援・指定障がい児相談支援）

大垣市社会福祉協議会障がい者相談支援事業所

大垣市今宿5-1-4 TEL: 84-7088

障がいのある方やご家族など、障がい福祉サービスの利用を希望している方にお話を伺い、ご希望やニーズに合わせてサービス等利用計画と一緒に考えます。

また、障がい福祉に関するさまざまな内容について、障がいのある方やご家族からの相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、市町村及び障がい福祉サービス事業所等の関係機関との連絡調整などを行います。

●事業内容

1) サービス利用支援

障がいのある方のご希望や目標を伺いながら、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後に各福祉サービス事業所と会議、連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します

2) 継続サービス利用支援

定期的に障がい福祉サービスや地域相談支援の利用状況の確認を行います（モニタリング）。必要に応じてサービス等利用計画の見直しを行い、福祉サービス事業所等と連絡調整を行います。

●営業日

月～金（祝日、祭日、年末年始は除きます）

●営業時間

8：30～17：15

（3）訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー室

大垣市今宿5-1-4

TEL：75-3303

ホームヘルパー室・上石津出張所

大垣市上石津町牧田4690-2

TEL：48-0061

ホームヘルプサービスは、介護保険で「要支援・要介護認定」を受けた高齢者や、障がい福祉サービスで「受給者証の認定」を受けた障がい者に対し、自宅において自立した生活が継続できるようにホームヘルパーが日常生活上の支援を行うことを目的としています。

●営業日 毎日（総合事業は月～金）

●営業時間 6：00～22：00

（総合事業は8：00～18：00）

（相談に応じて深夜帯も対応可）

●利用料金 ◇介護保険サービス：厚生労働大臣が定める額の1割～3割負担

◇障がい福祉サービス：厚生労働大臣が定める額の原則1割負担

※詳細はお問い合わせください

●ホームヘルプサービスの利用について

・介護保険制度、大垣市介護予防・日常生活支援総合事業でサービスを利用するためには「要支援・要介護認定」もしくは「チェックリストによる判定」と「居宅サービス計画書」が必要です。

※居宅サービス計画書の作成は、指定居宅介護支援事業所で行っています。

●サービスの内容

ホームヘルパーの行うサービスは、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとし

ます。

1 身体の介護に関するこ

- (1) 食事の介護
- (2) 排泄の介護
- (3) 衣類着脱の介護
- (4) 入浴の介護
- (5) 身体の清拭、洗髪
- (6) その他必要な身体の介護

2 家事に関するこ (対象者は単身者等)

- (1) 調理
 - (2) 衣類の洗濯、補修
 - (3) 住居等の掃除、整理整頓
 - (4) 生活必需品の買物
 - (5) その他必要な家事
- 3 相談、助言に関するこ
- 4 障がいの方への移動支援サービス
- 5 視覚障がいの方への同行援護サービス



(4)訪問看護サービス

大垣市今宿5-1-4

TEL：81-3337

在宅療養者の保健衛生の向上と福祉の増進を図るため、主治医（かかりつけ医師）の指示に基づき、療養者の在宅における療養生活を支援し、必要な看護及び指導を行うことを目的としています。

●訪問看護サービスの利用について

訪問看護を利用できる方は次のとおりです。乳幼児から高齢者の方まで年齢に関係なく、利用できます。ただし、いずれも大垣市・輪之内・養老・神戸・安八町在住で主治医（かかりつけ医師）の診療により、訪問看護が必要であると認められた方です。

1) 介護保険の訪問看護の利用者（介護保険からの給付）

介護保険の被保険者であって「要支援・要介護認定」を受け「介護サービス」計画を作成された方

2) 後期高齢者医療制度の訪問看護の利用者（後期高齢者医療制度からの給付）

病気やけが等によって、家庭において療養を受ける状態の後期高齢者医療制度対象者
(介護保険給付対象の訪問看護を受ける方を除く)

3) 1)、2)以外の方（医療保険からの給付）疾病、負傷等により、居宅において継続して療養を受ける状態にある方

4) 医療的ケアの必要な障がい児における学校への訪問（大垣市委託事業）

●サービスの内容

訪問看護は、主治医（かかりつけ医師）の指示書に基づき、サービスを提供します。

1) 療養上の看護ケア

食事（栄養）の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助（清拭等）、ターミナルケア

2) 診療の補助

褥瘡の処置、吸入・吸引、カテーテル管理、胃ろう・ストーマの管理、人工呼吸器の管理、医師の指示に基づく、点滴・注射等の医療処置

3) リハビリテーションに関すること

4) 家族支援に関すること

家族への療養上の指導、相談



◆営業日

月曜日～金曜日

(祝日・祭日、年末年始は除きます。)

◆営業時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※夜間や休日に体調が急変した場合、終末ケアなど 24 時間、連絡・相談ができる体制を整えています。

◆利用料

○介護保険適用の方

利用料の 1 割～3 割負担

○医療保険受給者の方

各種保険の種類により異なります。

※このほかに、別途利用料がかかります。詳しくは契約時にご説明いたします。

(5) 通所介護サービス

上石津デイサービスセンター

大垣市上石津町牧田 4690-2 TEL: 48-0061

墨俣デイサービスセンター

大垣市墨俣町墨俣 1141-1 TEL: 62-3184

高齢になり、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送りたいという想いを支えることや家族の介護支援も図ることを目的としています。

〈上石津デイサービスセンター〉

●営業日

月曜～土曜 (12/31～1/3を除く)

●サービス提供時間

9:30～16:30

●利用定員 1 日あたり 30 名

●実施地域 大垣市



〈墨俣デイサービスセンター〉

●営業日

月曜～土曜（12/31～1/3を除く）

●サービス提供時間

9：30～16：30

●利用定員 1日あたり25名

●実施地域 大垣市、安八町、瑞穂市



●サービスの内容（全て共通）

- ・日常動作訓練
- ・介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等の援助）
- ・入浴介助
- ・食事の提供・その他法令で定められた業務

●通所介護サービスの利用について

- ・介護保険制度でサービスを利用するためには「要支援・要介護認定」が必要です。
- ・介護保険制度でサービスを利用するためには「居宅サービス計画書」の事前の作成が必要です。
- ・計画の作成は指定居宅介護支援事業所で行っています。

●利用料金

厚生労働大臣が定める額の1割～3割

I 6 障がい者福祉サービス

(1)障害者相談支援事業 TEL: 75-0183

大垣市社会福祉協議会では、在宅の障がい者の方々が地域において、より活発に生活を営んでいくために「相談支援事業」に取り組んでいます。在宅の障がい者の方々の自立と社会参加を推進するために、障がい者自らが相談役（ピアカウンセリング）となつて行う相談事業を中心に、障がい者の社会参加、生きがい事業を実施します。

●相談窓口

- 1 障がい者生活支援センター
- 2 障害者団体連絡協議会事務室

●利用対象者

大垣市において生活支援を必要とする障がい者及びその家族

●相談内容

- 1 障害者総合支援法に関すること
- 2 在宅福祉サービス利用に関すること
- 3 住宅環境整備に関すること
- 4 就労・福祉施設に関すること
- 5 地域の福祉制度に関すること
- 6 保健医療サービス（専門機関）の利用等

●生きがい事業内容

健康講座、手芸教室、陶芸教室等

(2)障害者社会参加促進事業

ノーマライゼーション（障がいのある人も、家庭や地域で通常の生活ができる社会づくり）の理念の実現に向けて、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、スポーツ大会等の開催、ボランティア育成などの事業を行っています。

●事業内容

1 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者の生活に関連する福祉制度などについて学び、手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成しています。

2 点訳講習会・音訳講習会

視覚障がい者の生活に関連する福祉制度などについて学び、点訳または音訳に必要な技術を習得した、点訳・音訳ボランティアの育成を行っています。

3 重度障害者パソコンアシスト事業の開催

重度の障がい者を対象とした、入力装置の相談、訪問指導等を行っています。

4 スポーツ振興支援事業

各種スポーツ教室（グラウンドゴルフ、フライングディスク等）やスポーツ大会（グラウンドゴルフ、ボウリング等）を通じ、障がい者福祉の増進に資することを目的に実施しています。

(3)障害者意思疎通支援事業 FAX：71-7533

聴覚障がい者、言語機能障がい者の社会参加活動等におけるコミュニケーション、意思伝達を円滑に行うために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣を行っています。

●事業内容

1 手話通訳者等派遣事業

2 要約筆記者等派遣事業

(4)障害者就労相談支援事業 TEL：78-8186

就労を希望する障がい者等からの相談に応じ、就労にかかる必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等、必要な支援を行うことによって、障がい者の社会参加の促進を図り、もって、障がい者が自立した日常生活、安定した社会生活を営むことができるよう事業を実施します。

●相談窓口

障がい者就労支援センター

●対象

- ・大垣市に在住の就労を希望される障がい者（身体・知的・精神・その他）及びその家族
- ・障がい者雇用について検討している、または現在雇用している企業等

●事業内容

- 1 障がい者の就労に関する相談支援（電話・来所・訪問）
- 2 企業や団体を訪問（個別の障がい者の仕事内容等について協議）
- 3 職場定着に向けた支援（企業訪問等）

(5)共同生活援助・短期入所

大垣市犬ヶ渕町字中沼 170-1

TEL: 73-5773

〈かわなみホーム〉

入居者が、地域において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排泄又は食事の支援、相談その他の日常生活上の援助を行います。

●施設概要

1棟目：入居者用居室8室	体験利用1室
2棟目：入居者用居室10室	短期入所2室

共同のリビング、ダイニングとキッチン、男女別の浴室、トイレ、管理人室等を配置しています。

入居者は、日中は通所サービス（かわなみ作業所）を利用し、夕方からホームで生活します。世話人、生活支援員が日常生活の支援にあたります。一人ひとりの生き方を尊重すると共に、共同生活の場としてのルール、地域生活のルールを大切にしながら、安心して普通の暮らしができるよう支援します。

また、将来自立した生活をめざし、また家族からの支援が困難になった時に、グループホーム利用ができるように、体験利用・短期入所の受け入れをしています。

●定員

1棟目：9名（内1名は、体験利用）	2棟目：10名（内2名は、短期入所）
-------------------	--------------------



かわなみホーム外観（1棟目）



かわなみホーム外観（2棟目）

17 ボランティア活動

ボランティア活動とは、誰もが心豊かに暮らしていける地域社会になるよう、身近なところで、自分にできることを考え、自分の意志で行う活動です。

ボランティアという言葉の語源は「自由意志」を意味するラテン語「voluntas(ボランタス)」で、「自分のしたいという意志が大切で、喜んでする活動」という意味です。

何かできることはないかな？

誰でも困った人を助け、自分が困ったときには助けてもらいますよね。そんな気持ちで、できることを探してみてください。

日々の暮らしのなかで、自分の好きなことや関心のあること、放っておけないことなど、自分にできることから楽しく始めてみませんか？

私たちのまちは、私たち自身の手で創っていきましょう。

あなたが主役！

ボランティア活動を通して、多くの人と出会うことで、人脈や視野が広がり、知識や知見、物事に対する考え方方が深まるなどの学びがあります。

また、あなたが暮らすまちが、誰にとってもその人らしく暮らしていけるまちなのかを考えるきっかけにもなります。

ボランティア活動を通じて、あなた自身の人生を輝かせましょう。

4つの原則

・自主性.主体性

他から強制されるのではなく、自分の意志で積極的に行う活動

・社会性.連帯性

誰もが安心して豊かに暮らしていけるように、お互いに支え合い、学び合う活動

・創造性.先駆性

今、社会では何が必要とされているのかを考えながら、よりよい社会を自分たちで創る活動

・無償性 無給性

報酬を求める活動ではなく、お金では得られない様々な方との出会いや感動、喜びを得る活動

4つの心構え

・身近なことから無理なく続けよう

まずは、身のまわりの小さなことから始めましょう。また、ささやかな活動でも、細く長く継続することに意義があります。

・相手の気持ちになって考えよう

活動には相手があります。相手が何を求めているのか、相手の気持ちになって活動しましょう。

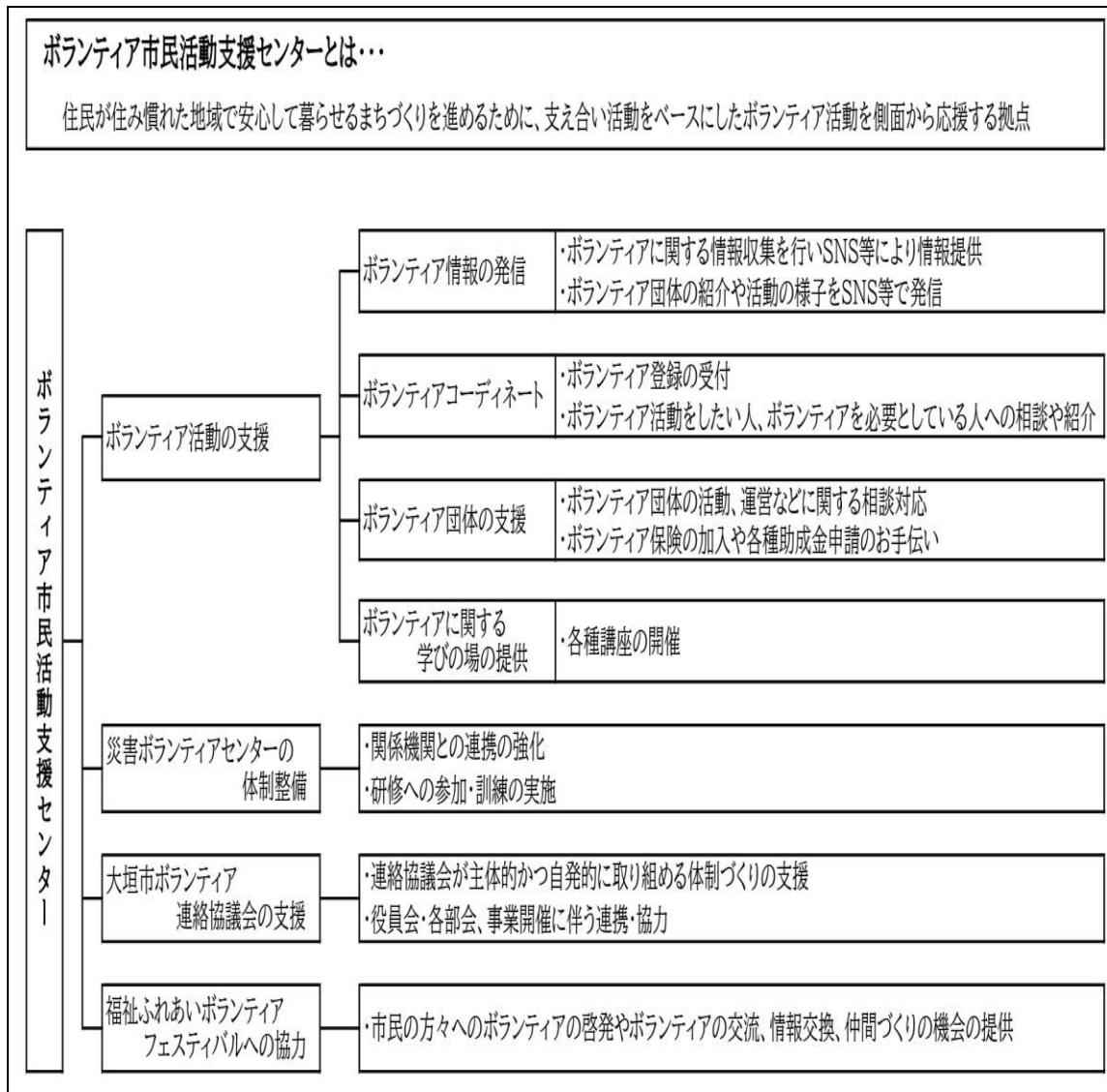
・約束や秘密は守ろう

活動で得た個人情報は他言せず、相手との信頼関係を築きましょう。

・家族や周囲の理解を得て活動しよう

家族などの理解や支えがあって活動が続けられることに感謝しましょう。

(1) 大垣市ボランティア市民活動支援センター



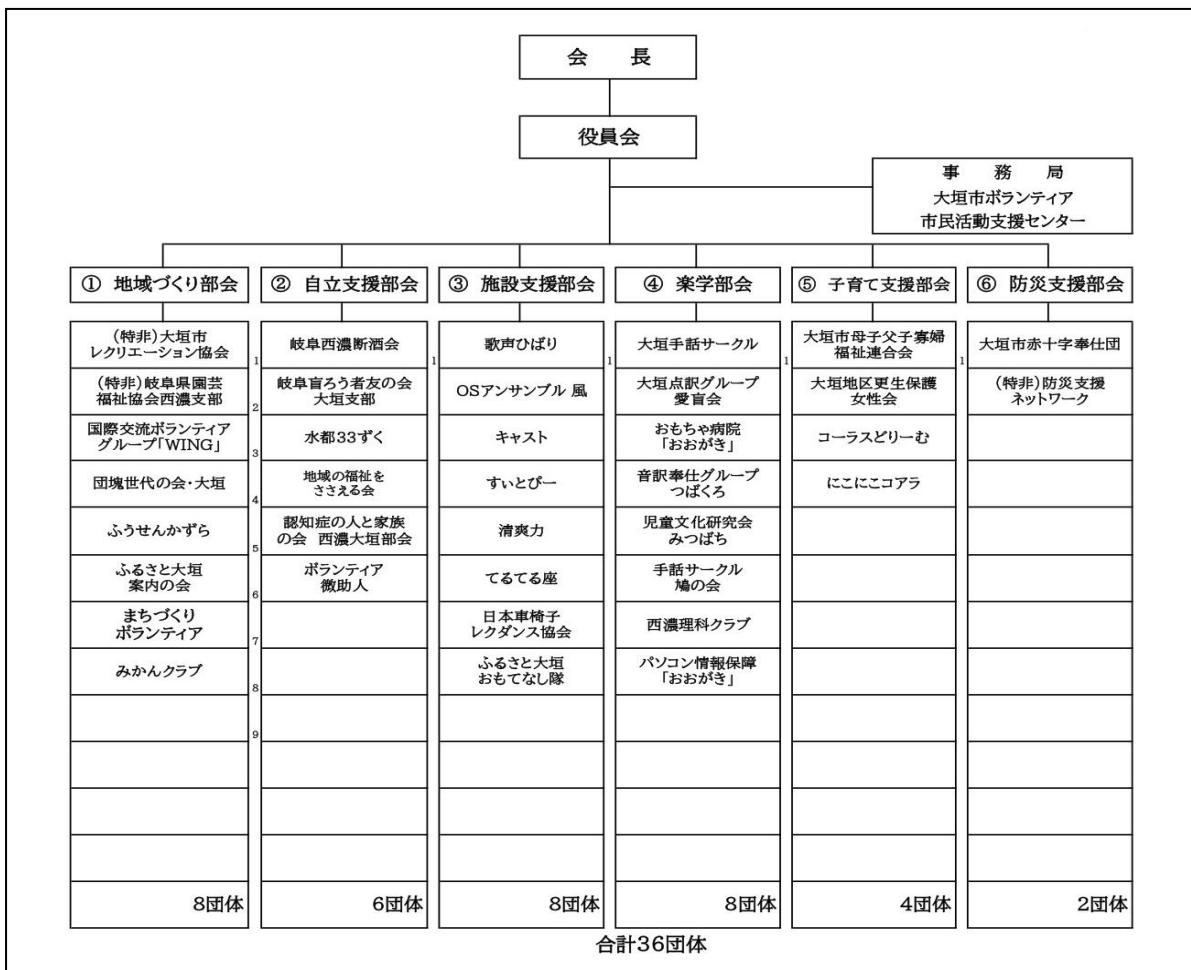
大垣市ボランティア市民活動支援センター
マスコットキャラクター「あいちゃん」

(2) 大垣市ボランティア連絡協議会

大垣市ボランティア連絡協議会（以下ボラ連）は、各ボランティア団体の活動の充実を図り、ボランティア相互のつながりを強化するために、平成17年10月29日に設立されました。

ボラ連は、ボランティア団体の活動内容や目的によって、6つの部会（地域づくり部会・自立支援部会・施設支援部会・楽学部会・子育て支援部会・防災支援部会）に分かれており、定期的に部会が開催されています。部会では、情報交換や勉強会などを行い、相互の連携を深めています。

○組織図



部会の特性

- ① 幅広くまちづくりに関わる支援活動をしている団体が加入する部会。
- ② 高齢者・障がい者等の自立に向け支援活動をしている団体が加入する部会。
- ③ 高齢者、障がい者に対しての支援活動、及び地域のイベント等へ参加している団体が加入する部会。
- ④ 手話・点訳・音訳・人形劇など技術を用いて支援活動をしている団体が加入する部会。
- ⑤ 乳幼児、児童、生徒及びその保護者等の支援活動をしている団体が加入する部会。
- ⑥ 災害発生時に対応できるような事前活動（予防・防災啓発）や災害救援活動に協力する団体が加入する部会。

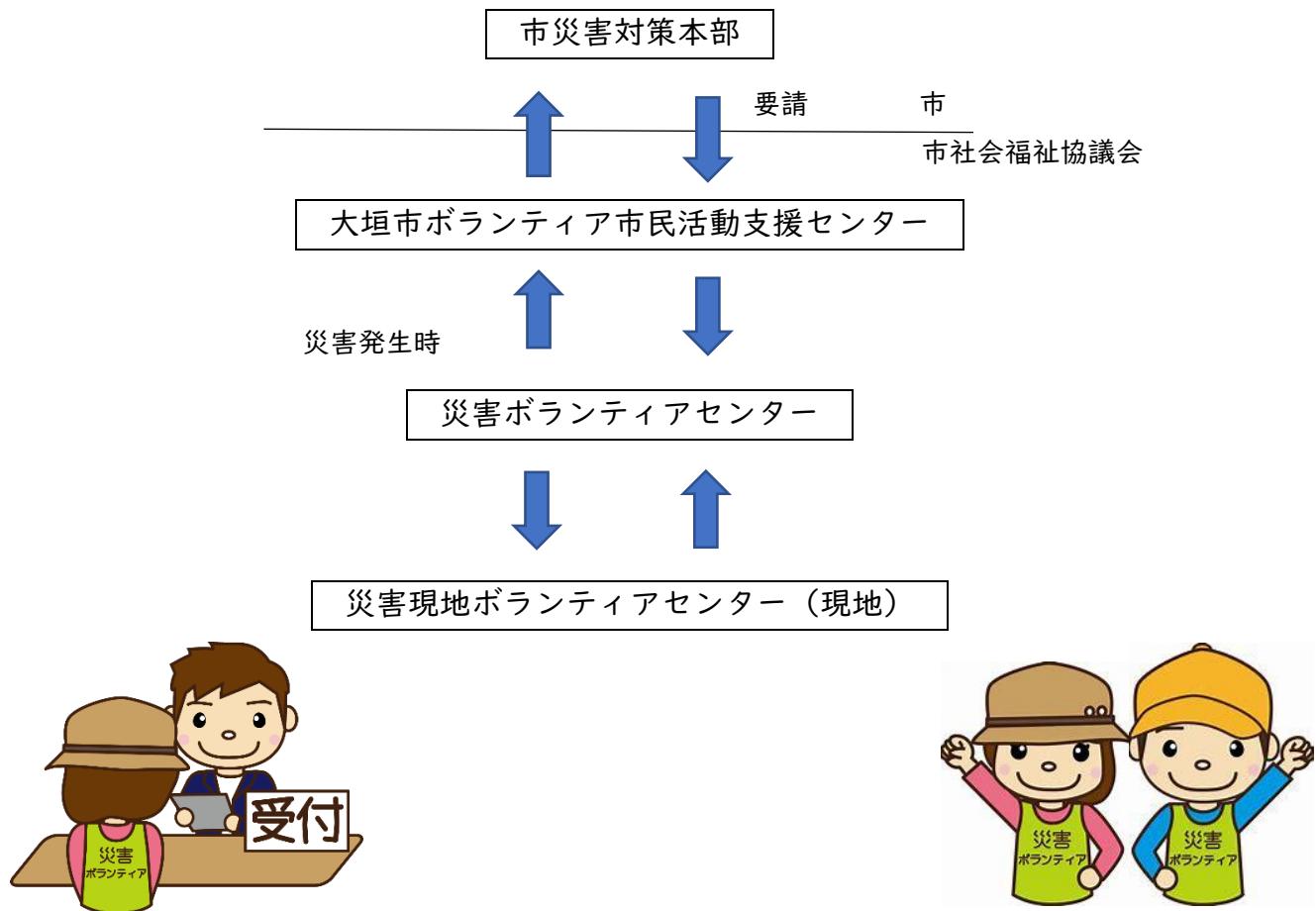
部会の活動

- 1 登録団体相互の連携と情報を共有するため部会を隨時開催する。
- 2 大垣市ボランティア市民活動支援センターに寄せられた情報を、必要とする団体に的確に届けるため部会を活用して提供する。
高齢者や障がい者に対する支援だけでなく、ボランティア活動をしたい方、興味のある方への支援も踏まえ、自主的な啓発活動をすすめる。
- 3 社協だよりのボランティアコーナーへの情報提供などを行う。
- 4 福祉ふれあいボランティアフェスティバルやボランティア交流会などの開催に向け必要とする活動を行う。
- 5 その他、登録団体の活動を支援する。

(3)災害ボランティアセンター

災害が発生した場合、市社協は大垣市と連携し、「災害ボランティアセンター」、「災害現地ボランティアセンター」を設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行います。災害ボランティアセンターの運営については、災害救援ボランティア活動対応マニュアルに基づいて行います。

被災地の復旧を迅速に進めるには、行政の対応だけでは限界があり、ボランティアの方々の協力が不可欠とされています。



(4)ボランティア団体

ボランティア団体は、昭和47年頃から組織が芽生えました。

ボラセンでは、ボランティアの登録制度をとっており、毎年更新していただいている。

登録団体の推移

年	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
団体数	9	23	40	21	25	36	39	40	47	45	49	52	58	58

年	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
団体数	58	46	45	58	52	52	64	57	70	67	59	74	86	87

年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
団体数	125	130	124	141	108	105	104	117	150	136	123	134	157	158

年	R1	R2	R3	R4	R5	R6
団体数	131	110	94	126	130	137

I 8 福祉協力園・福祉協力校

大垣市社会福祉協議会では、昭和53年に岐阜県社協から2校（興文・小野小学校）の福祉協力校指定を受けたのを皮切りに、独自の福祉協力校制度を設け、大垣市教育委員会の協力のもと昭和55年から市内の小・中学校を対象に福祉協力校事業を展開してきました。昭和62年からは、さらに福祉の心の育成を願い、保育園・幼稚園・高等学校にも指定の枠を広げました。令和7年現在では、市内の36園の保育園・こども園・幼稚園と38校の小・中・高等学校すべてを指定しています。

こうした福祉協力校（園）の活動は、学校内だけにとどまらず、地域にまでその枠を広げ、JRC活動・助け合い活動・施設との交流活動・高齢者との交流活動など幅広く実践されています。

福祉協力園・福祉協力校指定年一覧表

保育園		認定こども園		小学校		中学校	
園名	指定年	園名	指定年	校名	指定年	校名	指定年
西	H.3	丸ノ内	S.63	興文	S.56	興文	S.58
南	H.3	ゆりかご	H.1	東	S.58	東	S.56
安井	H.4	墨俣	H.18	西	S.57	西	S.55
すもと	H.4	牧田	H.18	南	S.55	南	S.56
時	H.18	赤坂	H.17	北	S.56	北	S.56
みそぎ	H.5	綾里	H.17	日新	S.55	江並	S.55
わかたけ	H.5	青墓	H.20	安井	S.58	赤坂	S.57
きど	H.1	日新	H.21	宇留生	S.56	西部	S.57
みのり	H.5	荒崎	H.21	静里	S.56	星和	S.60
宝林	H.4	北	H.26	綾里	S.55		
はだしっこ	H.5	三城	R.1	江東	S.58	小中一貫校	
木の花	H.18	みづづか	H.5	川並	S.56	校名	指定年
一之瀬	H.18	ながさわ	H.3	中川	S.55	上石津学園	H.18
		むつみ	S.62	小野	S.55		
		大垣ひかり	H.5	荒崎	S.57	高等学校	
		浅草ひかり ニコニコ園	H.19	赤坂	S.55	校名	指定年
		かみいしづ こどもの森	H.18	青墓	S.57	大垣北	H.3
		あおい	R.1	墨俣	H.18	大垣南	H.2
						大垣東	S.63
		幼稚園				大垣西	H.4
		園名	指定年			大垣商業	S.62
		安井	H.1			大垣工業	H.1
		川並	S.63			大垣日大	H.5
		大垣	S.62			清陵	H.5
		まこと	H.9			大垣桜	H.18
		キートス ガーデン	H.27			西濃高等 特別支援	R.4

大垣市福祉協力園・福祉協力校事業実施要綱

1 目的

福祉協力園・福祉協力校事業は、保育園・幼保園・幼稚園・小・中学校及び高等学校の園児・学童・生徒を対象としてボランティア活動や日常の身近な福祉活動を進めるなかで、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕や社会連帯の精神を養うとともに、園児・学童・生徒を通じて家庭や地域の福祉の心を深めるような教育の実践、研究を行うことを目的とする。

2 実施主体

福祉協力園・福祉協力校及び大垣市社会福祉協議会

3 事業の実施方法

- (1) 大垣市社会福祉協議会は関係機関と協議して、保育園・幼保園・幼稚園・小・中学校及び高等学校のいずれかのうちから、福祉協力校を選定する。
- (2) 指定期間は1年とする。
- (3) この事業は大垣市の福祉事務所、教育委員会、社会福祉協議会、関係機関、団体等の協力を得て実施するものとする。

4 大垣市社会福祉協議会の役割

- (1) 本事業の全体計画の策定及び総合調整に資するため、福祉協力園・福祉協力校、関係機関で構成する運営協議会を設ける。
- (2) 福祉協力園・福祉協力校と協議し、福祉活動の場の開拓と、受け入れ促進すること及びそれらに必要な連絡、調整を図る。
- (3) 関係資料の作成、情報の提供を行う。
- (4) その他必要な事業を行う。

5 福祉協力校における活動

福祉協力園・福祉協力校においては、それぞれの当該地域の実情に合わせ、概ね次のような活動を行う。

(活動の例示)

- (1) 社会福祉協議会が実施する、各種の行事に参加協力をする。
- (2) 社会福祉を理解するための学習会をする。
- (3) 地域における社会福祉の状況及び福祉問題を把握するための調査研究をする。
- (4) 社会福祉についての意識調査及び壁新聞、校内新聞の発行等啓発をする。
- (5) 校内及び地域の環境整備、清掃活動をする。
- (6) 社会福祉施設を訪問し、レクリエーションや奉仕活動を行い交流を深めるとともに、社会福祉施設の役割を理解する。
- (7) 在宅のねたきり老人、ひとり暮らし老人、重度障がい者（児）の人々を友愛訪問し、思いやりの心を育てる。
- (8) 共同募金等各種社会福祉活動に積極的に参加する。
- (9) 地域の伝統芸能及び文化を伝承するための奉仕活動をするとともに、地域の人々

との交流を深める。

(10)福祉協力校連絡会に積極的に参加し、福祉情報の交換・収集に努める。

(11)その他

6 補助金

(1)大垣市社会福祉協議会は、福祉協力校に対し指定期間中毎年2万円を補助する。

(2)大垣市社会福祉協議会は、福祉協力園に対し指定期間中毎年1万円を補助する。

(3)補助金の申請は様式第1号により毎年5月末日までに大垣市社会福祉協議会長に提出する。

7 実績等の報告

(1)補助金の実績報告については、3月31日までに、清算書を添付のうえ大垣市社会福祉協議会長へ報告する。

(附則)

- ・昭和55年4月1日から施行する。
- ・平成16年4月1日から施行する。
- ・平成18年4月1日から施行する。
- ・平成20年4月1日から施行する。
- ・平成27年4月1日から施行する。

| 9 指定管理施設

(1) 障害福祉サービス事業所

大垣市立かわなみ作業所

定 員 指定生活介護 65名
指定就労継続支援B型 35名
住 所 大垣市古宮町1537
電 話 0584-89-1021
FAX 0584-89-6671



【運営理念】

自立……日常生活、社会生活の自立をめざします。

共生……人々が互いに助け合い、共に生きることをめざします。

【運営の方針】

生活介護

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労継続支援B型

通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まつた方は、一般就労等への移行に向けて支援します。

【作業内容】

受託作業

- ・各種紙加工
- ・紙袋ひも通し
- ・部品組立
- ・パソコンの解体
- ・公園清掃
- ・市場清掃
- ・各種製品袋詰め など

自主製品製作業

- ・食品加工（かすてら、かりんとう、フィナンシェの製造販売）
- ・農作業（季節野菜）
- ・育苗（花の苗、野菜の苗）
- ・縫製（ぞうきん）
- ・手芸（あむあむ座布団、くみひもキーホルダー）
- ・手袋、靴下、エコバッグ等仕入れ販売
- ・廃品回収 など

(2) 大垣市総合福祉会館

【連絡先】

大垣市馬場町124番地

電話：78-8181

FAX：81-6200

【会館の管理】

社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

【概要】

大垣市総合福祉会館は、障がいのある方や児童、高齢者の方をはじめとするすべての市民の皆さんの福祉活動を推進し、福祉活動の拠点として、又憩いの場として、幅広く利用していただくための施設です。



【施設利用について】

使用時間 9:00 ~ 21:00 休館日 年末年始

申し込み他

- ・会館を使用される場合は、使用する日の7日以上3ヶ月以内に、所定の「使用許可申請書」を1階社会福祉協議会事務局へ提出してください。（電話、郵送等による申し込みはできません。）
- ・申し込み時間は次のとおりです。平日 9:00 ~ 17:00
- ・大垣社協のホームページにて貸館の空き情報を掲載しています。

(3) 大垣市老人福祉センター

【連絡先】

大垣市寺内町4丁目94番地1

電話：73-5002 FAX：73-5002

【会館の管理】

社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

【概要】

老人福祉法に基づいた福祉施設で市内在住の高齢者（60歳以上）に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場を提供し、健康で明るい生活を送っていただくことを目的としています。



【現在活動中の教養講座】

華道・書道・水墨画・三味線・民踊・茶道・大正琴・囲碁・樂氣会（中国氣功）・ばらの会（カラオケ）・すみれの会（体操）・元気はつらつ会・華道専正池坊・レクダンスクラブS・かわいい体操会・ナツメロ（カラオケ）・寿カラオケ・手品の会・げんきの会（体操）・将棋

【施設利用について】

利用される際、団体の場合は使用許可申請書の提出を、個人の場合は住所・氏名・年齢が確認できるものを提示してください。

開館時間 9:00 ~ 17:00 休館日 日曜日・祝日（敬老の日を除く）・年末年始

入浴時間 毎週月・水・金曜日 12:00 ~ 15:00

(4) 上石津老人福祉センター 悠楽苑

【連絡先】

大垣市上石津町牧田4780

電話：46-3301

FAX：46-3302



【会館の管理】

社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

【概要】

老人福祉法に基づき、地域の高齢者（60歳以上）に対し、各種の相談に応じるとともに健康増進、教養の向上と生きがいづくりの場として、健康で明るく有効に利用して頂くことを目的とした施設です。平成元年にオープンし、お互いの交流を深めながら、心も体もいきいきと、生きがいをもって利用されています。また、各種団体の幅広い活用も受け付けます。

【施設利用について】

利用される際、団体の場合は使用許可申請書の提出を、個人の場合は住所・氏名・年齢が確認できるものを提示してください。

休館日 土曜日・日曜日・祝日（敬老の日を除く）・年末年始

開館時間 9:00～17:00

入浴時間 毎週月曜日～金曜日 10:30～16:00

(5) 墨俣老人福祉センター

【連絡先】

大垣市墨俣町上宿451番地1

電話：62-3116



【会館の管理】

社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

【概要】

老人福祉法による老人福祉施設で、健康の増進・教養の向上及びレクリエーション並びに各種の相談の場として、市内在住の高齢者（60歳以上）に対し便宜を総合的に供与する目的で設置されたもので、各団体の活動拠点として、また個人においては語らいの場、憩いの場として多くの方に利用されています。

【施設利用について】

利用される際、団体の場合は使用許可申請書の提出を、個人の場合は住所・氏名・年齢が確認できるものを提示してください。

休館日 土曜日・日曜日・祝日（敬老の日を除く）・年末年始

開館時間 9:00～17:00

入浴時間 毎週月・水・金曜日 13:00～16:00

『みんなでいいまちつくろうよ

地区社協活動のてびき　　社協活動のあらまし』

(最終更新日)　令和7年5月

(発行者)　社会福祉法人　大垣市社会福祉協議会

〒503-0922

岐阜県大垣市馬場町124 大垣市総合福祉会館内

電話 0584-78-8182